

國史跡 桜井古墳

保存整備事業報告書 整備編

2002

福島県原町市教育委員会

国史跡 桜井古墳

保存整備事業報告書 整備編

2002

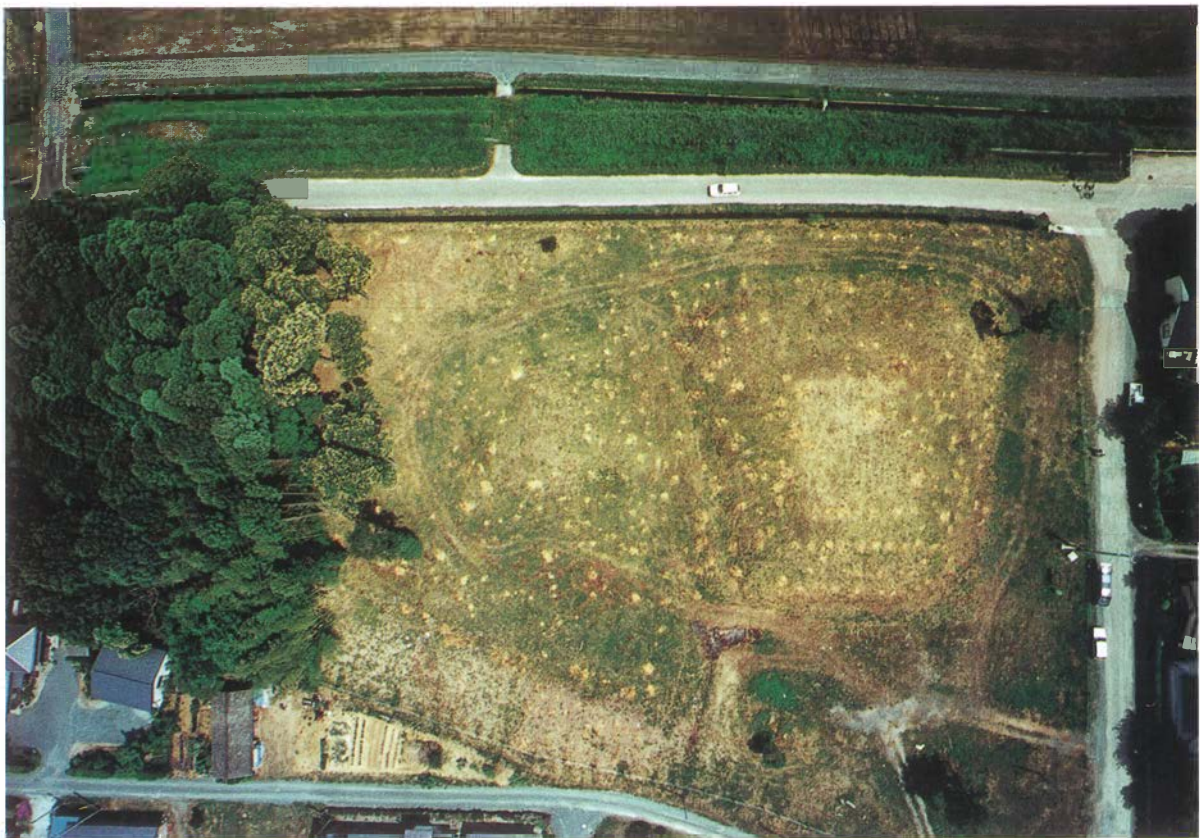
福島県原町市教育委員会



1 上空から見た桜井古墳周辺



1 桜井古墳全景（南から）



2 桜井古墳全景（真上から）



1 桜井古墳全景（北から）



2 桜井古墳全景（西から）



1 整備後の桜井古墳（南西から）



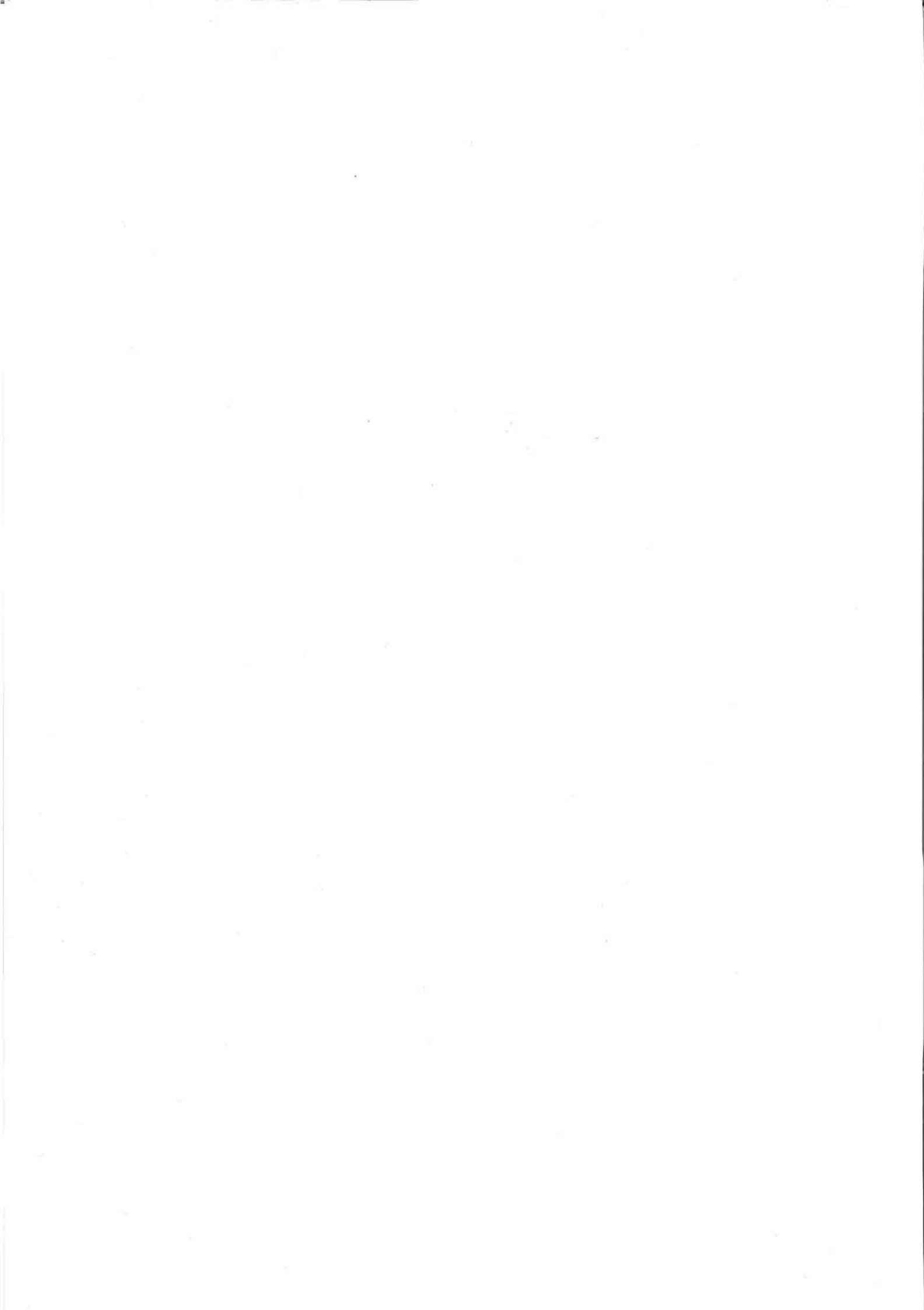
2 整備後の桜井古墳（北から）



1 整備後の桜井古墳（西から）



2 整備後の桜井古墳（西から）



序 文

桜井古墳は、今からおよそ1600年前に現在の原町市を治めた首長が眠る、東北地方を代表する前方後方墳です。またこの地には桜井古墳以外にも多くの古墳が築かれており、古墳時代後期まで連綿と古墳を築いた場所であることがわかっています

この東北地方を代表する古墳群は昭和30年の測量調査をもって国の史跡に指定されました。以後1985年の範囲確認調査では、未指定だった前方部や周溝にいたる範囲まで国の指定を受け、現在まで古墳の姿が大きく破壊されることなく保存されてきました。

以後、この桜井古墳を保存整備し、生涯学習の場として利用することを目的とした桜井古墳保存整備事業が採択されたことにより、平成8年・9年度の2ヵ年をかけて史跡用地を買上げました。その後3ヵ年をかけて築造当時の姿を再現するための発掘調査が実施され、徐々に1600年前の桜井古墳の姿が明らかになってきました。

平成12年度・13年度には築造当時の桜井古墳が再現され、古代の遺跡を実際に体験できる野外博物館として広く活用されるものと期待しています。

最後に本事業の計画から完成まで多大なるご支援、ご協力をいただきました地域桜井、上渋佐、高見町の皆様に心からお礼申し上げますとともに、ご指導いただきました文化庁文化財部記念物課、福島県教育委員会文化課、ならびに桜井古墳保存整備指導員会の関係各位に厚く感謝申し上げます。

平成14年3月

原町市長 鈴木 寛 林

例 言

- 1 本報告書は国指定史跡桜井古墳にかかる保存整備事業の報告書である。
- 2 本整備事業は文化庁特別史跡名称天然記念物保存修理の採択を受け平成8年から13年にわたって実施した。
- 3 本整備事業に係る費用は国庫補助金並びに福島県補助金の交付を受けて実施した。
- 4 本事業は国指定史跡桜井古墳の史跡指定範囲8285.45㎡を対象にしている。
- 5 本事業に係る基本設計並びに実施設計は財団法人福島県総合緑化センターが行った。
- 6 墳丘復元設計及び施工管理は原町市建設経済部都市計画課に依頼した。
- 7 本事業の墳丘復元工事の施工は石川林業株式会社、墳丘周辺工事は株式会社滝建設、修景工事は株式会社東北造園、電気設備工事はかしま電設株式会社が行った。
- 8 本報告書の執筆・編集は荒淑人がおこなった。また文章並びに挿図の一部は財団法人福島県緑化センターが行った基本設計、実施設計から引用並びに転載している。
- 9 本報告書に掲載した内容は、国庫補助事業によって実施した桜井古墳保存整備事業のほか、自治省起債事業で実施した桜井古墳周辺整備事業についても集録している。
- 10 本事業の実施は「桜井古墳保存整備指導委員会」で検討し原町市教育委員会が実施した。保存整備指導委員会並びに指導機関、事務局体制は以下のとおりである。

桜井古墳保存整備指導委員会

職 名	氏 名	担当分野	所 属
委員長	大塚 初重	考 古	明治大学教授（平成6年度～平成9年度） 明治大学名誉教授（平成9年度～）
委 員	塩田 敏志	造 園	東京農業大学教授
委 員	玉川 一郎	考 古	福島県立原町高等学校教諭 （平成6年度～平成9年度） 福島県立富岡養護学校教頭（平成13年度～）
委 員	小林 敬一	都市計画	東北芸術工科大学助教授
委 員	西 徹雄	歴 史 学	原町市教育委員会文化課 文化財保護係調査員（平成6年度）

指 導 ・ 助 言

氏 名	所 属	職 名	年 度
増 渕 徹	文化庁文化財保護部記念物課	文化財調査官	平成6年度
西村 健彦	文化庁文化財保護部記念物課	文化財調査官	平成7年度
岸本 直文	文化庁文化財保護部記念物課	文化財調査官	平成8年度
伊藤 正義	文化庁文化財保護部記念物課	文化財調査官	平成9年度
小林 克	文化庁文化財保護部記念物課	文化財調査官	平成9年度
磯村 幸男	文化庁文化財保護部記念物課	文化財調査官	平成10・11年度
本中 眞	文化庁文化財保護部記念物課	文化財調査官	平成12・13年度
坂井 秀弥	文化庁文化財保護部記念物課	文化財調査官	平成12・13年度
荒木 隆	福島県教育庁文化課	文化財主査	平成6・7年度
宍戸 弘治	福島県教育庁文化課	文化財主査	平成8・9・10年度
玉川 一郎	福島県教育庁文化課	文化財主査	平成10・11・12年度
長島 雄一	福島県教育庁文化課	文化財主査	平成11・12・13年度
佐藤 耕三	福島県教育庁文化課	文化財主査	平成9年度
西 徹雄	野馬追の里歴史民俗資料館 野馬追の里原町市立博物館	館 長	平成8年度 平成9年度

事 務 局 体 制

	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
教 育 長	渡部 秀夫	渡部 秀夫	井村 寛	千葉 良則	鈴木 清身	鈴木 清身	鈴木 清身	鈴木 清身
教育次長・事務局長	中田 幸夫	横山 英夫						木幡 新一
生涯学習部長・事務局			中善寺敏行	中善寺敏行	佐藤 一男	佐藤 一男	渡部紀佐夫	渡部紀佐夫
生涯学習部次長・事務局次長			佐藤 禎一	佐藤 一男	渡部紀佐夫	阿部 敏夫	阿部 敏夫	阿部 敏夫
文化課長・文化財課長	佐藤 一男	佐藤 一男	佐藤 一男	大内 勝	阿部 敏夫			
主幹兼市史編纂室長				高倉 一夫	高倉 一夫	高倉 一夫	高倉 一夫	高倉 一夫
係 長	鈴木 吉久	高田 毅	高田 毅	高田 毅	小田 幸夫 山家 正勝	小田 幸夫 堀 耕平	小田 幸夫 堀 耕平	堀 耕平
係 員	平田 良親	木幡 雅巳	木幡 雅巳	木幡 雅巳	木幡 雅巳	山内 茂樹	山内 茂樹	渡辺 芳信
	堀 耕平	鈴木 文雄	鈴木 文雄	鈴木 文雄	鈴木 文雄	鈴木 文雄	鈴木 文雄	二本松文雄
	斎藤 直之	堀 耕平	堀 耕平	堀 耕平	堀 耕平	荒 淑人	北山 淑英	北山 淑英
	館岡 るみ	館岡 るみ	荒 淑人	荒 淑人	荒 淑人	佐藤 祐太	荒 淑人	荒 淑人
			館岡 るみ	綱川 裕子	安達 訓仁	岩谷こずえ	藤木 海	藤木 海
					久松 舞子	狭川 麻子	狭川 麻子	狭川 麻子
					綱川 裕子	綱川 裕子	小林美枝子	小林美枝子
					小林美枝子			

11 本整備事業に際してはご指導いただいた文化庁文化財部記念物課、福島県教育委員会文化課、上渋佐行政区、上渋佐地区ほ場整備施工委員会、地域住民の皆様をはじめとする関係各位ご協力によることを明記し心より御礼申し上げます。

目 次

序 文
例 言
目 次
挿図目次
図版目次

第1章 保存と調査	5
第1節 桜井古墳を取り巻く環境	5
第1項 地理的環境	5
第2項 沿革	8
第3項 桜井古墳群の歴史的環境	11
第2節 調査の概要	16
第1項 第1次調査	16
第2項 第2次調査	16
第3項 第3次調査	17
第2章 保存整備に至る経過	32
第1節 史跡指定に至る経過	32
第2節 事業経過	33
第3章 計画の立案	35
第1節 基本計画	35
第1項 計画地の条件	35
第2項 基本方針	35
第2節 桜井古墳ゾーン	38
第1項 桜井古墳の現状	38
第2項 桜井古墳の計画	38
第3項 2・13号墳の計画	38
第4項 野馬土手の計画	39
第5項 園路計画	39
第6項 照明計画	40
第7項 案内施設計画	40
第8項 修景計画	40
第9項 その他の計画	42
第3節 上洪佐ゾーン（7号墳）	42
第1項 7号墳の現状	42
第2項 園路計画	42
第3項 案内施設計画	42
第4項 植栽計画	42
第5項 その他の計画	43

第4節	管理サービスゾーン	43
第1項	管理サービスゾーンの現状	43
第2項	駐車場・駐輪場計画	43
第3項	ガイダンス施設計画	43
第4項	トイレ施設計画	44
第5項	円形広場計画	44
第6項	園路計画	44
第7項	照明施設計画	44
第8項	植栽計画	45
第4章	実施設計と施工	46
第1節	桜井古墳ゾーン	46
第1項	目的	46
第2項	実施計画の範囲	46
第3項	造成	47
第4項	階段・園路	61
第5項	植栽	77
第6項	案内施設	88
第7項	休養・管理施設	96
第8項	電気・機械施設	99
第2節	2号墳・7号墳・管理サービスゾーン	114
第1項	目的	114
第2項	実施計画の範囲	114
第3項	造成・復元	114
第4項	園路・広場	118
第5項	給排水計画	125
第6項	給水設計	125
第7項	排水設計	125
第8項	建築設計	127
第9項	円形広場	129
第10項	電気設備設計	129
第11項	植栽設計	130
第12項	案内施設設計	135
第13項	その他の施設設計	136
第5章	管理運営	147
第1節	管理運営の基本方針	147
第1項	管理運営体系	147
第2項	管理運営指針	147
第3項	管理計画	148
第4項	運営計画	150

第6章 今後の課題	152
第1節 都市公園を取りまく状況と課題	152
第1項 バリアフリー・ユニバーサルデザインへの流れ	152
第2項 余暇動向の変化	153
第2節 遺跡の保存整備の状況と課題	155
第1項 遺跡保存の現状	155
第2項 遺跡を保存整備する理由	155
第3項 遺跡保存整備の内容	156
第4項 遺構展示手法	156
第5項 先進地事例	159

奥付け

挿 図 目 次

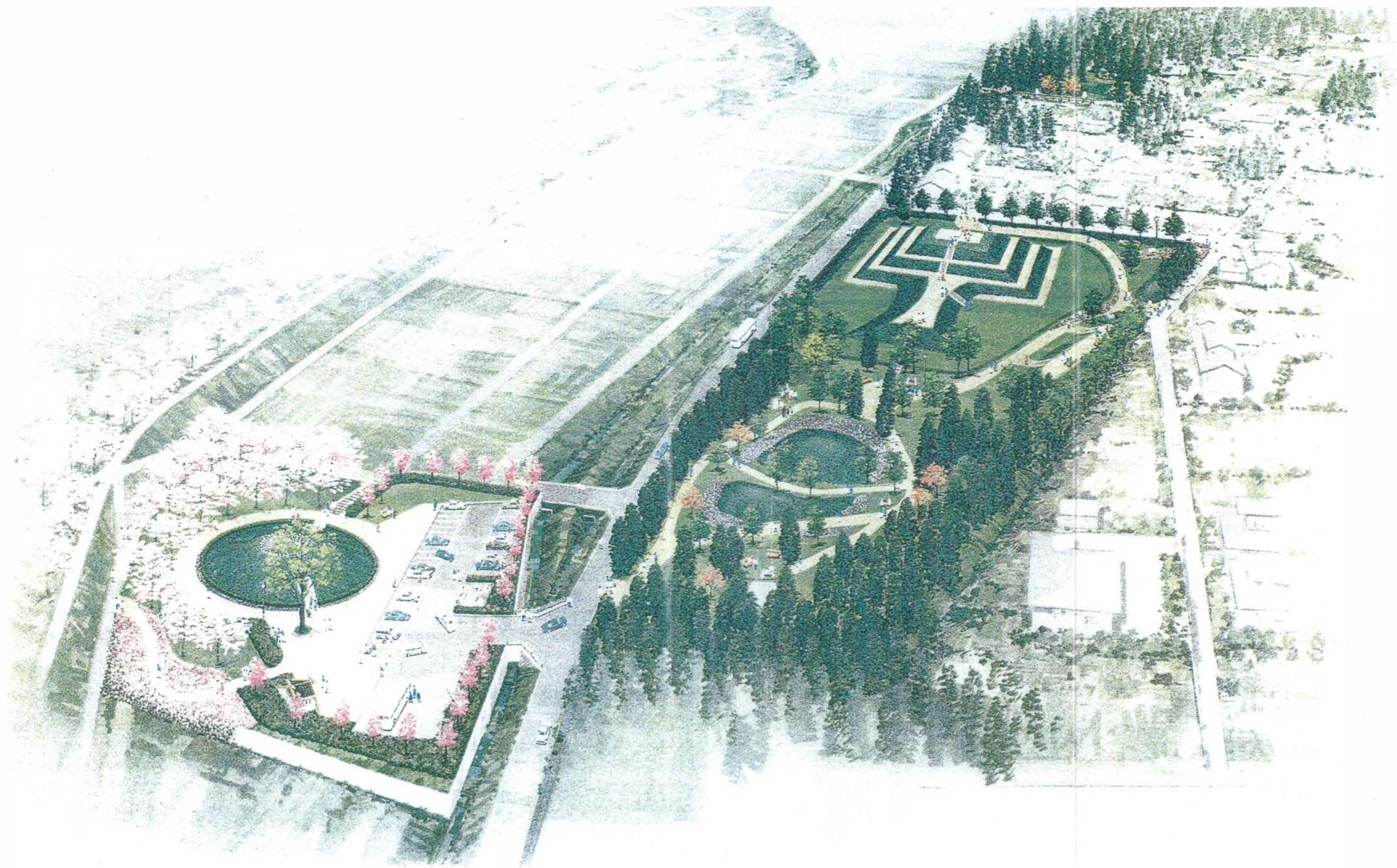
桜井古墳公園完成予想図	1	図26 張芝展開図	78
桜井古墳公園全体計画平面図	3	図27 植栽詳細図	79
図1 原町市地形図	6	図28 解説板詳細図	88
図2 原町市地質図	7	図29 解説板詳細図	89
図3 桜井古墳群墳丘分布図	9	図30 解説板詳細図	90
図4 高見町支群調査平面図	14	図31 園名板詳細図	91
図5 上洪佐支群調査平面図	15	図32 指導標詳細図	91
図6 第1次調査測量図	16	図33 境界柵詳細図	96
図7 第2次調査測量図	17	図34 休憩施設詳細図	97
図8 墳丘測量図	19	図35 車止め詳細図	98
図9 調査平面図	21	図36 電気施設詳細図	99
図10 墳丘復元図	23	図37 野馬土手詳細図	100
図11 出土遺物	26	図38 野馬土手詳細図	101
図12 盛土造成平面図	46	図39 給水施設詳細図	102
図13 盛土造成縦断図	47	図40 給水施設詳細図	102
図14 法面展開図	48	図41 給水施設詳細図	103
図15 盛土造成(1)	49	図42 排水平面図	104
図16 盛土造成(2)	50	図43 2・13号墳平面図	115
図17 盛土造成(3)	51	図44 7号墳平面図	117
図18 盛土造成(4)	52	図45 管理サービスゾーン平面図	119
図19 盛土造成(5)	53	図46 2・13号墳植栽平面図	121
図20 舗装詳細図	61	図47 7号墳植栽平面図	124
図21 路盤断面図・排水断面図	62	図48 デッキ階段詳細図	126
図22 舗装詳細図	62	図49 ガイダンス施設平面・立面図	131
図23 階段詳細図	63	図50 管理サービスゾーン完成予想図	137
図24 舗装断面図	64	図51 管理サービスゾーン完成予想図	139
図25 植栽詳細図	78		

図版目次

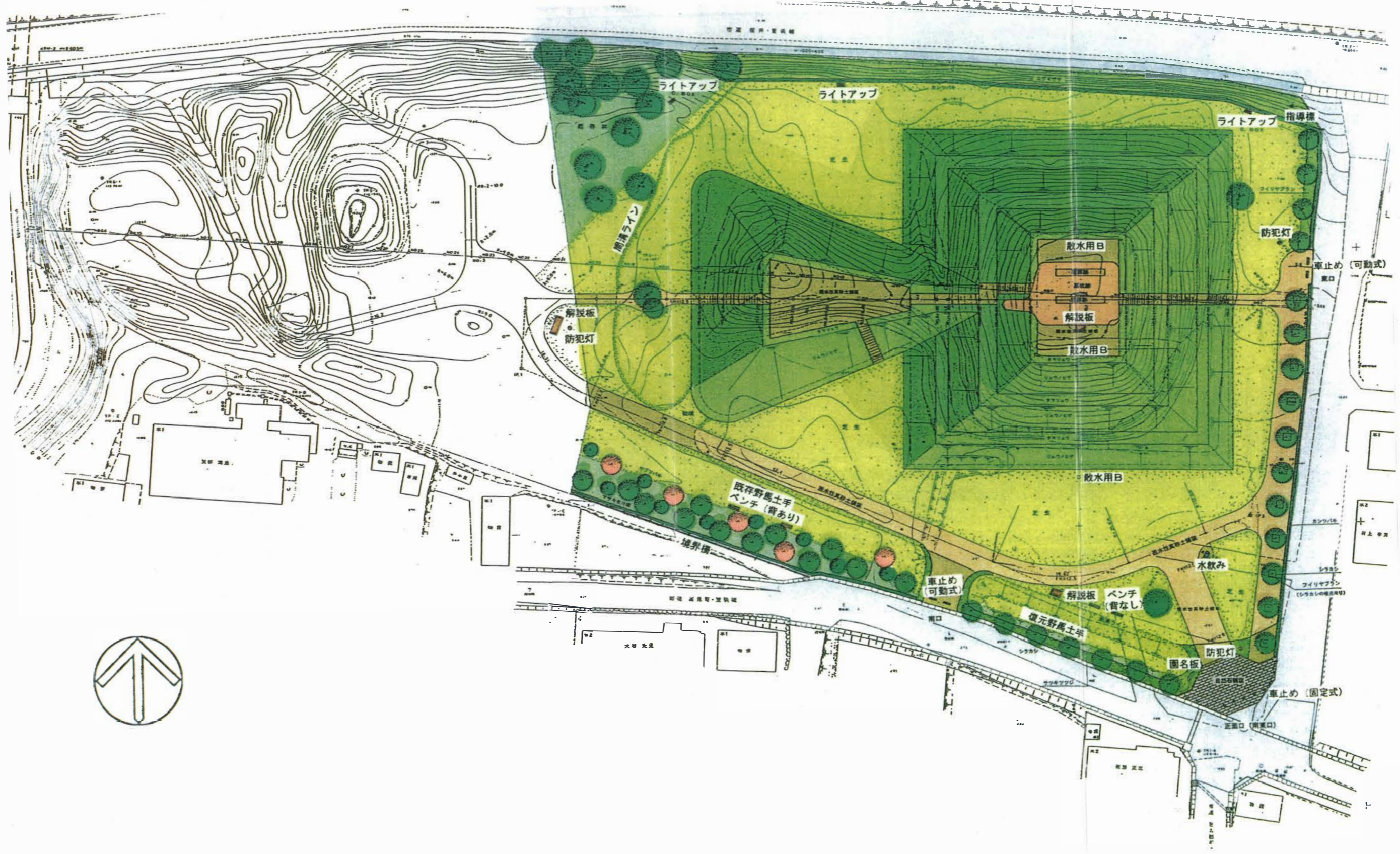
巻頭図版 1		7 前方部造成状況	
1 上空から見た桜井古墳周辺		8 野馬土手造成状況	
巻頭図版 2		図版 8	56
1 桜井古墳全景（南から）		1 盛土造成工（施工前後方部）	
2 桜井古墳全景（真上から）		2 盛土造成工（施工後後方部）	
巻頭図版 3		3 盛土造成工（施工後後方部）	
1 桜井古墳全景（北から）		4 盛土造成工（施工後後方部）	
2 桜井古墳全景（西から）		図版 9	57
巻頭図版 4		1 盛土造成工（施工前南から）	
1 整備後の桜井古墳（南西から）		2 盛土造成工（施工後南から）	
2 整備後の桜井古墳（北から）		3 盛土造成工（施工後北から）	
巻頭図版 5		4 盛土造成工（施工前前方部）	
1 整備後の桜井古墳（西から）		5 盛土造成工（施工後前方部）	
2 整備後の桜井古墳（西から）		図版10	58
図版 1	27	1 盛土造成工（前方部→後方部）	
1 平成10年度調査状況 1（北から）		2 盛土造成工（後方部→前方部）	
2 平成10年度調査状況 2（北西から）		3 盛土造成工（後方部北から）	
図版 2	28	4 盛土造成工（周溝）	
1 平成11年度調査状況 1（真上から）		5 盛土造成工（後方部墳頂）	
2 平成11年度調査状況 2（北東から）		6 盛土造成工（斜面）	
図版 3	29	7 盛土造成工（斜面）	
1 平成11年度調査状況 3（南から）		8 盛土造成工（斜面）	
2 平成11年度調査状況 4（北西から）		図版11	59
図版 4	30	1 盛土造成工（盛土状況）	
1 平成11年度調査状況 5（後方部）		2 盛土造成工（盛土状況）	
2 平成11年度調査状況 6（前方部）		3 盛土造成工（盛土状況）	
図版 5	31	4 盛土造成工（盛土状況）	
1 平成12年度調査状況 1（真上から）		5 盛土造成工（盛土状況）	
2 平成12年度調査状況 2（後方部西から）		6 盛土造成工（盛土状況）	
図版 6	54	7 盛土造成工（法面整形）	
1 施工後空撮 1（北から）		8 盛土造成工（法面整形）	
2 施工後空撮 2（西から）		図版12	60
図版 7	55	1 盛土造成工（施工前）	
1 造成前の桜井古墳		2 盛土造成工（丁張状況）	
2 造成前の桜井古墳		3 盛土造成工（丁張状況）	
3 造成工事状況		4 盛土造成工（丁張状況）	
4 造成工事状況		5 盛土造成工（丁張状況）	
5 後方部造成状況		6 盛土造成工（客土搬入状況）	
6 後方部造成状況		7 盛土造成工（客土搬入状況）	

8 盛土造成工（客土搬入状況）	5 路盤工
図版13 65	6 路盤工
1 路盤工（前方部→後方部）	7 路盤工
2 路盤工（前方部西側広場）	8 路盤工
3 路盤工（南側主園路）	図版24 76
4 路盤工（南側主園路）	1 路盤工
5 路盤工（東側園路）	2 路盤工
6 路盤工（南側主園路）	3 路盤工
7 路盤工（後方部西斜面）	4 路盤工
8 路盤工（後方部・南側主園路）	5 路盤工
図版14 66	6 路盤工
1 舗装（東側園路）	7 路盤工
2 舗装（西側園路）	8 路盤工
図版15 67	図版25 80
1 園路（南東出入口から）	1 墳丘リュウノヒゲ植栽状況
2 園路（墳丘南側主園路）	2 墳丘リュウノヒゲ植栽状況
図版16 68	3 墳丘リュウノヒゲ植栽状況
1 園路（南東出入口）	4 墳丘リュウノヒゲ植栽状況
2 園路（南側主園路）	5 墳丘リュウノヒゲ植栽状況
図版17 69	6 墳丘リュウノヒゲ植栽状況
1 墳丘施工（前方部→後方部）	7 墳丘リュウノヒゲ植栽状況
2 墳丘施工（後方部→前方部）	8 墳丘リュウノヒゲ植栽状況
図版18 76	図版26 81
1 公園北側出入口	1 植栽施工後（リュウノヒゲ）
2 公園南東出入口	2 植栽施工後（リュウノヒゲ）
図版19 71	3 植栽施工後（リュウノヒゲ）
1 遺構表示（後方部墳頂）	4 植栽施工後（リュウノヒゲ）
2 遺構表示（後方部墳頂）	5 植栽施工前（リュウノヒゲ）
図版20 72	6 植栽施工後（リュウノヒゲ）
1 墳頂平坦面舗装	図版27 82
2 遺構表示（墓道）	1 植栽（リュウノヒゲ）
図版21 73	2 植栽（タマリユウ）
1 階段施工（後方部東側）	図版28 83
2 階段施工（手摺）	1 植栽（高木）
図版22 74	2 植栽（高木）
1 階段施工（前方部）	3 植栽（中木）
2 階段施工（前方部）	図版29 84
図版23 75	1 植栽（ヤブラン）
1 路盤工	2 植栽（ヤブラン）
2 路盤工	図版30 85
3 路盤工	1 植栽（低木）
4 路盤工	2 植栽（低木）

図版31	86	5	給水施設工
1 植栽 (ヒメクマササ)		6	給水施設工
2 植栽 (低木)		7	給水施設工
図版32	87	8	給水施設工
1 二脚鳥居支柱		図版44	112
2 植栽 (ヤブラン)		1	排水施設工
3 植樹柵		2	排水施設工
図版33	92	3	排水施設工
1 園名板		4	排水施設工
2 解説板		5	排水施設工
図版34	93	6	排水施設工
1 解説板 (野馬土手)		7	排水施設工
2 遺構案内		8	排水施設工
図版35	94	図版45	113
1 解説板 (墳頂)		1	遺構表示 (棺)
2 解説板 (7号墳)		2	2号墳周溝表示
図版36	95	3	桜井古墳周溝表示
1 指導標		図版46	144
2 コンセントボックス・ハンドボール		1	2号墳整備後
図版37	105	2	13号墳整備後 (1号土塚墓)
1 ベンチ (背なし)		図版47	145
2 排水施設		1	7号墳整備後
図版38	106	2	7号墳整備後
1 境界柵 (桜調擬木)		図版48	146
2 境界柵 (木製)		1	7号墳デッキ階段
図版39	107	2	7号墳デッキ階段
1 車止め (東側出入口)		図版49	147
2 車止め (固定式)		1	北側出入口
図版40	108	2	総合案内板
1 照明施設 (防犯灯)			
2 照明施設 (フットライト)			
図版41	109		
1 野馬土手 (復元)			
2 野馬土手 (復元)			
図版42	110		
1 給水施設 (水飲み)			
2 給水施設 (止水栓)			
図版43	111		
1 給水施設工			
2 給水施設工			
3 給水施設工			
4 給水施設工			



桜井古墳公園完成予想図



桜井古墳公園全体計画平面図

第1章 保存と調査

第1節 桜井古墳を取り巻く環境

第1項 地理的環境

福島県原町市は、浜通り地方のいわゆる阿武隈高地東縁部東部の低地帯北方、相馬地方のほぼ中央に位置しており、東は太平洋に面し行政境としては、北は相馬郡鹿島町、南は小高町、西は飯館村・双葉郡浪江町と境界を接している。人口は約49,800人、面積は約199.66㎡で、当地方の産業及び政治面での中核都市となっている。主要交通網は南北方向に縦走するJR常磐線と国道6号線であり、仙台方面や市内などへの通勤・通学手段として利用されている。

原町市の地形は、西部域を南北方向に縦走する阿武隈高地、そこから派生する相双丘陵・常磐丘陵と称される標高100m以下の低丘陵、及び丘陵間に開析された沖積平野とで構成されている。全体として阿武隈高地にかかる西側が高く、東部にいくにつれて標高を下げている。阿武隈高地東縁部と浜通り低地帯と双葉丘陵地域（岩沼一久之浜構造線）によって地質的に明瞭に区分され、低地帯もまた断層以東の相双丘陵地域と以南の常磐丘陵地域とに区分されている。阿武隈高地は東西約50km・南北約200kmの規模を有し、古生代から新生代中頃新第三紀中新生に至る地質を有し、北上高地と並ぶ日本最古の地質構造を形成している。基盤層は古生代末期のアパラキア褶曲と中生代末期のララマイド褶曲に代表される二度に渡る世界的な造山運動の際に、古生層及び中生層に貫入した古期及び新期・最新期の花崗岩、変成岩類である。地形的には山頂がなだらかな隆起準平原を呈しており、原町市付近の標高は500～600m前後になっている。高地周辺では標高100～150m前後を測り、東延するにしたがって徐々に高度を下げ、海岸部では20～30mを測る。

阿武隈高地裾部から東に派生している低丘陵は、新生代第三紀に形成された固結度の低い凝灰岩質砂岩で構成されており、双葉断層により、上層部の相双丘陵（滝の口層）と中・下層の常磐丘陵地域とに区分されている。第四紀洪積世における氷河期と間氷期の海水準変動により、丘陵上には海成及び河成の段丘が構成され、高位より順に第1段丘、第2段丘、と命名されている。原町市内では埋没段丘を含む7段丘の存在が知られており、特に第1段丘である畦原段丘と第4段丘である雲雀ヶ原扇状地が発達しているが、他は河川上流域沿いに小規模に分布する在り方を呈している。低丘陵の間には、各河川が樹枝状に開析した谷間に土壌が埋没した沖積平野が入り込んでいる。標高は20m以下であり、縄文時代前期を中心とする海進期には海岸部の大部分が海水面下にあったと考えられており、大木2a式期の遺跡である萱浜の赤沼遺跡の調査では、海水面を標高6m前後に求めている。現在ではほ場整備が進み、一面の美田地帯が形成されている。

〈参考文献・引用文献〉

福島県原町農地事務所編 1985 『原町地盤沈下対策事業誌』

福島県原町農地事務所・福島県原町地盤沈下対策事務所

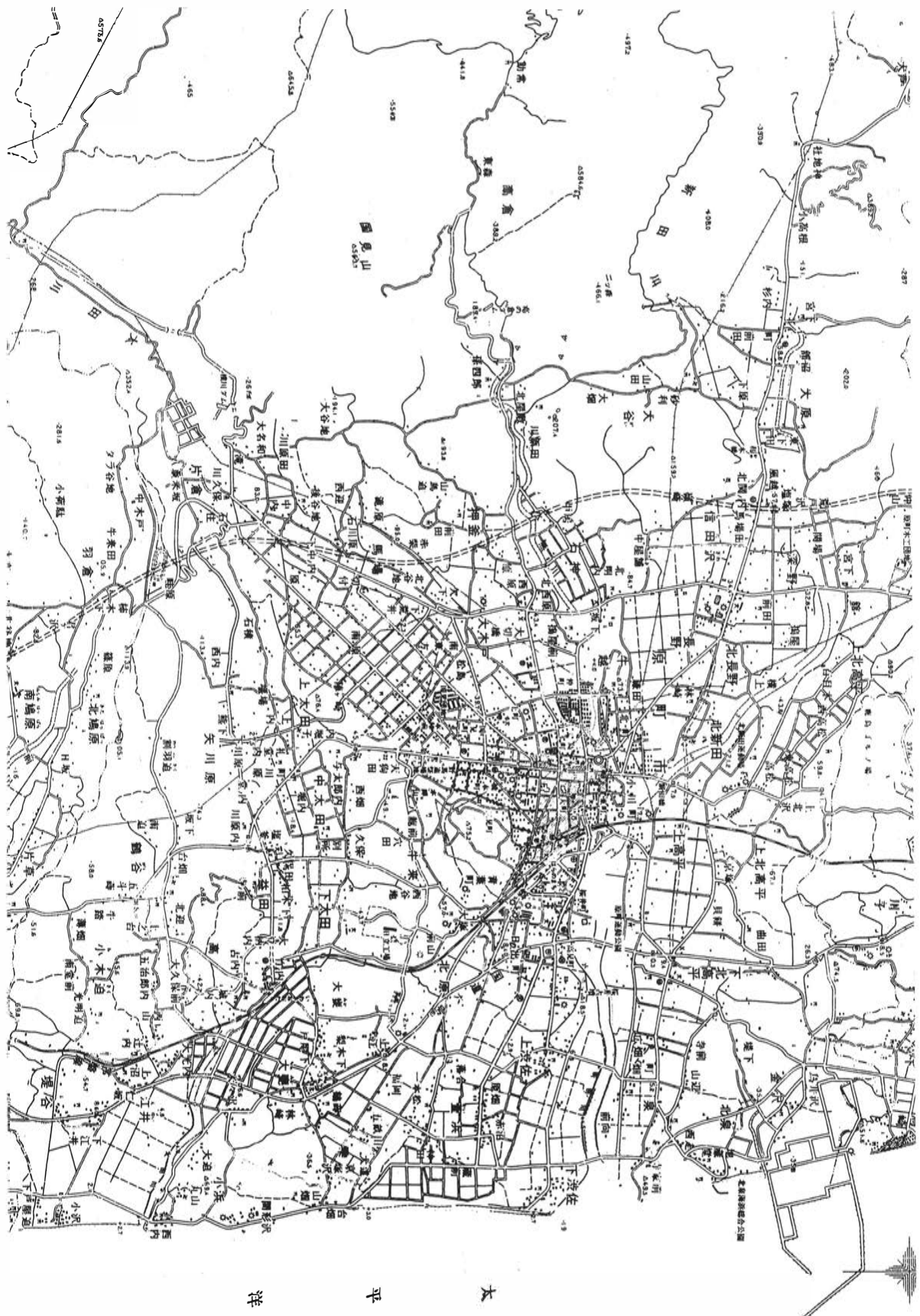
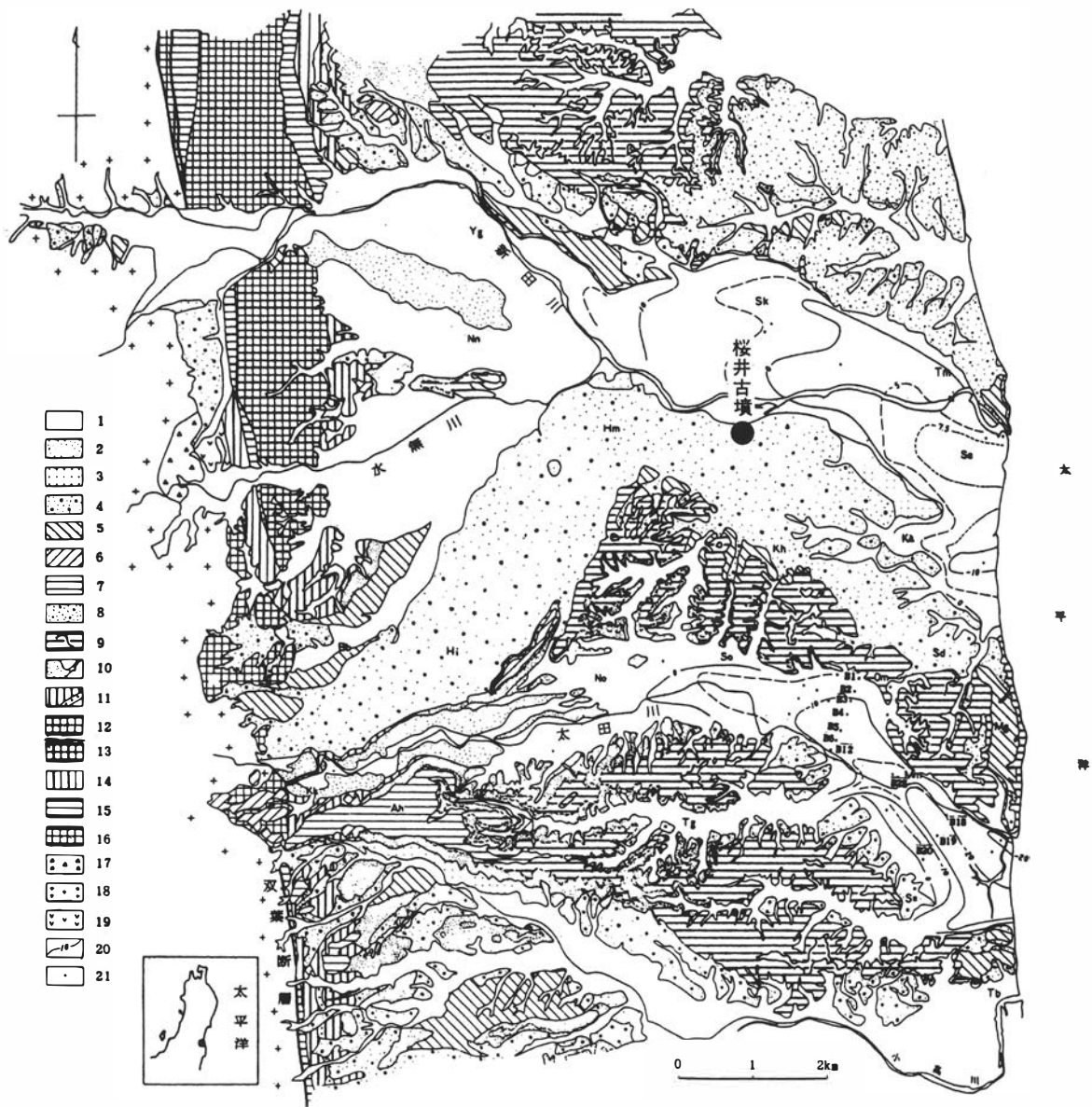


图1 原町市地形图



1: “沖積層”, 2: 第6段丘構成層, 3: 第5段丘構成層, 4: 第4段丘構成層, 5: 第3段丘構成層, 6: 第2段丘構成層, 7: 第1段丘構成層, 8~11: 竜の口層, 8: 同c層(砂岩), 9: 同c層(シルト岩・京塚沢凝灰岩), 10: 同b層, 11: 同a層, 12~19: 基盤岩類, 12: 塩手層, 13: 小山田層, 14: 富沢層, 15: 中の沢層, 16: 栃窪層, 17: 古生層, 18: 花崗岩類, 19: 脈岩, 20: 竜の口層上面標高(m), 21: ボーリング地点と孔番, Ah: 畦原, Bb: 馬場, Hi: 雲雀ヶ原, Hm: 原町市街, Ht: 東高松, Ka: 菅浜, Kh: 北原, Kk: 片倉, Mg: 間形沢, Mm: 米々沢, Nn: 長野, No: 中太田, Om: 大甕, Sd: 琴, Se: 下江井, Sk: 下北高平, So: 下太田, Ss: 下渋佐, Tb: 塚原, Tg: 鶴谷, Tm: 館前, Yg: 横上

図2 原町市地質図

第2項 沿革

①古代～近世

原町市の市街地は段丘上に立地しており、その周囲には丘陵地や河川の氾濫原が広がっている。この地域は古来、人々の生活の場となっており、数多くの遺跡が所在している。

旧石器時代の遺跡は市内西部域の山間部で確認されている。縄文時代には旧石器時代の遺跡同様に山間部で生活が営まれる以外に、海岸域にまで遺跡の広がりが見られる。弥生時代の遺跡は桜井古墳群が所在する河岸段丘の縁辺や標高40mほどの丘陵上から発見されているが、旧石器時代、縄文時代の遺跡が所在していた山間部には集落は営まれていない。このことは、弥生時代の生活範囲が河川の周辺に移動したことがうかがえ、生活の基盤が稲作に代表される生産社会に変化したものと考えられる。古墳時代には、前段階の弥生時代の遺跡度ほぼ同じ場所に墳墓が築かれる。特に新田川右岸の河岸段丘上に位置する桜井古墳は原町市のみならず、東北地方を代表する遺跡である。

奈良時代になると新田川の左岸に陸奥国行方郡家である泉廃寺跡が造営され、また低位丘陵からは製鉄遺跡や瓦窯跡などの生産遺跡が発見されている。この背景にはこの地が畿内を中心と律令国家の支配体制下に編成されていたことを示している。中世になると市内の所々に中世城館が築かれる。これらの遺跡は中世のこの地を支配した地方豪族の屋敷跡で、奈良・平安時代のような畿内政権を中心とした支配体制から、地方豪族の権力の台頭してきたことを示している。鎌倉時代には現在の千葉県である下総国から移ってきた相馬氏は、15世紀末までには宇多郡、行方郡、標葉郡の三郡を支配し、近世には奥州中村藩を築いた。藩主居城が中村に置かれた後の原町市は、浜街道の宿場町として発展した。この街道筋が現在の中心市街地の歴史核となっている。またこの町の周囲には野馬追原（牛越原）が広がっていた。やがてその放牧地をぐるりとめぐる野馬土手が築かれ、今日にその跡が残されている。妙見社の祭礼であり、また練武策も兼ねていたという野馬追は、今日に伝えられ野馬追祭として益々盛んとなっている。1978年には国の重要無形民俗文化財にも指定されている。

②近代

明治4年（1871年）に区会所を設置。明治12年（1879年）戸長制度に従い戸長役場制を経て、明治22年（1889年）4月、町村制実施の際、原町村と称し、明治30年（1897年）9月に町制を施行して原町と改称された。

明治31年4月常磐線原ノ町駅の開設に伴い新たな産業が起こり、世帯数、人口ともに急増した。更に大正10年（1921年）10月には当時において東洋一の高さを誇る無線塔（昭和57年（1982年）3月老朽化のため解体された）が建設され、国際通信の花形として注目を集め、大正12年（1923年）9月に起きた関東大震災には、その惨状をいち早くアメリカに報道するなど「原町」の名を全世界に広く知らしめ、新興都市としての長足の発展を遂げた。

昭和29年3月には、町村合併促進法に基づき、1町3ヶ村原町・高平村・太田村・大甕村が合併して市制を施行し、さらに昭和31年9月に旧石神村が合併し「原町市」が誕生した。昭和46年に国道6号の完全舗装と常磐線の完全電化、そして昭和48年に福島県行政関係事務所が開



図3 桜井古墳群墳丘分布図

設されるなど相双の中心都市として発展する基盤が着実に整備され今日に至っている。

③地 勢

原町市は、西部に阿武隈山地が縦走し、山裾から東方の太平洋に向かって平坦地で調和のとれた環境を形成している。最も高い所での標高は656mで、地形的には大きく丘陵・段丘と低地に分けることができる。この阿武隈山地を水源として2級河川である新田川と太田川が沖積平野及び扇状地を形成しながら太平洋に注いでいる。

④気 候

原町市の気候は、太平洋の黒潮海流の影響を受けて、比較的夏は涼しく冬は温暖で暮らしやすい海洋性気候となっている。

昭和55年から平成6年までの平均値では、年間平均気温が11.8℃、年間降水量は、1,352mmとなっている。また、風は10月から4月が北西、5月から9月が東よりとなっている。雨量は秋に最も多く、次いで梅雨時であり、冬には降雪も少なく晴天の日が多いため湿度が極端に下がり、山火事等の発生しやすい気象条件となる。

第3項 桜井古墳群の歴史的環境

桜井古墳群に点在する墳墓は、新田川下流域によって形成された河岸段丘の縁辺に位置している。古墳群はこの河岸段丘の縁辺沿いに植林された杉木立の中に確認され、現在までに東西約800m・南北約300mの範囲に大小約37基の墳墓が確認されている。現在までに確認されている墳墓は現地踏査や発掘調査によってその存在が明らかになっているものであるが、これらの墳墓以外に福島県史の中に現在では確認することができない墳墓の存在が記されている。現在確認されている37基の墳墓と未確認の墳墓を合わせると、桜井古墳群は総数44基で構成される大規模な古墳群であると考えられる。これらの総数44基で構成される桜井古墳群は、段丘上を流れてくる小さな川を境に古墳の分布に顕著なまとまりが見られ、谷を境に東側を高見町支群、西側を上渋佐支群として分けられている。

上渋佐支群には前方後方墳である桜井古墳（上渋佐支群1号墳）や、一辺約27.5mの方墳である上渋佐支群7号墳、その他直径15m前後の円墳、墳丘や周溝を持たずに割竹形木棺を直葬した土塚墓1基、あわせて合計12基が確認されている。上渋佐支群は高見町支群と比べて墳丘の保存状況は良好であるが、その大部分は未調査のまま保存されており、支群全体の様相については不明な点が多い。

上渋佐支群で発掘調査が行われ、古墳の詳細が確認されている古墳は1号墳（桜井古墳）2号墳・7号墳である。2号墳は直径20mを測る円墳である。残念ながら埋葬施設は後世の土地利用において大きな攪乱を受けており詳細は不明であったが、堅穴状の墓壇内から断片的ではあるが帯状の白色粘土が確認されたことから割竹形木棺を直葬したものと推測される。また攪乱の土中から残存長5cmの鉄剣片が出土したことから、2号墳の築造年代は5世紀代と考えられている。

7号墳は一辺27.5mを測る大型の方墳であり、周囲には不整形ながらも周溝をめぐらしてい

る。墳頂平坦面には長軸を東西方向に向けた長さ約8m、幅約4mの墓壇が確認された。墓壇は二段に掘り込まれており、下段墓壇内に組合式木棺を安置したものと考えられる。2段墓壇や組合式木棺は、桜井古墳群では初めて確認された埋葬形態である。棺は長軸約4m・短軸約1mを測り棺の両端には長さ約1mの粘土塊が検出された。棺の内部からは多量のベンガラと水銀朱が検出され、棺材内部はベンガラで赤彩されており、棺の所々には水銀朱を散布していたと考えられる。副葬品は被葬者の頭部左側に珠文鏡一面、腰から足付近左側に鉄製鉈一点、同位置右側に不明有機製品が出土している。土器資料では良好な遺物はなく古墳の築造年代については検討を要するが、珠文鏡や出土した土器片の検討から築造年代は4世紀代と推定されており、桜井古墳群内においては最も早い時期に築造された古墳であると考えられる。

一方、高見町支群は2000年（平成12年）までに合計7回の発掘調査が行われており、上洪佐支群と比べると調査の数は多く、支群の内容について多くの成果が蓄積されている。これまでの調査では、高見町支群には合計25基の古墳と、縄文時代晩期から古墳時代にかけての住居跡等が確認されている。高見町支群で確認された古墳は戦後の開拓による土地利用により墳丘の大部分が削平されており、発掘調査では削平を免れた周溝や埋葬施設が確認されることが多い。現在でも墳丘が残存している古墳は1・3・4号墳である。

1号墳の発掘調査は1967年（昭和42年）と1997年に行われている。調査では良好な出土遺物には恵まれなかったが、1号墳は直径12m、高さ約1mの円墳であることが確認された。埋葬施設からは棺の身と蓋を止めるための白色の粘土及び小口板を押さえるための粘土塊が検出されたことから割竹形木棺の直葬墓であったと考えられている。1号墳の年代については、良好な出土遺物が無かったため遺物による年代決定は困難であるが、粘土施設が確認されたことから4世紀末から5世紀初頭として報告されている。

1994年（平成6年）に実施された高見町A遺跡の発掘調査では、古墳1基と竪穴住居跡が検出された。古墳は直径約12mの円墳で周囲には幅約2mの周溝が検出され、高見町2号墳と命名されている。2号墳の墳丘や埋葬施設はすでに削平されており、古墳全体の様相については不明な点が多いものの、周溝堆積土中から出土した土器は東北地方土師器編年引田式のもので古墳時代中期の年代が与えられている。特に、竪穴住居跡からは弥生時代終末期の十王台式土器と古墳時代前期の塩釜式土器の共伴が確認されている。十王台式土器の出土としては本遺跡が最北例となっている。

同年には桜井古墳東側の史跡隣接地における桜井A遺跡の発掘調査が実施され、古墳時代前期である塩釜式の複合口縁壺の口縁部から肩部にかけた土器が出土した。

1995年（平成7年）の高見町A遺跡の発掘調査では、円墳が10基、刳抜石棺を埋葬した土壇墓2基、箱式石棺1基とともに21軒の竪穴住居跡が確認された。確認された古墳の規模は高見町1号墳直径12m・3号墳直径11m・4号墳直径11m・5号墳直径11m・6号墳直径12m・7号墳直径8mである。9号墳・10号墳・12号墳・13号墳については周溝の一部が確認されただけであり、墳丘規模は不明である。8号墳・11号墳は墳丘や周溝などを伴わない刳抜石棺、14号墳は箱式石棺である。確認された古墳の周溝堆積土には榛名二ツ岳伊香保テフラ（FP）が

確認されたことにより、6世紀中葉以前には築造されていたことが確認されている。

1996年（平成8年）の個人宅地建設に伴う発掘調査では4基の古墳と縄文時代晩期から弥生時代中期の竪穴住居跡が確認されている。古墳については16号墳が直径約10m、18号墳は直径約12mを測る円墳である。18号墳では割竹形木棺を直葬した埋葬施設が確認され、棺外の副葬品として6世紀中葉から後葉の坏が出土している。

1999年（平成11年）には2度の発掘調査が行われ、合計8基の古墳および26軒の竪穴住居跡が確認されている。確認した古墳は、15号墳が墳丘主軸長約20m（後円部径約15m・前方部長約5m）の前方後円墳であり、20号墳は直径7m、21号墳は直径12m、22号墳は直径8m、23号墳は直径7m、24号墳は直径7m、25号墳は直径11mの円墳であることが判明した。前方後円墳は当古墳群では初めて確認された墳丘形態である。15号墳の埋葬施設は後円部中央に割竹形木棺が設置されており、副葬品として直刀1振、鉄鏃5点、刀子1口が出土した。周溝から出土した壺型土器や坏から6世紀中頃の築造年代が考えられる。

12号墳は、マウンドは削平されていたが幅約2mの周溝が確認され、直径10mの円墳であることが確認された。墳丘部の中央付近には埋葬施設が確認され、棺は割竹形木棺であり、副葬品として鉄製轡や両頭金具などの馬具が出土し6世紀中頃から後半の年代が想定されている。

《参考文献・引用文献》

- 1956 大塚初重 「前方後方墳の成立とその性格—東北地方の前方後方墳—」『駿台史学』6号 明治大学
 1969 竹島國基他『原町市高見町1号墳・与太郎内1号墳調査報告』原町市教育委員会
 1985 玉川一郎 『国指定史跡桜井古墳範囲確認調査報告書』原町市教育委員会
 1994 辻 秀人 『桜井高見町A遺跡発掘調査報告書』東北学院大学辻ゼミナール・原町市教育委員会
 1997 鈴木文雄他「高見町A遺跡」『原町市内遺跡発掘調査報告書1』原町市教育委員会
 1997 鈴木文雄他「高見町A遺跡」『原町市内遺跡発掘調査報告書2』原町市教育委員会
 1996 鈴木文雄他「桜井古墳群」『原町市内遺跡発掘調査報告書3』原町市教育委員会
 2000 鈴木文雄他「桜井古墳群上洪佐2・3・13号墳」『原町市内遺跡発掘調査報告書5』原町市教育委員会
 2000 佐藤祐太 『高見町A遺跡』(株)福建コンサルタント・原町市教育委員会
 2000 鈴木文雄 『桜井古墳群上洪佐支群7号墳発掘調査報告書』原町市教育委員会

第1節 地理的環境

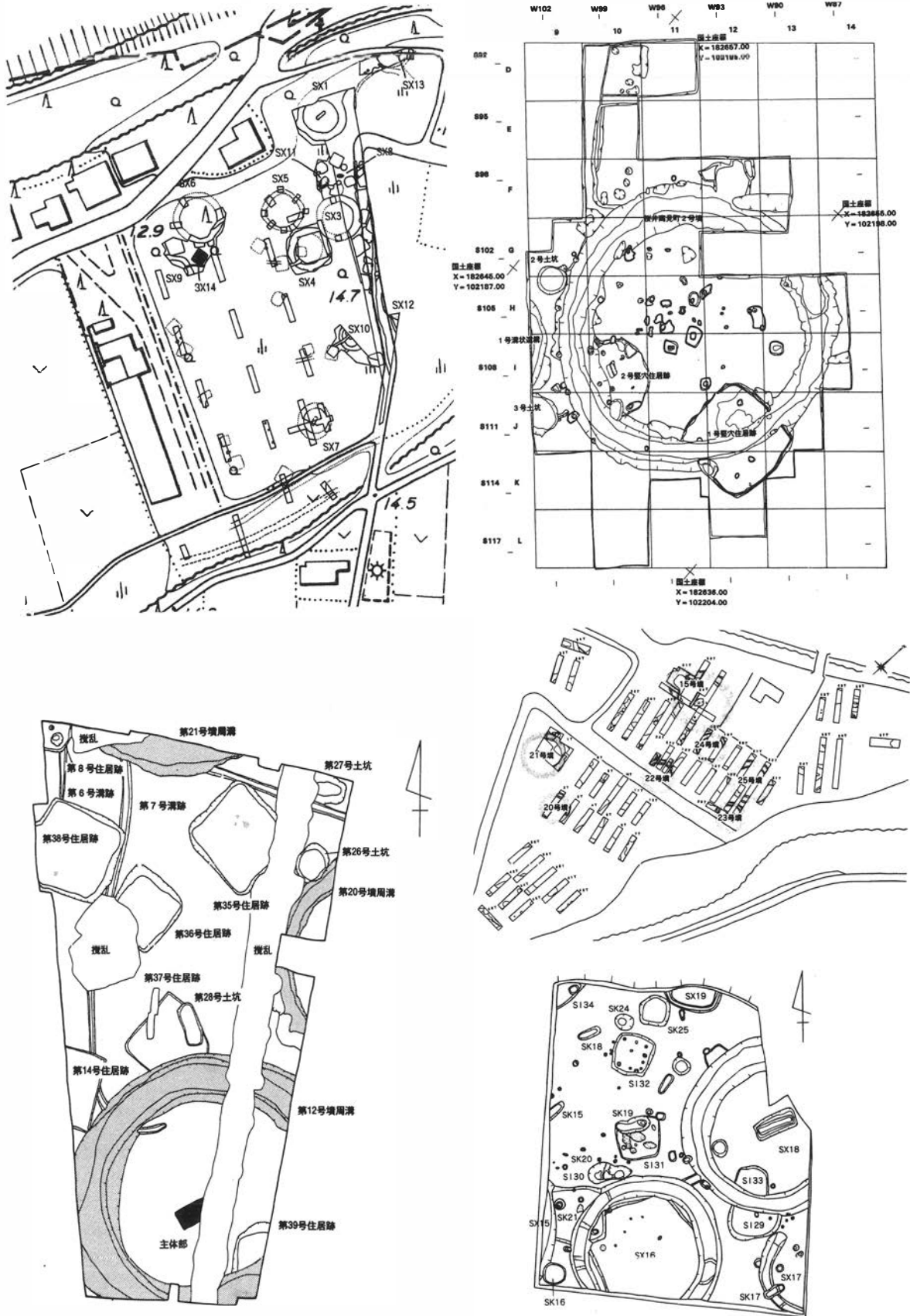


図4 高見町支群調査平面図

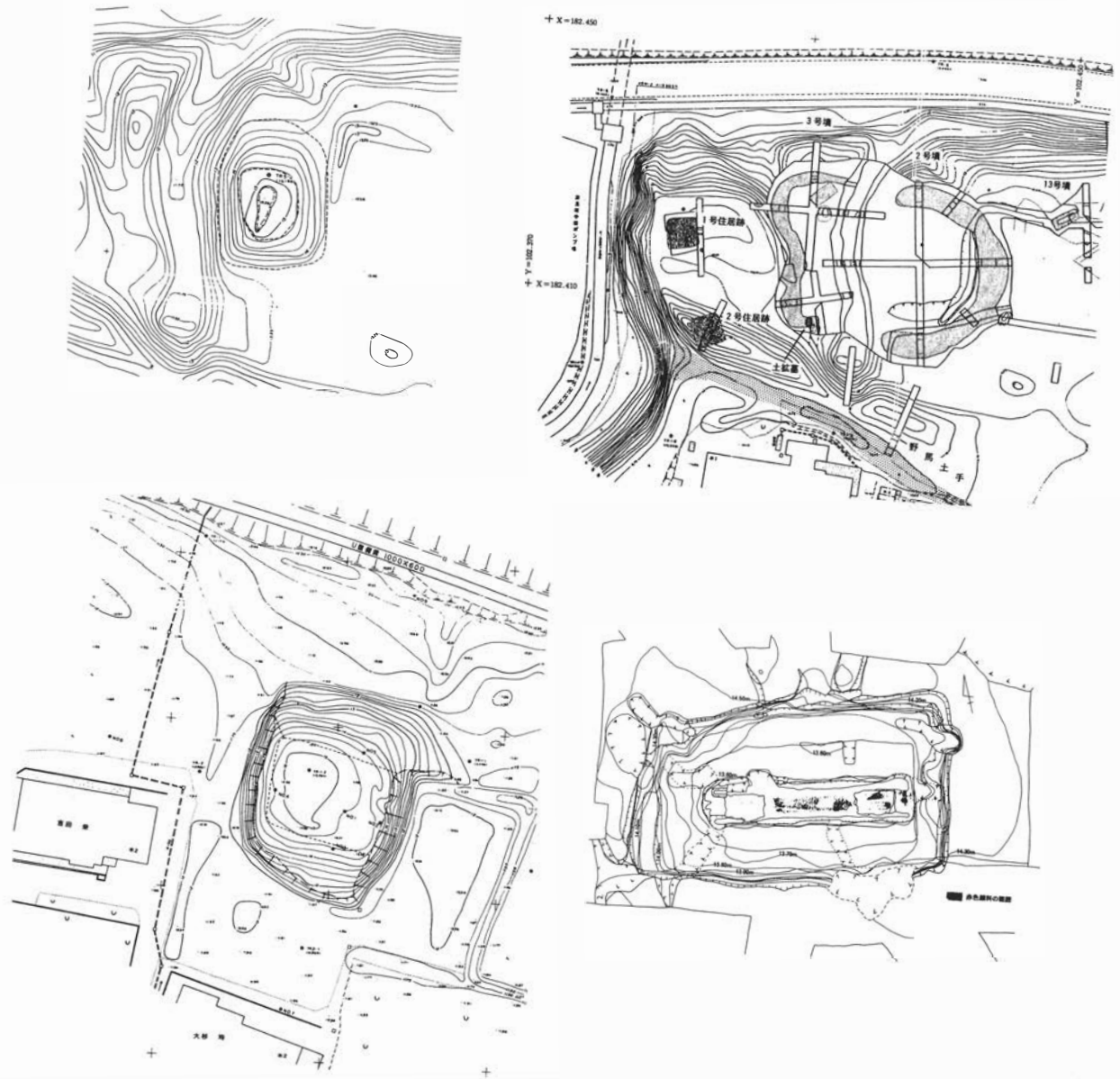


図5 上佐支群調査平面図

第2節 調査の概要

第1項 第1次調査（1955年の測量調査）

第1次調査は、1955年（昭和30年）に大塚初重氏によって実施された地形測量調査である。この測量調査は科学研究費の助成を受け実施され、墳丘測量図は1m幅の等高線で作成された。

調査の結果、桜井古墳は主軸長75m・後方部長40m・後方部幅47m・後方部高7m・前方部長35m・前方部前端幅27m・前方部高4.5mの大型の前方後方墳であることが確認され、当時日本最北に位置する前方後方墳であることが明らかになった。当時の測量調査の知見では墳丘の後方部東側から南側、前方部前端北側においては墳丘の一部が削平されているが墳丘残存状況は比較的良好で、特に前方部の形態が墳丘の主軸線を挟んで左右非対称形であることや、後方部墳頂高に対して前方部の墳頂高が低いなどの特徴から、未発達の前部を有した古墳であり、古式の様相を呈した古墳であると判断された。この測量調査では、墳丘のテラスや葺石や埴輪などの外表施設は認められなかったが、後方部墳頂平坦面において白色粘土の散布が確認されたことから、埋葬施設は粘土施設を有する割竹形木棺であろうと想定された。

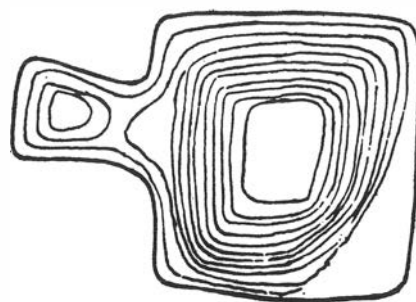


図6 第1次調査測量図

第2項 第2次調査

1983年（昭和60年）には範囲確認調査が実施された。この調査はそれまでの桜井古墳の後方部と前方部の一部という指定範囲を墳丘全体及び周溝を含めた全域を史跡として追加指定を受けることを目的に実施され、地形測量調査と史跡範囲外における試掘調査で行われた。測量調査図は1955年（昭和30年）の測量図より更に高い精度を求めて50cm幅の等高線で作成されている。測量図は墳丘外の周溝範囲や野馬土手なども図化されている。

試掘調査は未指定であった周溝付近及び前方部の一部において実施され、墳丘の周囲には幅、深さともに小規模で平面形が不整形な周溝が存在していることが確認されたが、周溝は後方部東側で途切れてしまい、北側においては溝状に巡ることはなく段丘崖に至り明瞭な周溝外周は確認できないといった調査結果が得られた。

この調査では、桜井古墳の墳丘形態は墳丘の主軸線に直交して長軸を有する長方形の後方部に、後方部幅の約 $\frac{1}{2}$ 幅と狭く、低い前方部が主軸線に対して北に偏してとりついた前方後方墳であることが桜井古墳の墳丘形態の特徴として理解された。調査で確認された桜井古墳の規模は墳丘主軸長72m・前方部長30m・前方部前端幅23m・前方部高3m・後方部長42m・後方部幅45m・後方部高6.35m・墳頂平坦面長13m・墳頂平坦面幅17mと計測され、第1次調査の結果を若干補正する結果を得ることになった。

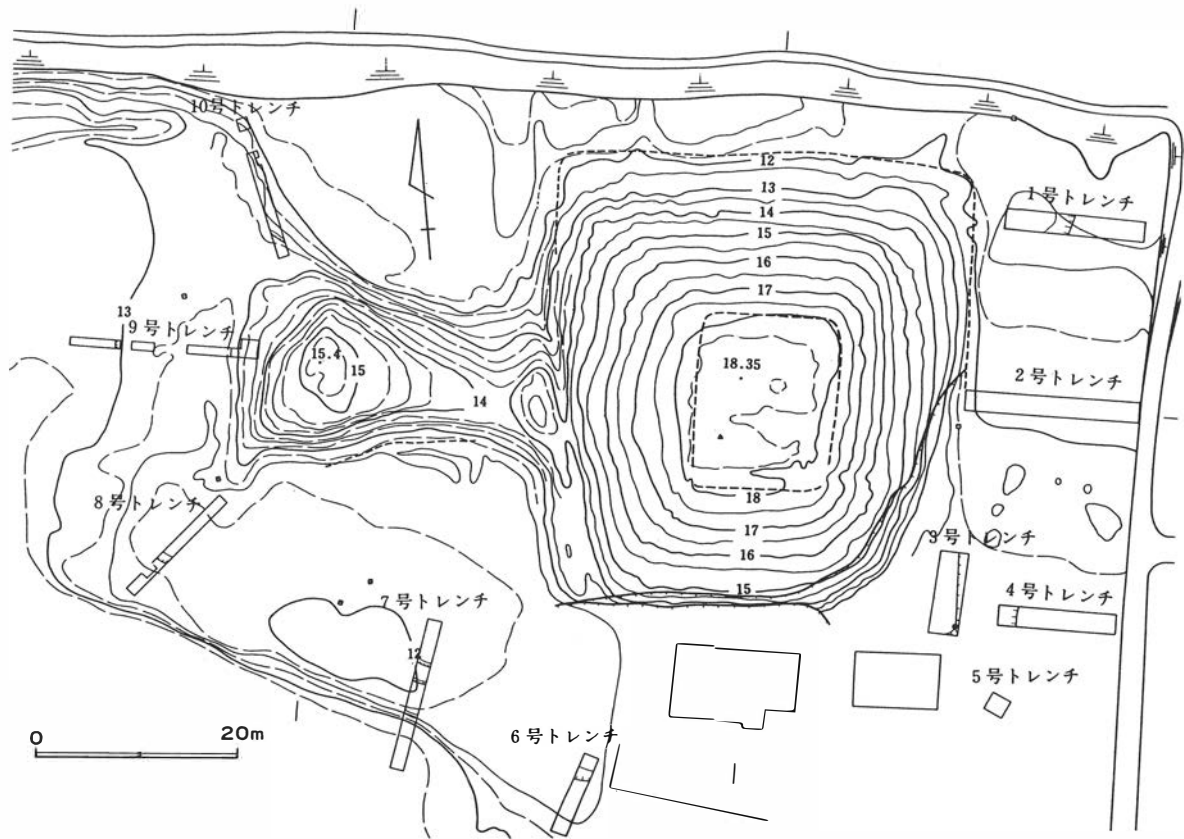


図7 第2次調査測量図

第3項 第3次調査（整備事業にかかる試掘調査）

第3次調査は今回の整備事業のともなう試掘調査である。調査は測量調査、試掘調査、物理探査で行われ、墳丘復元のための情報を得ることを第1の目的として実施された。

調査は墳丘復元に関する情報を得るための適していると思われる箇所合計20本の調査区を設け、墳丘構造の解明、周溝範囲の確認を行った。

後方部には合計11箇所の調査区を設け、平面形の確認墳丘構造の確認を行った。調査は墳丘の堆積土を除去し墳丘面の確認で終了している。調査以前の後方部の状況は墳丘の東側ほぼ中央付近から後方部南斜面にかけた範囲に大きな掘削を受けており、後方部の形状は大きく損なわれていることが確認されていた。

調査では11トレンチ・14トレンチ・15トレンチ・18トレンチで後方部の4コーナーが検出されたことにより、後方部の平面形が決定された。後方部の東辺は11トレンチ・14トレンチで検出された北東コーナーと南東コーナーを結んだラインで47mを計測する。同じく後方部の西辺は15トレンチ・18トレンチで検出された北西コーナーと南西コーナーを結んだラインで45mを計測することになり、東辺が西辺より2m長い。また後方部の東西ラインは後方部北東コーナーと北西コーナーを結んだラインで46mを計測し、同様に南東コーナーと南西コーナーを結んだラインで42mを計測する。この結果、後方部の平面形は南北に長い長方形を呈することになる。後方部の立体構造は、標高18.2m付近に位置する墳頂平坦面は東西14m×南北12mの長

方形で、後方部の平面形と同様の南北に長い長方形を呈する。墳丘斜面に位置する平坦面は上段平坦面が標高16m付近に位置し幅2mを計測する。下段の平坦面は標高14m付近に位置し、幅2mを計測する。

また、墳頂平坦面には長軸12m×短軸10mを測る墓壇と墓壇西辺から後方部西斜面にかけた範囲にのびる墓道が確認された。墓壇は長軸を墳丘主軸線と平行に向けており、物理探査の結果では深さ2mを測る大規模なものであると指摘されている。墓壇のほぼ中央付近と、中央やや北寄りの2箇所には陥没坑が検出された。陥没坑は木棺が朽ちたところに、上層の墓壇埋土が崩落したことによって形成された窪みであり、この陥没坑の下に棺が位置しているものと想定される。したがって、墳頂平坦面の2箇所で陥没坑が検出されたことは、桜井古墳には2基の棺が安置されたものと言い換えることができる。2基の陥没坑のうち良好な状態で検出された1号陥没坑は長さ4m×幅2mを計測し、陥没坑の形状から棺の状況を推測すると、棺は長軸を墳丘主軸線に平行に向けていると思われる。

後方部西斜面では墓道が検出されている。墓道は墳丘外から運ばれてきた棺を墓壇内に搬入する際に使用された、いわば作業道のような機能をもった遺構と考えられているものである。墓道は墳丘の西側つまり前方部側に向かって伸びており、棺の搬入に際しては前方部側から運ばれてきたものと推測される。

後方部の墳頂平坦面を中心に後方部斜面から周溝にかけた範囲からは底部穿孔二重口縁壺が出土した。出土した底部穿孔二重口縁壺は底部に焼成前から孔が穿たれており、容器としての機能を失い儀器化が進んだもので、墳丘に備えることを目的に作られたものであると考えられる遺物である。これらの土器は墳頂平坦面からの出土が最も多く、その他は墳丘斜面や平坦面に墳丘流出土とともに堆積した状況で出土しており、本来後方部墳頂平坦面にあったものが墳丘の崩落にともない墳丘斜面から周溝に至る広範囲に広がっていたものと考えられる。また、墳頂平坦面の陥没坑内堆積土からも二重口縁壺の破片が出土している。

一方前方部の構造については6箇所の調査区で調査を行っている。調査以前の前方部の評価は、前方部北側前端部で墳丘の形状を著しく改変する掘削が行われていること、前方部と後方部が接するいわゆるくびれ部の上面を横断する掘削が認められていた。前方部の平面形の大きな特徴としては後方部に比べて低平で小さな前方部であることや、墳丘主軸線に対して北側にふれて取り付く前方部と判断され、非常に未発達な前方部として捉えられ、古い時期の墳丘形態を有する古墳であると評価されてきたが、発掘調査の結果この未発達と評価された前方部は後世の掘削によって前方部のほぼ南側半分が掘削されたことが原因であることが確認された。掘削される以前の墳丘平面形は周溝の内周から判断することができている。この調査結果をもって復元された前方部の形状は、前方部側辺はくびれ部からほぼ直線的に前方部前端まで延び、前方部前端に到達した墳端ラインは前方部前端を形成するため屈曲するが、前方部のコーナーは角を保持せず、丸みを帯びていることが大きな特徴である。前方部前端ラインは後方部南北線と平行関係にある。このような調査の結果、桜井古墳の前方部は、これまでの評価を大きく修正する墳丘主軸線を挟んでほぼ左右対称の平面形を有していたことが確認された。前方

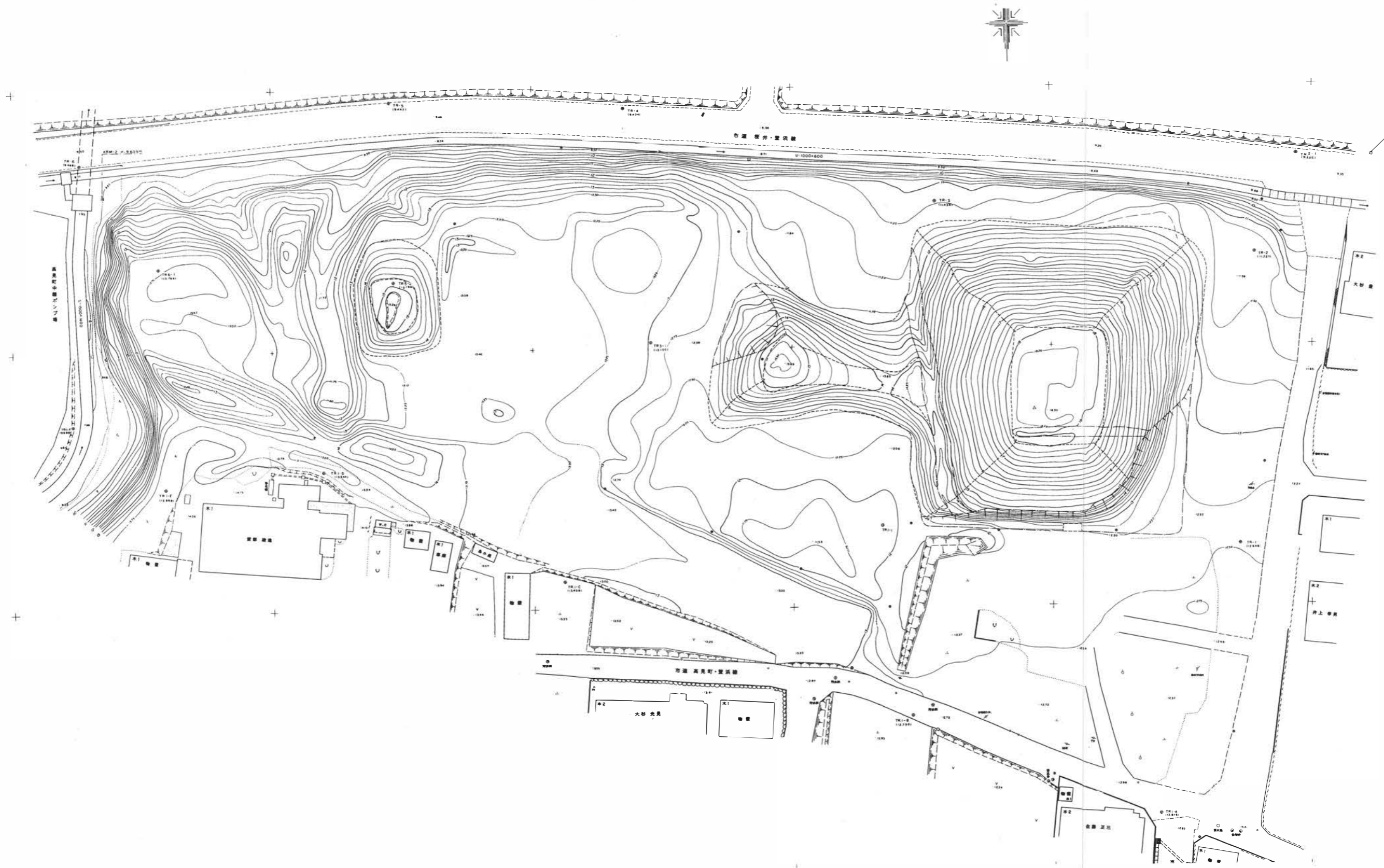


图8 填丘測量図

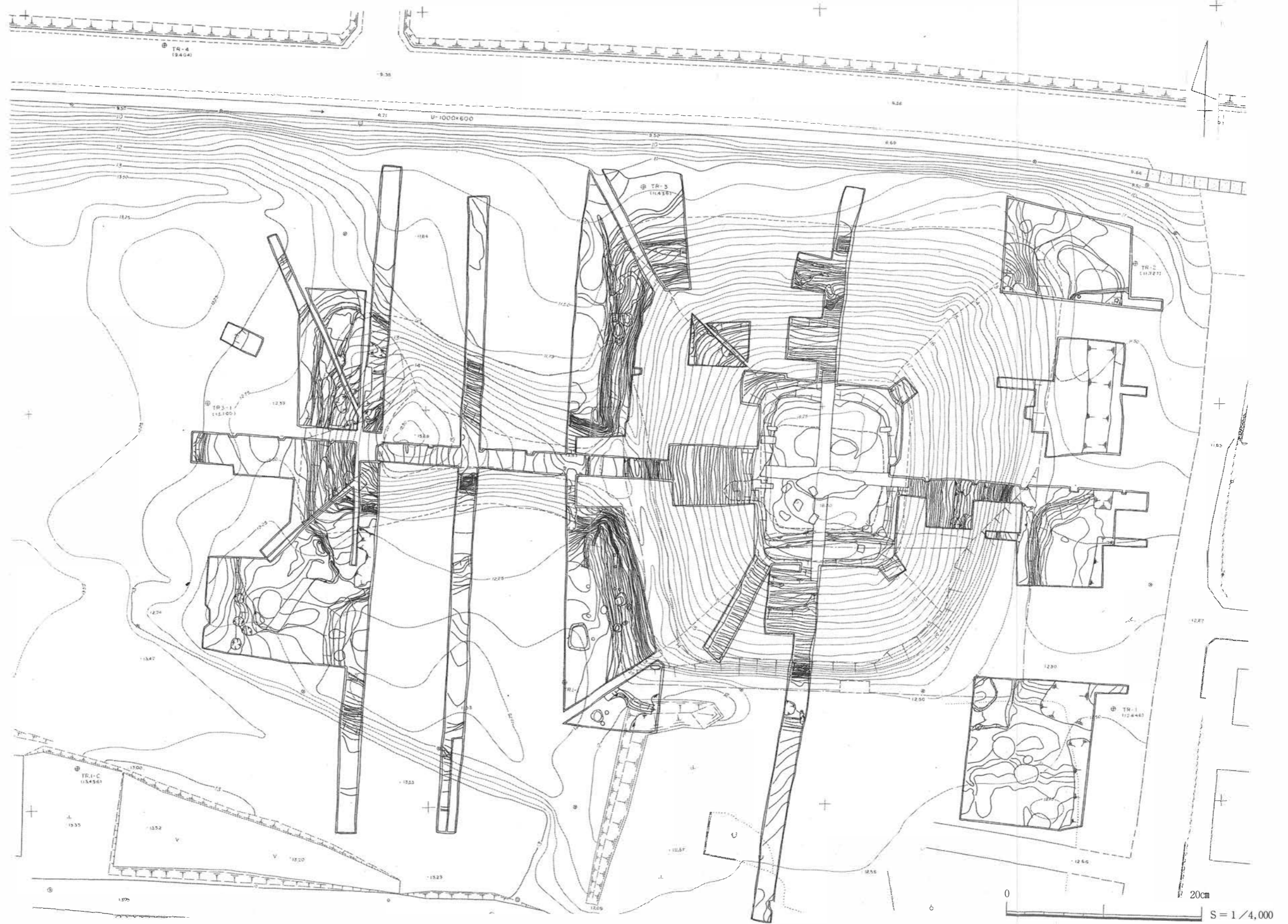


図9 調査平面図

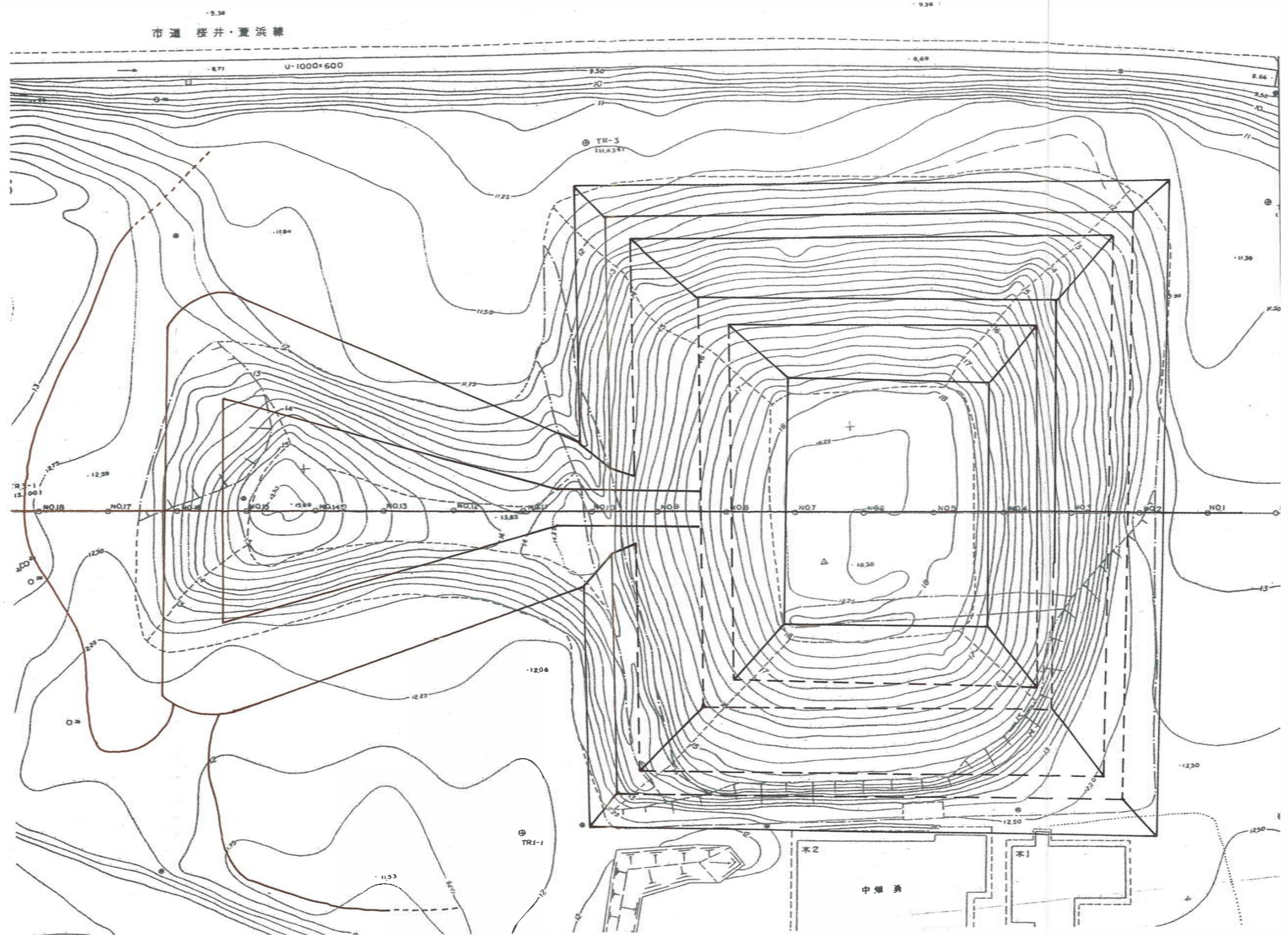


图10 填丘復元图

部の立体構造では、墳丘斜面には平坦面は存在せず、無段の前方部であることが確認されている。

周溝の調査では、前方部前端南側において、周溝の掘削を行わない箇所が存在していることが確認され、陸橋状遺構として位置付けられている。この陸橋は前方部前端の南側墳麓線の延長線上に位置しており、陸橋の性格を墳丘外から墳丘内へ棺を搬入するためのものと想定すれば、棺の搬入に際しては陸橋部から前方部南側墳麓線をとおり、前方部墳頂平坦面に到達したものと考えられ、古墳築造に関する棺の埋葬工程を解明することができたと評価される。また前方部からは古墳に供う土器の出土は無かったが、前方部南側の掘削面から緑色凝灰岩質の管玉が出土している。この管玉が古墳時代のものである積極的な根拠はなく、弥生時代の遺構にもなっていたものが墳丘の築造の際に混入した可能性も残されている。残念ながら前方部は大きく破壊されてしまっており、詳細については解明することはできなかったがこの管玉が古墳時代のものであるとすれば後方部に納められた2基の埋葬施設以外に前方部にも埋葬施設が築かれていた可能性も考えられる。

上記の調査の結果、桜井古墳の墳丘は主軸長74.5を計測し、後方部幅47m後方部長さ45m、後方部高6.8m、前方部長29.5m前方部前端幅30mを測る前方後方墳であることが判明し、また墳丘は主軸線を挟んで左右対称形を呈し、墳丘の周囲には幅、深さともに不整形な周溝が巡っているとまとめることができる。

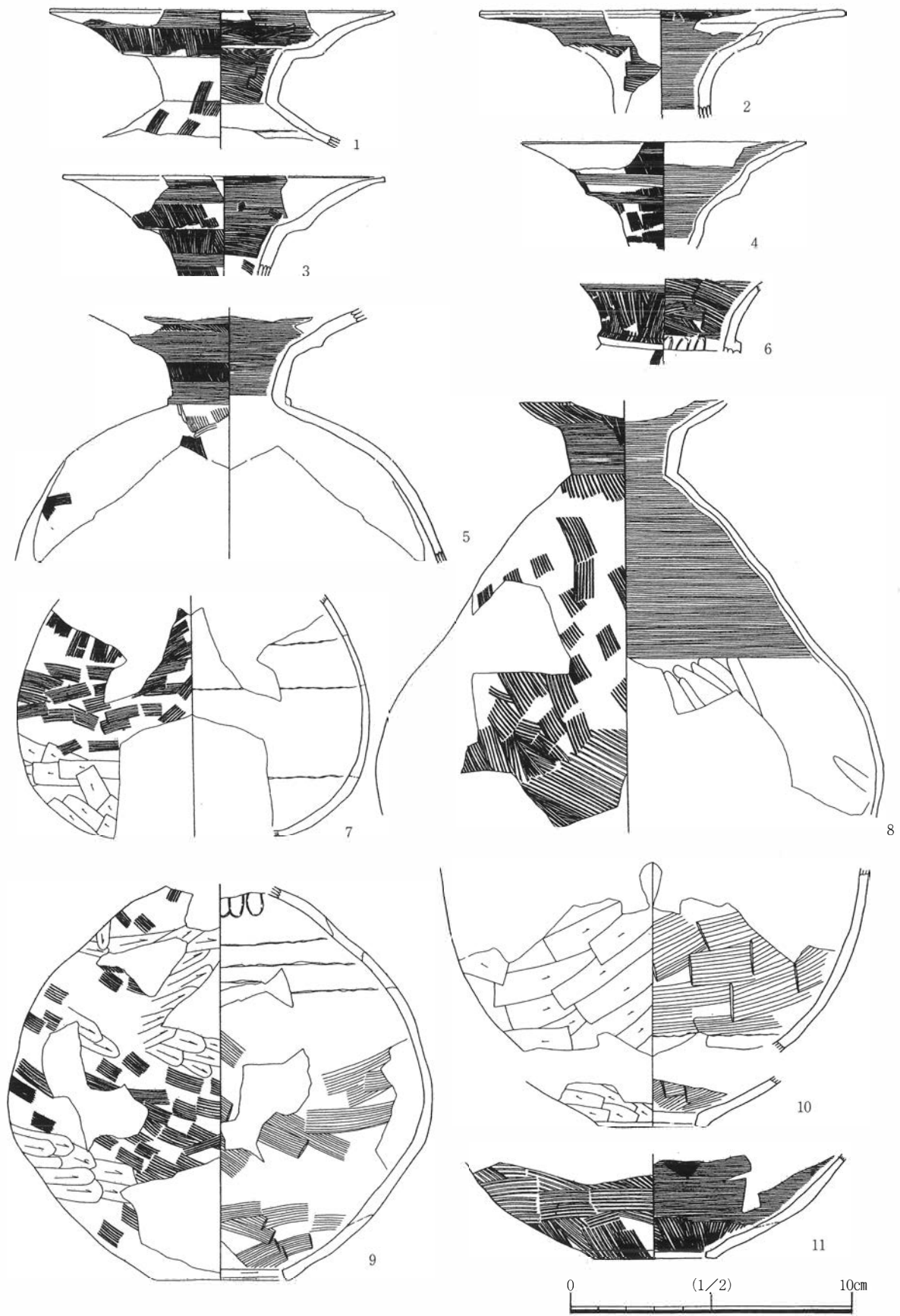


図11 出土遺物



1 平成10年度調査状況 1 (北から)



2 平成10年度調査状況 2 (北西から)

図版 2



1 平成11年度調査状況 1 (真上から)



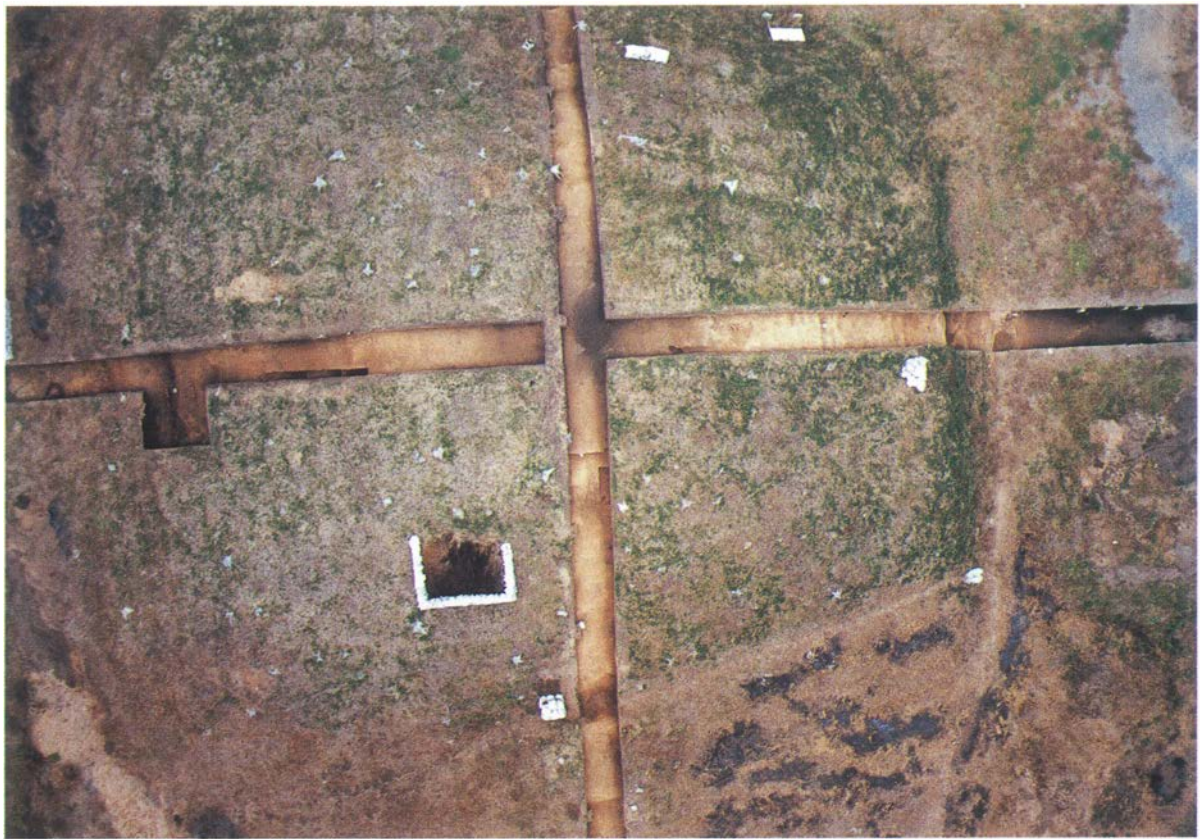
2 平成11年度調査状況 2 (北東から)



1 平成11年度調査状況 3 (南から)



2 平成11年度調査状況 4 (北西から)



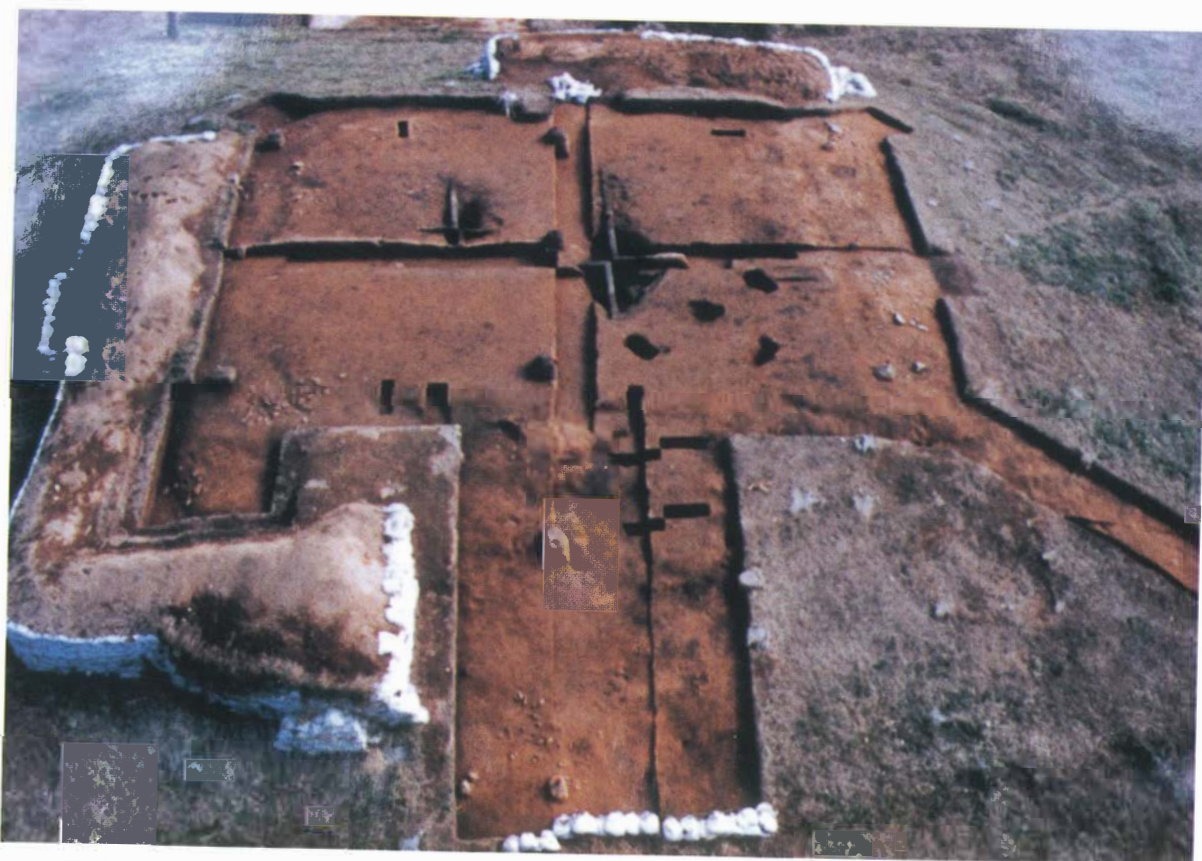
1 平成11年度調査状況 5 (後方部)



2 平成11年度調査状況 6 (前方部)



1 平成12年度調査状況 1 (真上から)



2 平成12年度調査状況 2 (後方部西から)

第2章 保存整備に至る経過

第1節 史跡指定に至る経過

桜井古墳の周辺は、昭和20年代以前はまだ雑木林で、林の中に桜井古墳を始め数十基の古墳が点在していた。地元では、桜井古墳は狐塚と呼ばれ、古くから地域の人々にはその存在が知られていた。

地元の郷土史研究家の間で大きな古墳の存在が話題になり、昭和30年に明治大学大塚初重氏が科学研究費の助成を受け、桜井古墳（当時の名称は渋佐古墳）の地形測量が行われた。これが桜井古墳の初めての調査となった。

翌、昭和31年には大塚氏が「前方後方墳の成立とその性格—東北地方の前方後方墳—」『駿台史学』6号に、桜井古墳は墳丘の形態がその当時発見例が少なかった前方後方墳であり、規模も約75mと東北地方最大規模の前方後方墳であることを発表し、全国的な注目を受けた。なお、桜井古墳は現在、大字上渋佐に位置しているが、当時の大字名（前方部：桜井、後方部：渋佐）から渋佐古墳と呼ばれたが、その後「桜井古墳」と命名された。

昭和31年3月15日付けで史跡指定申請書が文化財保護委員会に提出され、11月7日に国の史跡に指定された。しかし、当時の桜井古墳の全域が私有地であったため、一部の地権者の同意が得られず、指定範囲は後方部と前方部の一部にとどまった。また、指定以前に後方部南側に住宅が建てられ、後方部南裾部が削平されていたが、この時点での後方部の指定範囲は墳丘の削られたラインまでであった。このように指定範囲の設定の仕方にはいくつかの問題点を含んでいた。しかし、幸いなことに、昭和31年の指定範囲だけでなく未指定であった前方部、及び前方部西側から南側にかけての周溝の埋没部と見られる浅い窪みは現在に至るまで山林・竹林として土地利用され、地形の変化もなく良好に保存されてきた。

昭和32年6月に原町市が史跡桜井古墳の管理団体として指定された。

昭和45年2月に史跡等買上げ計画書作成のため、県教育委員会より、史跡等の用地買上げについての照会があり、計画書を提出して協議を行った。その当時の指定範囲は墳丘の一部に留まっていたため、公有化にあたっては、桜井古墳の範囲確認調査が必要との指導を受けた。

この年から現在まで、国指定桜井古墳の公有化の必要性・緊急性を考慮し、県および国に陳情を続けてきた。

昭和58年、桜井古墳の現況実測と範囲（周溝）確認のため、8月26日から福島県立原町高校の玉川一郎氏を調査員とし、原町市教育委員会による指定地周囲の周溝確認調査がおこなわれた。この調査の結果、墳丘の周囲（指定範囲外）には不整形な周溝の存在が確認された。なお、この調査時には、植林から30年以上経過した杉が測量に支障をきたす程に成長していた。

昭和63年6月13日には、昭和58年の調査を基に、前方部の一部と周溝の範囲が追加指定された。

第2節 事業経過

桜井古墳保存整備事業については、平成2年12月、桜井古墳保存整備事業が市の根幹事業に認知されたことに伴い、その実施採択について国・県の関係機関に要望を続けてきた結果、平成8年度に桜井古墳保存整備事業が文化庁及び県の補助事業として採択された。この採択をもって平成8・9年度の2ケ年で史跡指定範囲の用地購入・立木と家屋の補償が行われ、平成10～12年度の3カ年をかけて試掘調査が実施された。また、この間史跡整備に関する基本方針や、具体的な方向性・計画を策定するために、考古学・造園・都市計画の専門家からなる「桜井古墳保存整備指導委員会」が組織され、また文化庁・福島県教育委員会の上部機関から指導を受けながら、計画策定が行われた。

	補助事業経過	地総債経過
昭和30年度	大塚初重氏による測量調査実施	
昭和31年度	史跡指定申請書提出・国史跡指定	
昭和32年度	原町市が管理団体に指定	
昭和58年度	玉川一郎氏による範囲確認調査	
昭和63年度	未指定範囲の追加指定	
平成2年度	市の根幹事業に認知	
平成6年度	第1回桜井古墳保存整備指導委員会開催	
平成8年度	桜井古墳保存整備事業の事業採択	
	史跡範囲公有化	
平成9年度	史跡範囲公有化	
平成10年度	桜井古墳保存整備計画書策定 試掘調査の実施	地域文化財保全事業の桜井古墳周辺整備事業の採択 2号墳・7号墳公有化・2号墳試掘調査の実施
平成11年度	桜井古墳試掘調査の実施	7号墳試掘調査の実施・基本設計策定
平成12年度	桜井古墳試掘調査の実施	歴史的文化遺産地域活用事業
	実施計画策定	2号墳・7号墳整備工事の実施
	墳丘部整備工事施工	7号墳発掘調査報告書刊行 (管理サービスゾーン公有化)
平成13年度	墳丘周辺整備工事施工	(管理サービスゾーン設計)
	発掘調査報告書刊行	(ガイダンス施設設計)
	保存整備実施報告書刊行	
平成14年度		(管理サービスゾーン造成工事) (ガイダンス施設建築工事)
平成15年度		

第2節 事業経過

経費

収入精算額

(円)

区 分	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	総 計
国庫補助額	0	0	40,000,000	74,288,000	3,000,000	5,500,000	25,000,000	32,000,000	0	179,788,000
県費補助額	0	0	2,000,000	2,000,000	600,000	1,100,000	4,000,000	4,000,000	0	13,700,000
一般財源	619,630	403,330	15,728,002	18,988,113	10,429,476	5,252,387	22,420,484	30,207,464	0	10,404,886
起債額	0	0	0	0	68,724,031	20,378,323	54,473,395	32,013,300	193,519,000	369,108,049
合 計	619,630	403,330	57,728,002	95,276,113	82,753,507	32,230,710	105,893,879	98,220,764	193,519,000	666,644,935

支出精算額

(円)

区 分	平成6年度	平成7年度	平成8年度		平成9年度		平成10年度	
			保存整備事業	公有化事業	保存整備事業	公有化事業	保存整備事業	周辺整備事業
職員手当	0	0	153,560	0	154,606	0	0	0
共済費	0	0	0	0	0	0	0	0
賃金	0	0	660,000	0	0	0	4,430,800	0
報償費	280,000	140,000	280,000	0	588,000	0	200,000	0
旅費	298,780	219,700	421,060	0	481,820	134,580	312,190	249,000
需要費	40,850	43,630	102,028	68,360	93,988	56,260	604,276	104,113
役務費	0	0	0	0	0	0	13,021	0
委託料	0	0	2,719,737	685,980	578,298	1,894,829	7,968,900	1,042,650
賃借料	0	0	56,918	0	40,133	0	500,289	0
工事請負費	0	0	0	0	0	0	0	0
負担金補償	0	0	75,005	0	0	0	0	0
公有財産購入費	0	0	0	49,905,000	0	59,181,420	0	62,939,712
備品購入費	0	0	0	0	0	0	0	0
補償補填賠償費	0	0	0	2,600,354	0	32,072,179	0	4,388,556
小 計	619,630	403,330	4,468,308	53,259,694	1,936,845	93,339,268	14,029,476	68,724,031
合 計	619,630	403,330	57,728,002		95,276,113		82,753,507	

区 分	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		総 計
	保存整備事業	周辺整備事業	保存整備事業	周辺整備事業	保存整備事業	周辺整備事業	保存整備事業	周辺整備事業	
職員手当	0	0	0	0	0	0	0	0	308,166
共済費	0	0	54,675	0	48,858	0	0	0	103,533
賃金	9,459,700	7,336,580	5,075,700	413,600	348,326	0	0	0	27,724,706
報償費	155,670	148,809	330,000	0	150,000	0	240,000	100,000	2,612,479
旅費	443,990	255,260	480,800	0	315,135	0	336,000	49,000	3,997,315
需要費	201,941	310,619	370,403	431,045	3,202,289	207,900	80,000	500,000	6,417,702
役務費	53,274	38,581	19,103	0	6,000	0	0	42,000	171,979
委託料	199,500	7,174,230	3,979,500	598,500	189,000	11,319,000	0	7,731,000	46,081,124
賃借料	1,338,312	991,077	790,303	0	0	0	0	0	3,717,032
工事請負費	0	0	40,320,000	53,030,250	60,516,750	0	0	182,000,000	335,867,000
負担金補償	0	0	0	0	0	0	0	0	75,005
公有財産購入費	0	3,766,627	0	0	0	20,486,400	0	0	196,279,159
備品購入費	0	0	0	0	398,790	0	0	2,294,000	2,692,790
補償補填賠償費	0	356,540	0	0	1,032,316	0	0	147,000	40,596,945
小 計	11,852,387	20,378,323	51,420,484	54,473,395	66,207,464	32,013,300	656,000	192,863,000	666,644,935
合 計	32,230,710		105,893,879		98,220,764		193,519,000		666,644,935

第3章 計画の立案

第1節 基本計画

第1項 計画地の条件

桜井古墳群は阿武隈山地から太平洋に東流する新田川下流の右岸に位置し、第四紀以降新田川によって開析された河岸段丘面（第4段丘面）の段丘崖付近に立地している。

新田川流域では2km前後の幅を持った沖積地が形成されている。桜井古墳群はこの新田川右岸の第4段丘面の縁辺部に展開しており、標高約12mを測る。なお、弥生時代中期末から後期にかけて小規模な海水面の上昇があったと考えられているが、その後は桜井古墳築造当時の海水面は現在とほとんど変わっていないと考えられる。この段丘の縁にはコナラ、クリ、ウワミズザクラ、ケヤキといった落葉広葉樹を高木層にもつ雑木林が形成され、林内にはヒサカキ、シロダモ、アオキ、ヒイラギといった常緑広葉樹が含まれ。また、桜井古墳ゾーンや上渋佐支群ゾーン（7号古墳）付近などは、戦後にスギの植林地として保存されてきた。

本計画の対象となる範囲は、「桜井古墳保存整備計画書」にゾーン区分された4つのゾーンのうち、高見町支群ゾーンを除いた桜井古墳ゾーン・7号墳ゾーン・管理サービスゾーンの3箇所合計面積は約2.13haである。

第2項 基本方針

(ア) 桜井古墳群の保存整備

福島県浜通り地方でも極めて重要な文化遺産である桜井遺跡・桜井古墳群を保存し、後世に残していくことが計画に当たっての前提条件であり、計画地における保存の方針としては以下のとおりとなっている。

ゾーン	遺構	特徴	面積 (㎡)	指定状況	保存の方針
桜井古墳ゾーン	桜井古墳	前方後方墳	8,285.45	国指史跡	国・県補助事業で保存・整備
	2号墳	円墳	3,621.56	無	地域文化財保全事業で保存整備
	13号墳	墳丘外埋葬施設		無	地域文化財保全事業で保存整備
上渋佐支群ゾーン	7号墳	方墳	3,870.60	市指定史跡	地域文化財保全事業で保存整備

(イ) 生涯学習、歴史学習への活用

国史跡桜井古墳「桜井古墳公園」に求められる役割としては、地域の人々が自らの地域の歴史について学ぶ生涯学習の場として、あるいは小中学校からの野外学習や遠足の場としての活用が求められるものであること。

(ウ) 公園機能を持たせることによる居住環境の向上

宅地化が進む周辺地区において、将来の市街化を考えれば公園機能を持たせた整備は極めて重要であり、日常的な近隣住民の利用を促し、居住環境の向上を図るものであること。

(エ) 安全性と一体性への配慮

本公園は3つの離れたゾーンから成るため、利用者がそれぞれを安心して移動できるよう動線の連絡に配慮した交通安全性、及び常駐の管理者が居なくとも犯罪が起こりにくい防犯性、さらには子供たちを安心して利用させることのできる安全性が備えられていること。

また、合わせて3つのゾーンが一体として機能できるよう景観やイメージの上での何らかの連携を持った空間であること。

(オ) ゾーニングと主要施設の配置

桜井古墳公園の3つのゾーンに配置する主な施設について整理すると概ね以下のとおりである。

ゾ ー ン	面 積	配置を予定している主な施設
桜井古墳ゾーン	約1.19ha	<保存整備するもの> 桜井古墳、2・13号墳、野馬土手、住居跡 <新たに整備するもの> 園路、照明施設、案内施設、ベンチ
上渋佐支群ゾーン (7号墳)	約0.39ha	<新たに整備するもの> 園路(デッキ階段含む)、境界柵、案内施設
管理サービスゾーン	約0.63ha	<新たに整備するもの> 駐車場、駐輪場、広場、トイレ、ガイダンス施設、案内施設、照明施設

ゾーンと主要な施設

(カ) 動線計画

桜井古墳公園における主要な動線の起点としては、周辺住民による徒歩や自転車での日常的なアクセスの場合は桜井古墳の南東方向からの利用が中心になるものと考えられ、自動車やバスを利用しての外部からのアクセスの場合は、管理サービスゾーンの駐車場が起点になる。

(キ) 修景計画

修景計画にあたってはその基本的な考え方として「桜井古墳保存整備計画書／8. 修景の考え方」において次のように記されている。

<桜井古墳修景の原則>

(ア) 遺跡を表現するものであること。

遺跡の特徴が前面に出る修景を行う。現在までにわかっている知見に加え、事前調査の知見を加え、正しく情報が伝わるよう表現を行う。誤解を招く紛らわしい表現や、現代的要素が強調される表現は行わない。

(イ) 学習の場として適切な空間であること

様々な視点に立って遺跡を観察できるものとする。また樹種は、当時あったと考えられる樹木を選定し、花実を鑑賞・観察できるものを植栽し、楽しみながら学習できる空間とする。また、遺跡表現の原則の許される範囲内で、草花等を植栽し来訪者に四季折々の花を楽しませることも一考であろう。

(ウ) 安全で快適な空間であること。

座ったり寝ころんだりでき、センス良くしつらえられた快適な空間とする。また、どこからも見えない死角をつくらないように配慮する。また、特に夜間の安全性を考え、道路沿いや主要な場所には照明を置く。

(エ) 周囲に馴染んだ空間とすること。

周囲の風景に馴染ませるよう植栽を施す。住宅地との間は遮蔽植栽を施すが過度に陰鬱にならないよう注意する。また、段丘端にそって高木が連なっており、遠くから見たときに不連続な感じを与えないよう周縁部の樹形も整える。住宅地からも親近感が感じられるよう注意する。

(オ) 維持管理が容易であること

保存整備後の維持管理が容易であることが大前提である。管理が行き届かず荒れてしまっは、来訪者の期待に応えることができなくなるので、維持管理を考慮した整備と維持管理計画、組織について事前に検討することが肝要である。また、これら修景に当たっての原則の他に、次の示す事項についても留意して計画を進めるものとする。

(カ) 遺跡の保存整備における緑の意義

遺跡の保存整備を計画するにあたって、それら遺跡を残した人びとの自然とのかかわりやその生活を支えたものが森林であったことについてはあまり問題にされないのが実情である。

われわれの歴史には長い旧石器の時代があり、それに続く縄文の時代がある。旧石器の時代には大型動物と共存した時代で、その生活の舞台となったところは森であり草原であった。そして今からおおよそ1万3千年ほど前の晩氷期には激しい気候の変動があり、人間の住む自然環境に大きな変化が現れてきた。というのは気候の温暖化により周囲の亜寒帯の針葉樹林が落葉広葉樹林となったことである。この落葉広葉樹林の拡大は食料の獲得に大きな変化をもたらした。と同時に大型動物の濫獲や温暖化による草原の縮少、大型動物の北上や激減という事態が到来したのである。

そして森林が産み出す木の芽や木の実等の植物性食料への依存となったのであるが、このような中での生活の工夫が土器の発明となったのである。

煮沸具として土器の開発により漸次食料の安定供給がなされるようになってくる。そして縄文時代の主要な食料は植物性食料であり、その上に縄文文化がつくられてゆくのである。この幸を産み出したのが森であり、みどりであったことを改めて想起したい。

また、森も時の流れとともに変化を伴うが、そのことは縄文人の生活にも大きな変化を与えているようである。例えば、福井県の鳥浜貝塚によると四つの土器型式の変化は、四つの森の変化―ブナ、ナラ、照葉樹林、スギーに対応するかのよう一致しているという。

これは、自然環境としての森の変化が縄文人の生活に大きな影響を与えた結果と考えたい。

このように縄文人にとって深いかわりをもつ森とみどりであったのに遺跡即埋蔵文化財と想起するような短絡的な考え方に何か欠けているものがあるように考える。遺跡を残した人びとがもっとも恩恵をうけ、その生活を支えたのが森であり、みどりであったことを改めて考えたい。遺跡を緑で包む意味もここにある。

第2節 桜井古墳ゾーン

第1項 桜井古墳の現況

桜井古墳ゾーンは東西に細長い台形型の形状で、東西方向に約180m、南北方向には東辺で90m、西辺で25mを測り、桜井古墳公園の主要となるゾーンである。ゾーン内には国史跡指定を受けている桜井古墳をはじめ、2・13号墳、住居跡、野馬土手などが所在している。区域の面積は約1.19haで、標高的には9.5～18.3m（1号墳の墳頂部）の間にあり、墳丘や野馬土手を除いては全体的に平坦な地形となっている。ただしゾーンの北側ではやや急な勾配で下がっており、ゾーン中央付近の平坦部（標高約13m）と、市道桜井・萱浜線との標高差は約3.5mを測る。

第2項 桜井古墳の計画

桜井古墳については、墳丘・墳頂・周溝のそれぞれについて調査結果に十分配慮した保存・整備を行う。そのうち、墳丘部については基本的には築造当時の姿に忠実な復元に努め、現地表面に30～50cmの盛土をして墳丘の保護を行う。史跡内に残されているスギの切株については、伐根すると遺構の破壊が懸念されたため、そのまま埋設する。墳丘外については野芝の植栽を行い表土の保全と景観の向上を図る。

墳頂部については、法肩の崩壊を防ぐため墳丘斜面にはリュウノヒゲ・墳丘平坦部外縁にはタマリユウによる植栽を行い、その内側については透水性真砂土舗装によって園路を設ける。また、後方部平坦面の中央には木棺・墓壇、後方部西斜面には墓道をイメージした平面表示を行う。

周溝部については、基本的には墳丘やその他の面的部分との区別をする必要があり、そのため、周溝部を全面的に30cm前後くぼんで見せ、野芝によって覆う。また、周溝が園路にかかる箇所等については高さに変化をつけることができないため、園路上に周溝外周を示す表示を行う。

第3項 2・13号墳の計画

2・13号墳については、墳丘の保存を第一とするためできる限り保存されてきたままの状態を整備する。この付近にはスギや雑木の間伐が実施された際の切株が散在しているが、伐根作業は遺構の破壊につながるため、現状のまま残す。

また、周溝については、墳丘や周辺との違いを見せるため木杭の敷設により表現する。

第4項 野馬土手の計画

本ゾーン南側の史跡境界に沿って現存する野馬土手については、南西部を現況のまま保存し、その東側に低く残る野馬土手については、雑草等の刈り払い、表面の整形をした後、張芝を行い土手の崩壊を防ぐものとする。なお、その上部には中高木の植栽と休息の場を設け、ベンチを配置する。

また現在、本ゾーン南側の住宅地が丸見えの状態にあるため、現存する野馬土手に連続する形でゾーン南東部にも新たに野馬土手の復元を行う。

〈野馬土手について〉

江戸時代の初め、中村藩によって保護された野馬追原の馬は増殖し、付近の農村にまで出沒して農作物を食い荒らすことになった。そこで藩主相馬忠胤は、1666年（寛文6年）、野馬追原の周囲に高い土手を築くことによって、野馬の保護と被害の防止をはかることになった。この事業には3年の年月が費やされ、1669年（寛文9年）に完成した。この事業によって野馬追原の周囲に巡らされた土手が野馬土手である。野馬土手は、明治以降の原町市街地の拡大や耕地化によって、そのほとんどが削平・破壊された。それでも畦の原地区や堤谷地区の山林内には、当時の姿をとどめた野馬土手が残されているし、上渋佐地区では上部が削られたものの、それでも野馬土手と判断できる部分がある。

野馬土手は、場所によってその規模や構造が多少異なり、一様ではない。例えば丘陵地の山林内では幅の狭い部分があるし、小高町の菅蒲沢地区では、石を積みあげた野馬土手も築かれている。しかし野馬追原の平坦部では、基底幅が三間（18尺＝約5.4m）、上幅一間（6尺＝約1.8m）、高さ一間（6尺＝約1.8m）の断面を台形に整えた野馬土手に統一されたと伝えられている。

第5項 園路計画

園路の配置については主要動線（主園路）、副動線（副園路）、補助動線（取り付け階段）の3つに分けて計画する。主要動線（主園路）は、メインとなる2ヶ所の出入口を結ぶ路線として配置する。具体的にはゾーン北西部の出入口から3号墳と住居跡との間を進み、野馬土手の北側を東進し、ゾーン中央部に配置した人溜まりを通過し、桜井古墳の周溝に沿って南東角の出入口、さらには東部の出入口まで続くもので、車椅子でも安全に利用できる縦断勾配に配慮し、南東角の出口からゾーン中央部の人溜まりまでの区間については管理車両の進入を想定した路盤構造をとる。従って舗装については、史跡という独特な景観性に配慮しつつ、車椅子や管理車両の通行にも十分耐えうる構造にする。なお、幅員については管理車両の通行予定箇所では最低でも3mとし、その他についても2mを確保するものとする。また主園路のうち、南東角の出入口からのアプローチ部分へ至る付近では、一般箇所との違いを強調させる。次に副動線（副園路）は、桜井古墳墳丘の東西から墳頂部へと至る路線と2・3号墳北側を周回する路線、2・3号墳の間を通過する路線の3路線とし、舗装については主要動線と同様、自然砂を主体とした舗装材にする。また、勾配の急な箇所については擬木を用いた階段を設け、幅員は1.5mを基本とし、場所によって幅員が確保できない箇所については若干狭い幅員としている。

補助動線（取り付け階段）については、桜井古墳の前方墳頂部への取り付け階段であるが、

その構造については、擬木や白然石などは用いず、白然砂による樹脂舗装とし、後方部東側には転落防止のための手摺を設ける。

第6項 照明施設

本公園の利用は通常、夜間利用は想定しないものの、文化財の破壊防止や防犯上、安全管理には十分な配慮が必要であると判断され、そのため歩行者の通行が予想されるところには照明施設を設置する。具体的には、メイン入口である北西側出入口と南東角の出入口の他、東側出入口、ゾーン中央部の人溜まり付近の4ヶ所に配置する。

なお、上記の照明施設以外にも、イベント時のライトアップにも対応できるよう独立した外部コンセントを北辺の東西に合計2基設ける。

第7項 案内施設計画

本ゾーン内の案内施設としては、南東角の出入口に園名板を配置し、北西側出入口に本ゾーンを案内する総合案内板を配置する。また、桜井古墳、2号墳、13号墳、野馬土手等について、来園者に判り易く説明するための解説板を設置し、ゾーン北東角には7号墳ゾーンと管理サービスゾーンを示した指導標を設置する。

第8項 修景計画

整備前の桜井古墳を中心とする本ゾーン中央部から東部にかけては、調査に伴う伐木によってほとんど立木が見られず、ゾーンの周囲からも広範囲に桜井古墳が眺められるようになっている。特にゾーンの北方向からは遠方からも眺めることが可能であり桜井古墳の全容を見通すことができる状況にある。また反対に墳頂部からの眺めも開放的であり、360度にわたって眺望が可能であったが、東側及び南側には住宅地が隣接しており、特に南側についてはこれまで立木によって遮蔽されていた部分が丸見えの状態となっており、景観的に必ずしも良い状態ではない。

一方、ゾーン西側については、植栽後30~40年が経過したスギ林や落葉広葉樹林となっており、この林の中に2・3号墳や住居跡などが点在する状態にある。

この2つの景観的な違いは明白であり、修景に当たってはこの特徴を十分活かした計画が必要とされた。

これまでの桜井古墳ゾーン内の植生を区分すると、落葉広葉樹林、スギ林、ヒノキ林、伐採跡地に分けられる。このうち最も広範囲を占める伐採跡地は、1号墳を中心にゾーンの東側から中央部にまで広がっている。その大半は植林されていたスギを平成8年度に伐採されたものであり、他に民家跡、竹林跡などが確認されている。次にゾーン西側に広がっているスギ林は、国の植林政策・指導により昭和20年代後半に植えられたスギが主体を占めており、植林後既に50年以上経過し、樹高20~25m、胸高直径40cm以上にまで生長している。落葉広葉樹林については、ゾーン南西部の野馬土手跡と西部の住居跡に分布しており、高木層には樹高20m前後の

コナラを中心にオオシマザクラ、ウワミズザクラ、クリ、ケヤキ、アカマツ等が見られ、中木層（樹高5～7m）にはアオハダ、リョウブ、アオダモ、センダン、ミズキ、エゴノキ、ヒサカキ、モミ等、低木層（樹高2m以下）にはシロダモ、ムラサキシキブ、アオキ、イボタノキ、イヌツゲ、ヒイラギ、ヤマツツジ、ニシキギ、シラカシ、モミジイチゴ等、草木層には、ヤブコウジ、アズマネザサ、ジャノヒゲ、オモト、アケビ、フジ、サルトリイバラ、テイカカズラ、アキノキリンソウ、シュンラン等の植生が確認される。また、ヒノキ林は2号墳の西側と3号墳の西側の一部にのみ見られる。

ア) 桜井古墳南側及び東側境界沿いの修景

桜井古墳南側及び東側の境界沿いには現在立木がなく、住宅地が丸見えの状態となっているため、高木及び中低木の植栽により緑のベルトを形成し、背後の住宅地の遮蔽に努めてる。なお、植栽樹種としては、郷土樹種等（コナラ、ヤマザクラ、ウワミズザクラ、ヤマモミジ、ケヤキ、シラカシ、ツバキ、ヒサカキ等）から選定している。

イ) ゾーン北側の斜面保護と安全対策

ゾーン北側は市道との高低差が大きく、公園として整備した際、現在のままでは斜面の崩落が心配されるとともに、来園者の安全対策上問題があると考えられた。そのため、斜面の崩落防止と斜面の保護としては、ヒメクマササによって植栽し、法肩には斜面のヒメクマササを延長し法面保護と来園者の転落防止を図る。また北辺では桜井古墳側から北側の眺望を確保するとともに、北側の道路や桜づつみ方面からの桜井古墳墳丘が見えるようにするために、中高木の植栽は行わない。

ウ) 2号墳への植栽

当初、墳丘の保護と景観性の向上に配慮し、リュウノヒゲの植栽を実施するものとしていたが、自然風に仕上げた方が良いとの理由から特に植栽は行なわないものとした。

エ) ゾーン南側境界への植栽

ゾーン南側については住宅地が近接していることから、境界沿いへの植栽としてはある程度密度の高い植栽をする必要がある。そのため、高木については郷土植物や古代に使用された樹種を参考に、シラカシ、コナラ、ヤマザクラ、イロハモミジ等の高木と中木のツバキ類をランダムに植栽している。

オ) ゾーン北西の出入口への植栽

ゾーン北西側の出入口付近については、現在伐木されており、さらに園路の開設にともない盛土等の実施が必要になることから、表土を安定させるための植栽が必要となる。またメインとなる出入口でもあることから景観に配慮した植栽を検討しなければならない。そのため、日陰にも比較的強いカンツバキとクサボケを配置するものとする。なお、北側からの眺望を確保するため、中高木の植栽は行なわない。

カ) 13号墳について

土壇墓として検出された13号墳については、その痕跡を自然風に表現するため、地被のタマリユウを植栽するものとする。

第8項 その他

桜井古墳や野馬土手、住居跡等が見学できる要所にベンチを設置しているが、その構造については掘削を必要としない据置き型である。

また、各出入口から一般車両の進入を防ぐための車止めを設けている。車止めは利用状況に合わせて、据え置きのもとの着脱可能なものの2種類を選定している。

第3節 上洪佐支群ゾーン（7号墳）

第1項 7号墳ゾーンの現況

上洪佐支群ゾーン（7号古墳）は、桜井古墳とともに桜井古墳群の主墳の一つと言える7号墳をメインとし、区域の面積は約0.39haを測る。ゾーンは桜井古墳ゾーンの東方に位置し、東西方向に平均70m、南北方向には約50mの広さを有する。ゾーンの中央部には7号墳が位置し、古墳周辺の平坦部の標高は11～12mを測り、またゾーン北側を通過する市道からは4m程高い箇所にある。なお、墳頂部の標高は約15mを測る。

本ゾーンへの出入口としては、ゾーン北側を通過する市道からとゾーン南の住宅地側からの2ヶ所に設ける。

第2項 園路計画

本ゾーン内の園路としては、北側を通過する市道からの出入口とゾーン南の住宅地側からの出入口とをつなぐ路線をゾーン西側の境界に沿って配置し、古墳の周囲を散策したい場合は園路を離れ自由に入らせるものとする。

なお、市道からの進入路としては、高低差があり、途中で2本の水路を横断する必要があることから、階段と小橋とを一体型とした階段デッキを設置する。

第3項 案内施設計画

本ゾーンにおける案内施設としては、7号墳の北西側の階段デッキを上がった付近に解説板を設けている。

第4項 植栽計画

本ゾーンの植生は、桜井古墳ゾーンと同時期に植林されたと思われるスギ林がゾーンのほぼ全域を占めている。古墳の墳丘部と西側の一部については、調査のため最近になってスギの伐採が行われた。スギ林内には、樹高30cm～1m前後のカヤ、ヒノキといった針葉樹やヒサカキ、シロダモ、アオキ、ヒイラギ、ヤツア、ナンテン等の常緑広葉樹、シュロ等の植生が見られる他、ヤブコウジやアズマネザサ等が確認された。

復元を行う墳丘部についてコグマザサによる植栽を実施する。

第5項 その他の計画

隣地との境界を明確にしトラブルの防止を図るため、境界柵を設置している。

第4節 管理サービスゾーン

第1項 管理サービスゾーンの現況

整備前の管理サービスゾーン用地は、桜井古墳ゾーンの北西側に位置した耕作地であり、遺跡や文化財等は見られないゾーンである。そのため、大規模な土地の改変が可能であり、駐車場やトイレ、学習施設などの整備を行い、古墳公園としての主要なアクセスポイントになると考えられる。区域の面積は約0.63haを測り、ゾーンは市道桜井・萱浜線と桜づつみとの間に位置し、東西に80m、南北には東辺で90m、西辺で60mの広さを有する。標高は6.7～9.2mを測り市道からは平均して2.5m程度低く、桜づつみからも同様に2.3m程低くなっている。

管理サービスゾーンには、車利用者の動線起点となる駐車場を配置する他、ガイダンスを目的とした施設や休養のための広場、及びトイレ等を建設する。そのため、駐車場周辺には広いオープンスペースを確保するとともに、歩車道線をはっきりと平面分離することが重要であると考えられた。また、本ゾーンは桜づつみと桜井古墳ゾーンを結ぶ位置にあるため、両者を結ぶ動線を一つの軸として位置付けられている。

なお駐車場の計画にあたっては、古墳公園の入口として機能させるため、バスや自動車、自転車等が入りやすく駐車しやすいように配慮し、利用者の便宜を図るものとしている。

第2項 駐車場、駐輪場計画

駐車場及び駐輪場の計画については、当初「桜井古墳保存整備計画書」の中では、乗用車10台程度、大型バス2台分とされていたが、その後大型バス4台、乗用車30台に変更された。なお、配置にあたってはバスの駐車スペースと乗用車の駐車スペースを分離し、双方に安心感の得られる駐車場としている。バスは切り返しにより後退駐車とし、乗用車の駐車スペースは広場に近い方に配置した。全体として、ゆとりのある駐車桝とすることにより安心感の得られる駐車場を心がけている。また、桜づつみのサイクリングロードや市道からの自転車による来園に対応するため、駐輪のスペースを確保している。

第3項 ガイダンス施設計画

ガイダンス施設は、来園者が本公園を見学するにあたっての予備知識を得るためのものであり、さらには地域の歴史情報や学習のための諸情報の提供を行なえる施設として位置付け、来園者が利用しやすいよう本ゾーン南東部に配置している。

施設の構成としては、壁面を持たない覆屋空間と屋外展示空間・映像器具及び管理スペース（管理事務所）とし、これら施設の南側にはトイレを併設させている。

ガイダンスのための展示等は主に屋外展示空間に計画し、壁面を立てたなかにパネル等をは

めこむものとする。開放部をできるだけ広く確保し死角を設けず防犯上の安全性に配慮し、その他に映像施設を配置し、桜井古墳の解説ビデオを上映する。

第4項 トイレ施設計画

公園として整備する上でトイレの計画は不可欠であるため、本ゾーン内にトイレを設けている。トイレの規模については駐車場の面積から以下のとおり導き出している。（公共施設の収容力規模算定式より）

まず、最大時滞留客数については、駐車場及び駐輪場の利用率を75%、乗用車1台当たり4人、バス1台当たり40人、自転車1台あたり1人とする、

$$\cdot \text{最大時滞留客数} = (32\text{台} \times 4\text{人/台} + 4\text{台} \times 40\text{人/台} + 20\text{人}) \times 0.75 = 231\text{人}$$

となり、公衆便所の利用率を1/30と設定すると、

$$\begin{aligned} \cdot \text{公衆便所の規模（穴数）} &= \text{最大時滞留客数} \times \text{便所利用率（1/30）} \\ &= 231\text{人} \times 0.033 = 7.623 \approx 8\text{穴} \end{aligned}$$

以上により、トイレの規模は全体で8穴となり、その内訳については一般的な経験値から男子3立1穴、女子3穴、多目的トイレ（身障者用）1穴とする。また、設計に当たってはゆとりのある広さとするとともに、ガラスブロック等を用い、明るい内部空間とする。入り口については、駐車場側から見える位置に配置する。

第5項 円形広場計画

来園者の休息の場としてガイダンス施設の北側に円形の広場を設けた。円形広場は立体的で芝生の広場を設けた構造としており、この広場は休息スペースとして利用される他、イベント時の集会や古墳等についての説明を受ける場としても位置付けている。

第6項 園路計画

本ゾーンでは、来園者が車を降り立つ駐車場の北側と東側にオープンスペースを広く確保するとともに、桜井古墳ゾーンへと安全に移動できるよう木橋を設置している。また、隣接する桜づつみ方面からは円形広場の西側に園路を設定している。

第7項 照明施設計画

照明施設としては、ガイダンス施設周辺と木橋の周辺に野外灯を計画する。また、トイレ内には照明施設を計画するが、ガイダンス施設内については、基本的に夜間利用を考えないため照明施設は計画しないものとする。ただし、イベント時の利用に配慮しコンセントを備えるものとする。

第8項 植栽計画

本ゾーンは造成地上に計画することとなるため、全面的な修景を図る必要がある。以下に本ゾーンにおける主な修景の方策について列記する。

ア) 桜井古墳公園の導入部としての修景

本ゾーンは、主要なアクセスポイントであり、桜井古墳公園の導入部に当たる部分である。現代の空間と歴史に思いを馳せる学習空間とのつなぎの部分でもあり、次第に歴史的気分を高めるゾーンでもある。そのため郷土樹種を中心に修景を行い、周辺の景観と調和した空間の形成を図るものとしている。

また、円形広場西側のオープンスペースに大径木を植栽し、シンボルツリーとする。

イ) 桜井古墳ゾーンとの連絡

本公園のシンボリック的存在である桜井古墳との繋がりを強調するため、桜井古墳の墳頂部への眺望を意識したデザインとし、円形広場の頂部から桜井古墳までの間には遮蔽するものは設置せず、開けた空間形成に配慮している。

ウ) 桜つつみとの連絡

本ゾーン北側の桜つつみとの調和を図るため、駐車場と円形広場北側のスペースについては、ヤマザクラやソメイヨシノといったサクラ類の植栽を実施し、一体的な利用が図られるよう配慮している。

エ) 来園者の安全を確保するための修景植栽

本ゾーンは元の地盤から2.0~2.5m程度盛り上げて造成するため、大きな盛土法面やコンクリート構造物、自然石構造物を伴う箇所が出てくる。そのため、来園者が転落する恐れがあることから、危険な箇所に対しては中低木の列植により安全を確保する必要がある。

本ゾーンに求められる植栽のあり方は、現代的な都市公園の景観と次第に歴史的気分を高めるための植栽である。

オ) 駐車場進入路及び周囲への植栽

駐車場への進入路沿いについては、常緑高木のシラカシを列植するとともに、地被類としてコグマザサを植栽する。また駐車場の周囲については、排気ガスにも比較的強い常緑低木のボックスウッドを植栽する。

カ) 広場等への植栽

駐車場・円形広場・ガイダンス施設との間の舗装広場については、緑陰樹としてヤマボウシを植栽するとともに、根元周りについては、リュウノヒゲにより修景を図る。

また、円形広場の北側については、隣接する桜つつみとの連続性を確保し、一体的な利用が図られるよう考慮してヤマザクラを植栽する。

キ) シンボル樹木の植栽

円形広場北西側のスペースにシンボルツリーを計画する。樹種については市の木及び県木でもあるケヤキとする。また、植樹柵には常緑低木のカンツバキを植栽し、ケヤキの根元を修景する。

第4章 実施設計と施工

第1節 桜井古墳ゾーン

第1項 目的

本実施設計は、桜井古墳公園（仮称）の実現に向って基本構想（桜井古墳保存整備計画書）、基本計画・基本設計をもとに、本公園の実現のために必要な図面及び数量表等を作成することを目的に実施した。

第2項 実施設計の範囲

本実施設計の対象となる範囲は、基本計画・基本設計報告書において、①桜井古墳工区、②2, 13, 7号墳工区（平成12年度工事進行中）、③管理サービスゾーン工区に区分されたうちの桜井古墳公園のメインとなる1号墳（桜井古墳）とその周辺部を含んだ桜井古墳工区である。

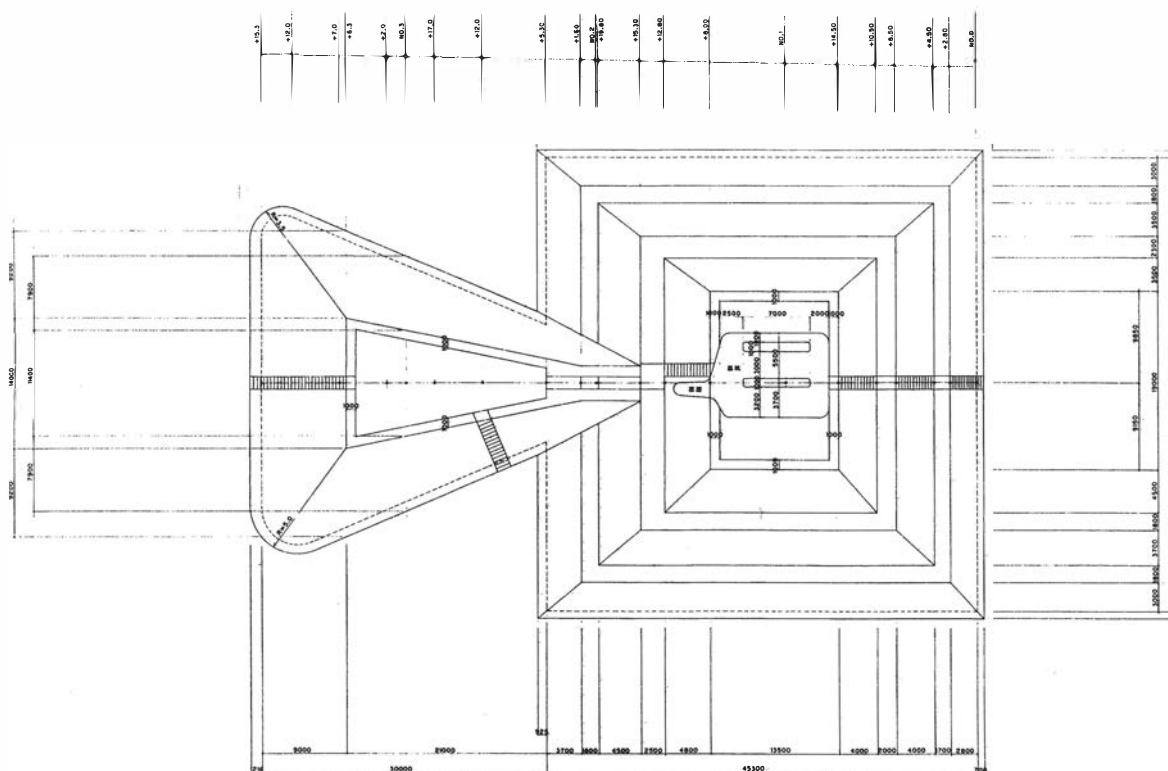


図12 盛土造成平面図

第3項 造成

発掘調査によって得られたデータを持って復元された墳丘造成形（想定復元形+50cm平均盛土）を基本に縦横断設計図を作成した。

また、降雨時の法面崩壊を防ぐため、特に土砂流失が懸念される後方部墳頂と階段部等について表面を流れる水を軽減させるため暗渠施設を布設するが、土被りが少なく排水効果が期待される面状排水材を採用している。

周辺部の造成としては、墳丘北側の斜面造成と周溝および復元野馬土手がメインとなる。切土は周溝表現の都合上一部で計上したが、切土は発掘調査が実施されている調査区内で留め、それ以外では基本的に実施しない。雨水排水としては、現在の地表面の透水性が良く、設計上も土地の改変は基本的に実施しないことから、園路に水がたまることのないようにする程度で、全体的には自然浸透により行なうものとする。

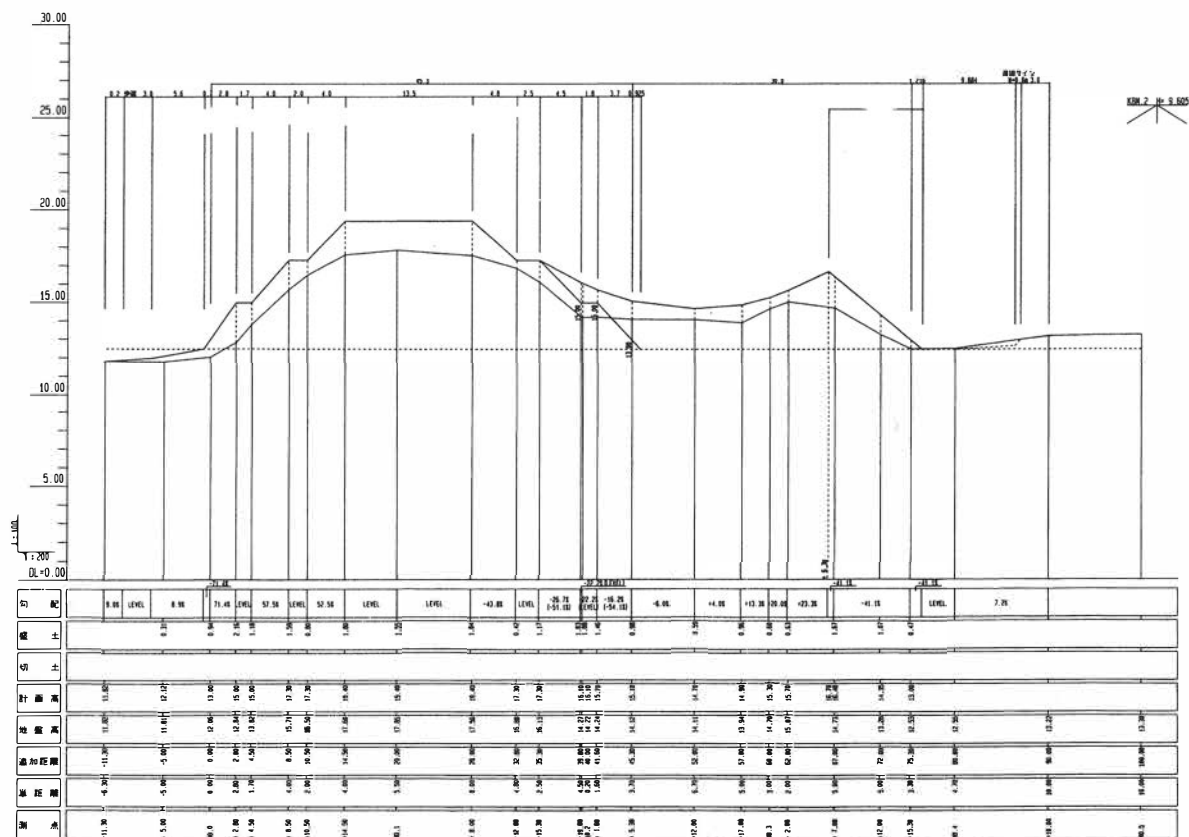


図13 盛土造成縦断図

第1節 桜井古墳ゾーン

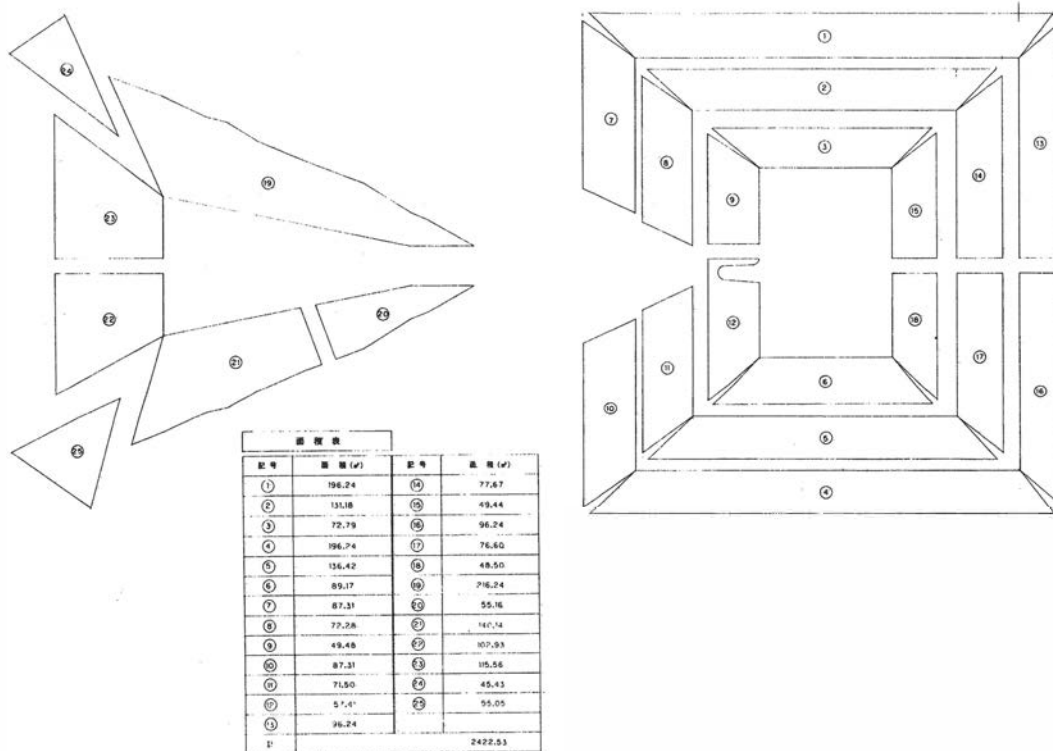


図14 法面展開図

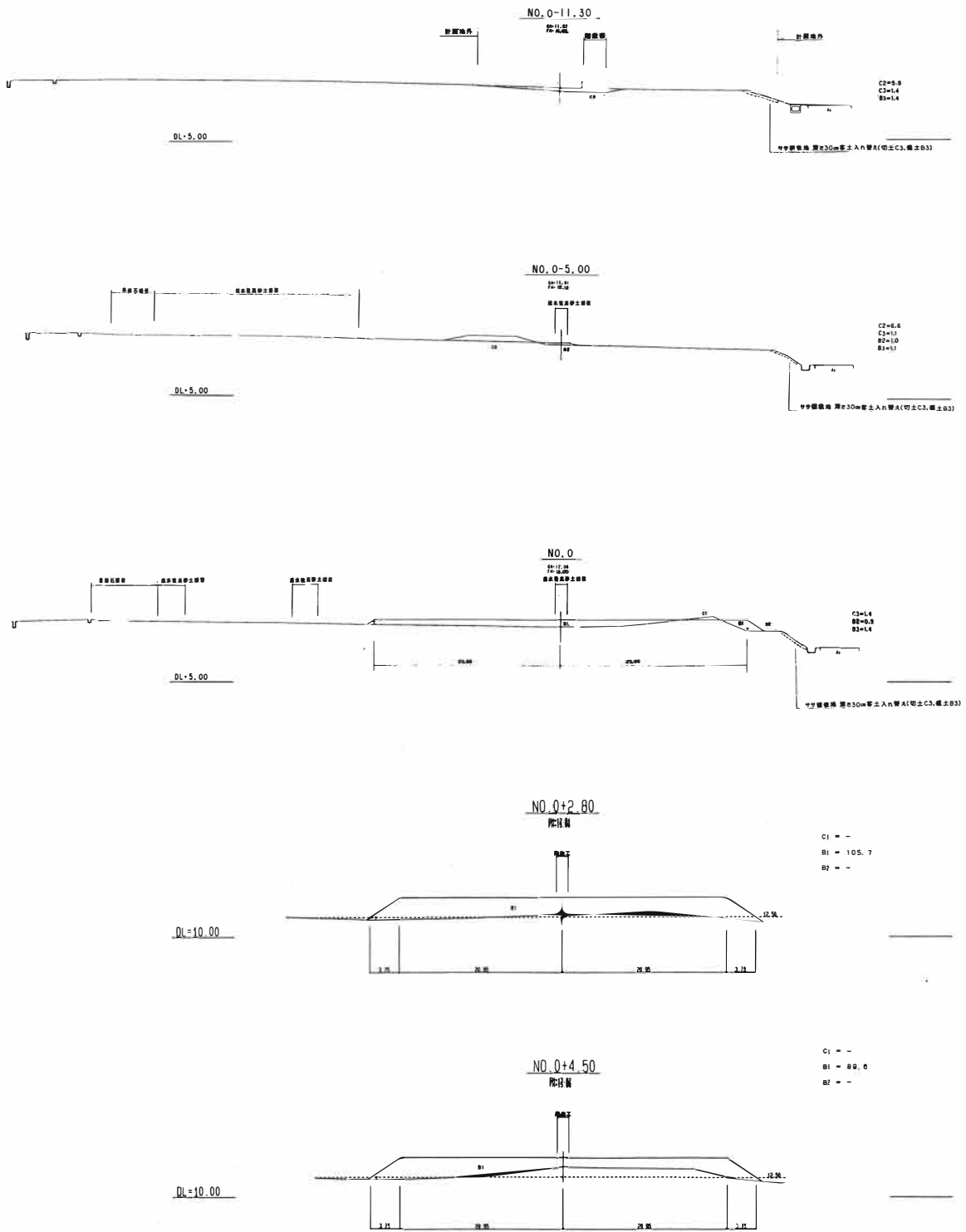


図15 盛土造成 (1)

第1節 桜井古墳ゾーン

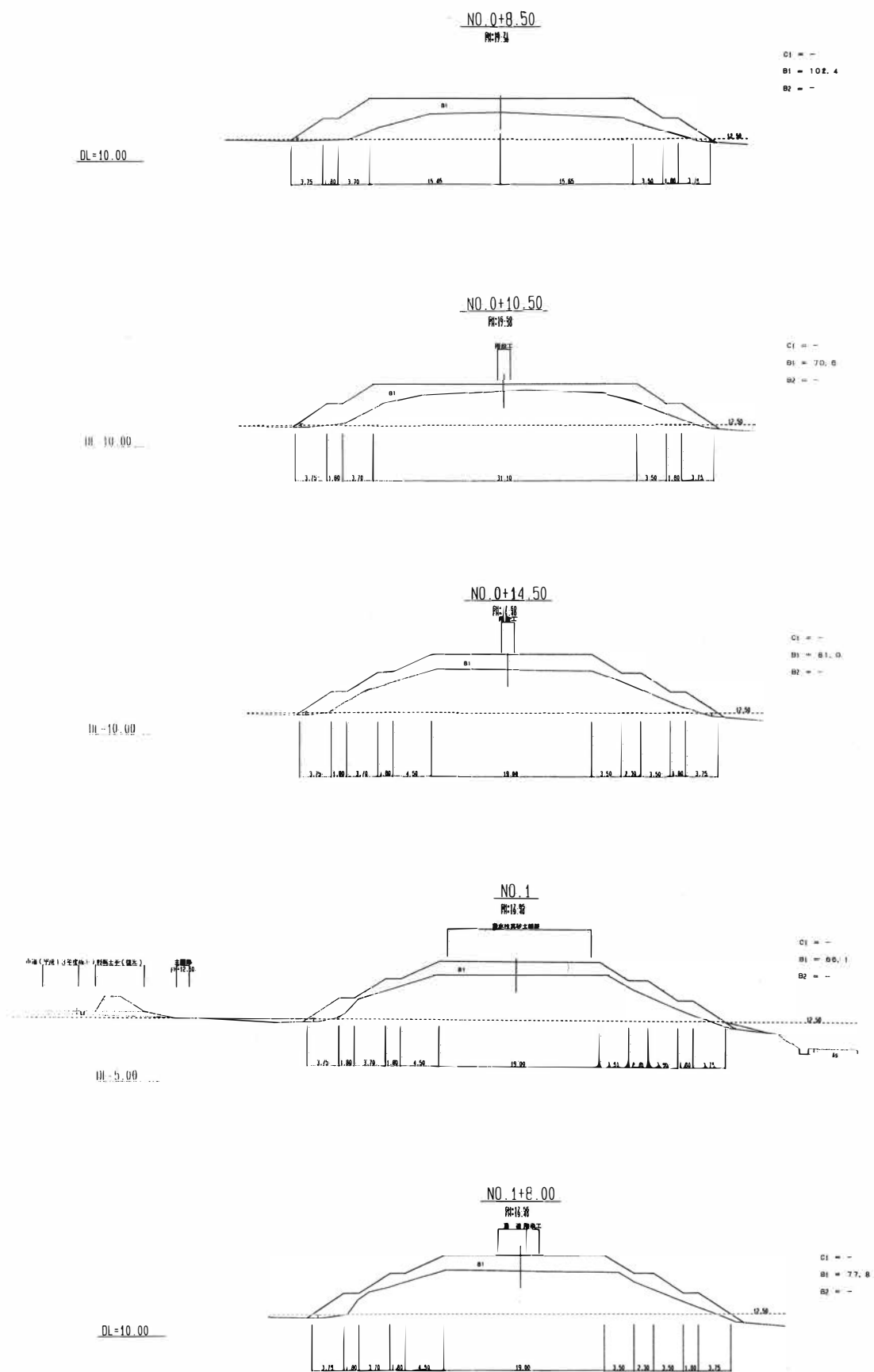


図16 盛土造成 (2)

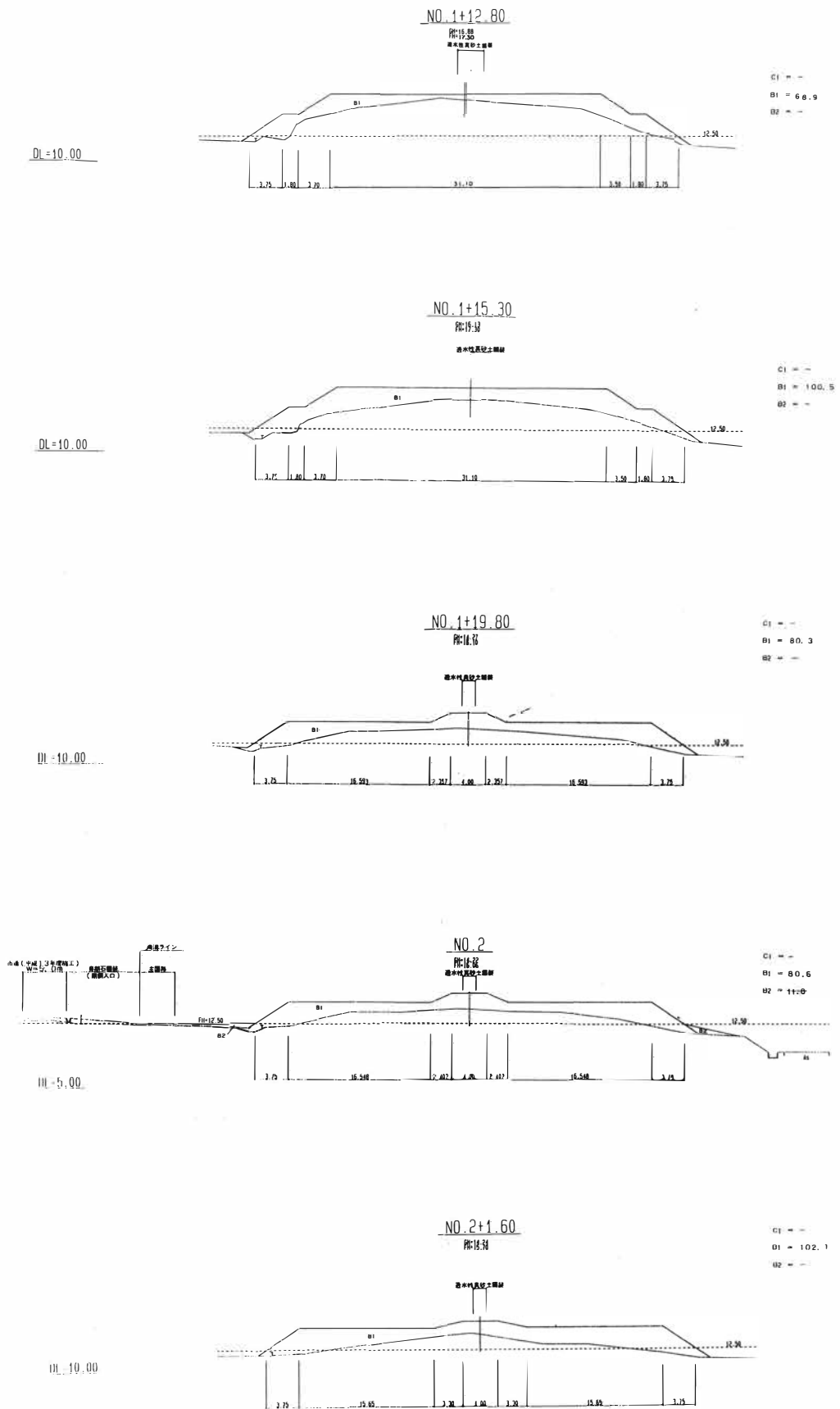


図17 盛土造成 (3)

第1節 桜井古墳ゾーン

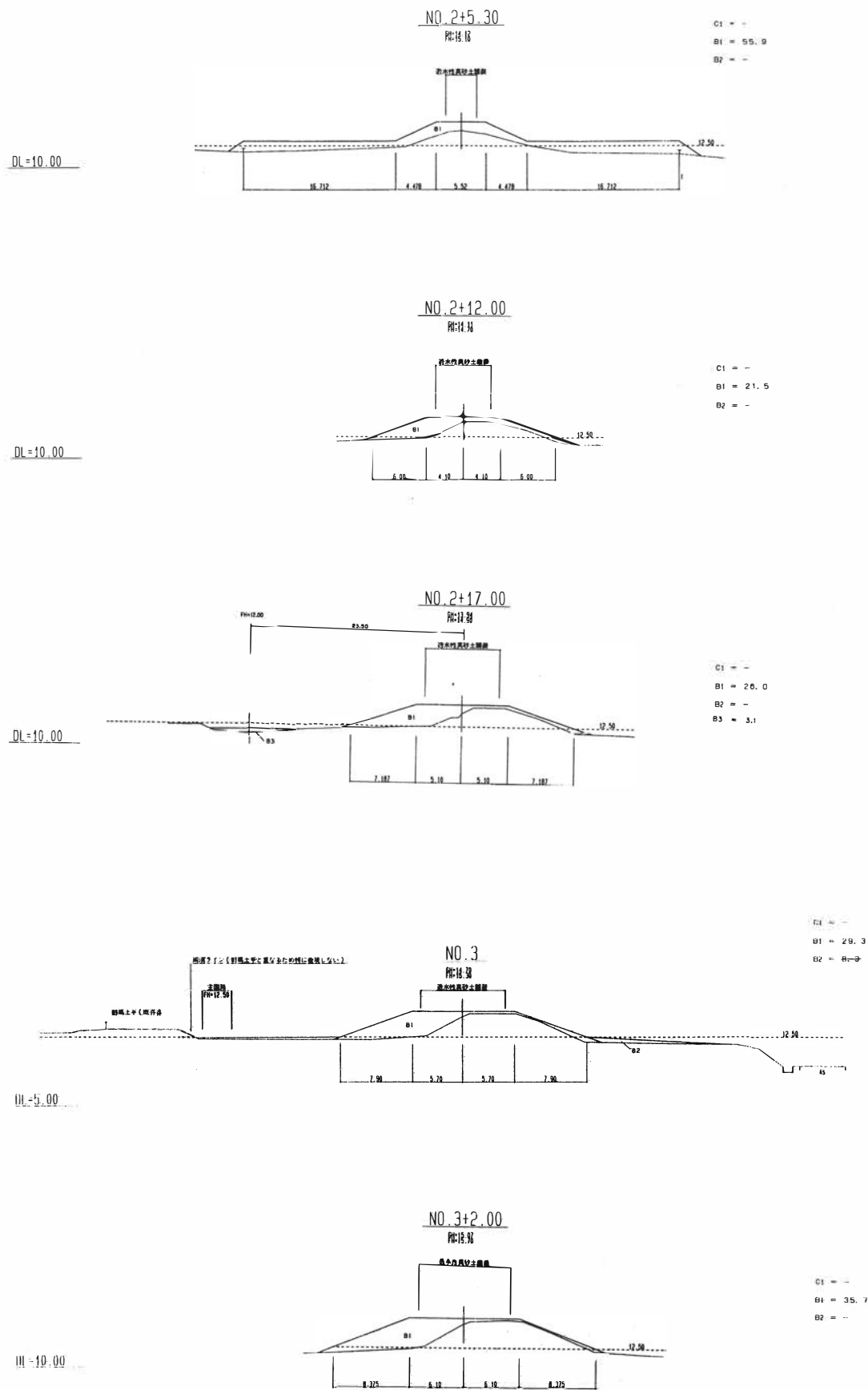


図18 盛土造成 (4)

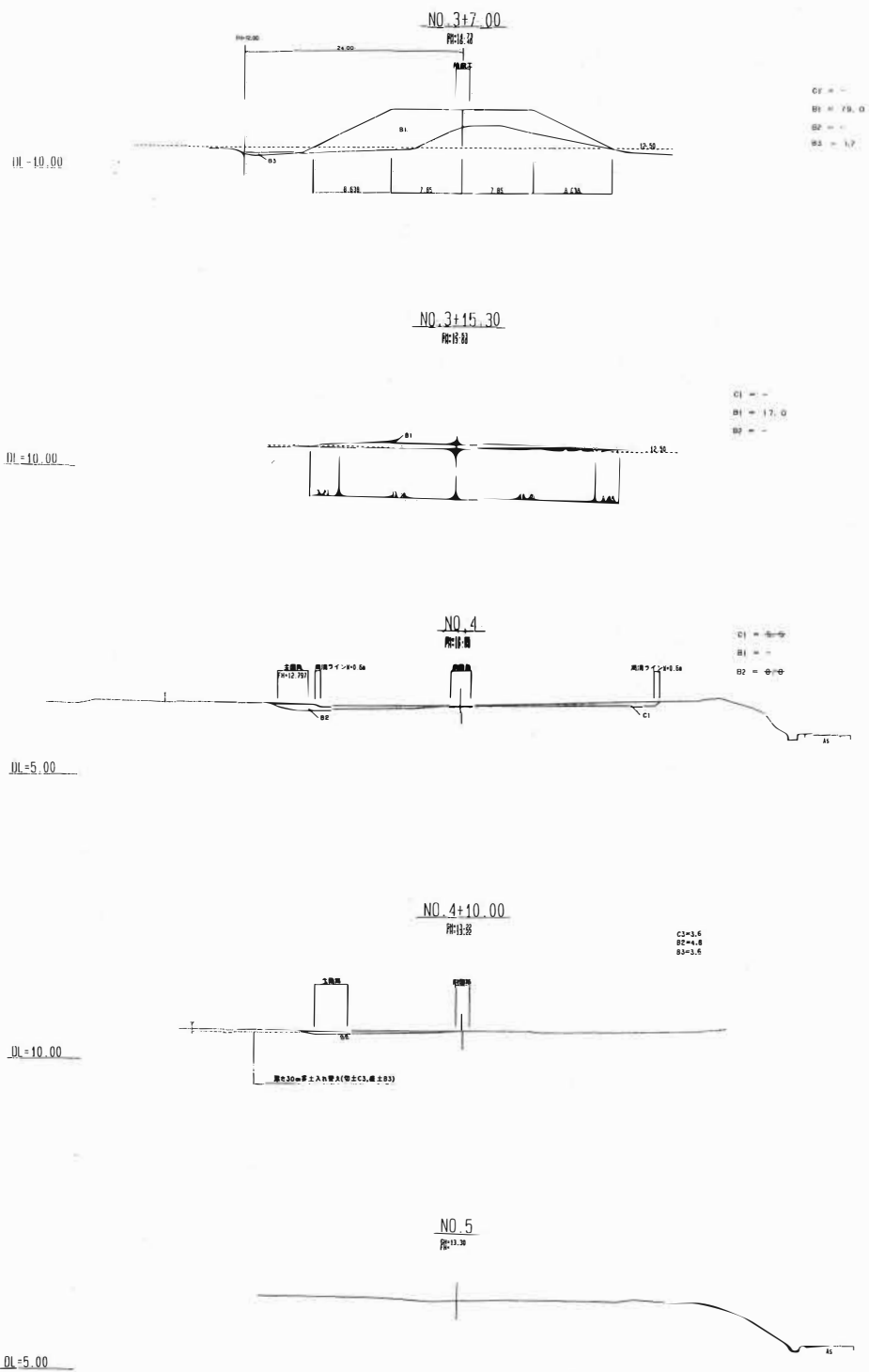


図19 盛土造成 (5)



1 施工後空撮1 (北から)



2 施工後空撮2 (西から)



1 造成前の桜井古墳



2 造成前の桜井古墳



3 造成工事状況



4 造成工事状況



5 後方部造成状況



6 後方部造成状況



7 前方部造成状況



8 野馬土手造成状況

図版 8



1 盛土造成工（施工前後方部）



2 盛土造成工（施工後後方部）



3 盛土造成工（施工後後方部）



4 盛土造成工（施工後後方部）



1 盛土造成工（施工前南から）



2 盛土造成工（施工後南から）



3 盛土造成工（施工後北から）



4 盛土造成工（施工前前方部）



5 盛土造成工（施工後前方部）



1 盛土造成工（前方部→後方部）



2 盛土造成工（後方部→前方部）



3 盛土造成工（後方部）



4 盛土造成工（周溝）



5 盛土造成工（後方部墳頂）



6 盛土造成工（斜面）



7 盛土造成工（斜面）



8 盛土造成工（斜面）



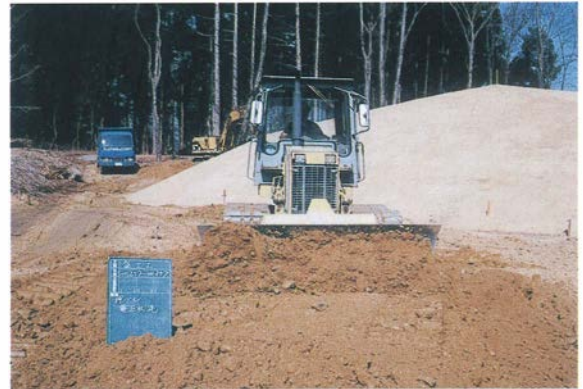
1 盛土造成工（盛土状況）



2 盛土造成工（盛土状況）



3 盛土造成工（盛土状況）



4 盛土造成工（盛土状況）



5 盛土造成工（盛土状況）



6 盛土造成工（盛土状況）



7 盛土造成工（法面整形）



8 盛土造成工（法面整形）

図版12



1 盛土造成工（施工前）



2 盛土造成工（丁張状況）



3 盛土造成工（丁張状況）



4 盛土造成工（丁張状況）



5 盛土造成工（丁張状況）



6 盛土造成工（客土搬入状況）



7 盛土造成工（客土搬入状況）



8 盛土造成工（客土搬入状況）

第4項 階段・園路

墓壇・墓道・埋葬施設の表現方法については、色の異なる透水性真砂土舗装（ $t = 5\text{ cm}$ 、一部は真砂土たたき仕上げ）により行なった。

また、階段については側板（合成木材）を用い、透水性真砂土舗装によって設計した。なお蹴上高は勾配により15cm型、18cm型の2タイプを使い分けた。

階段部・一般部 A色

墓壇・墓道 C色

棺 D色

園路の線形については、概ね基本設計の通りとした。計画高については周溝内では $FH = 12.5\text{ m}(+2.0\text{ cm})$ 、周溝外では現況の地盤高を基本とし、車椅子でも安全に利用できる縦断勾配により計画した。路盤については、メインとなる幅員3.0mの路線では路盤厚15cmとし、副園路では路盤厚10cmとした。舗装については、園路では2、13号墳および墳丘部と同様、透水性真砂土舗装としたが、周溝内と外で色の異なる骨材を用いて表現することとした。また、南東部の入口付近（周溝外）については、メインとなる入口を印象付けるため、白御影石板舗装および小舗石舗装とした。

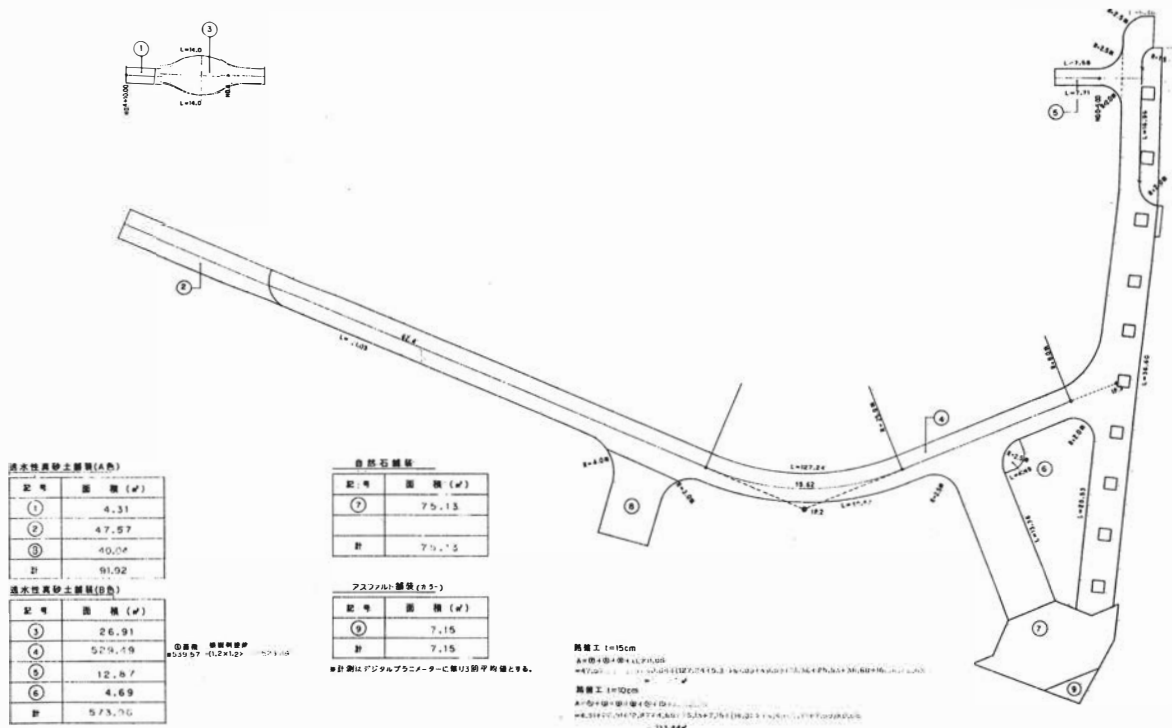


図20 舗装詳細図

第1節 桜井古墳ゾーン

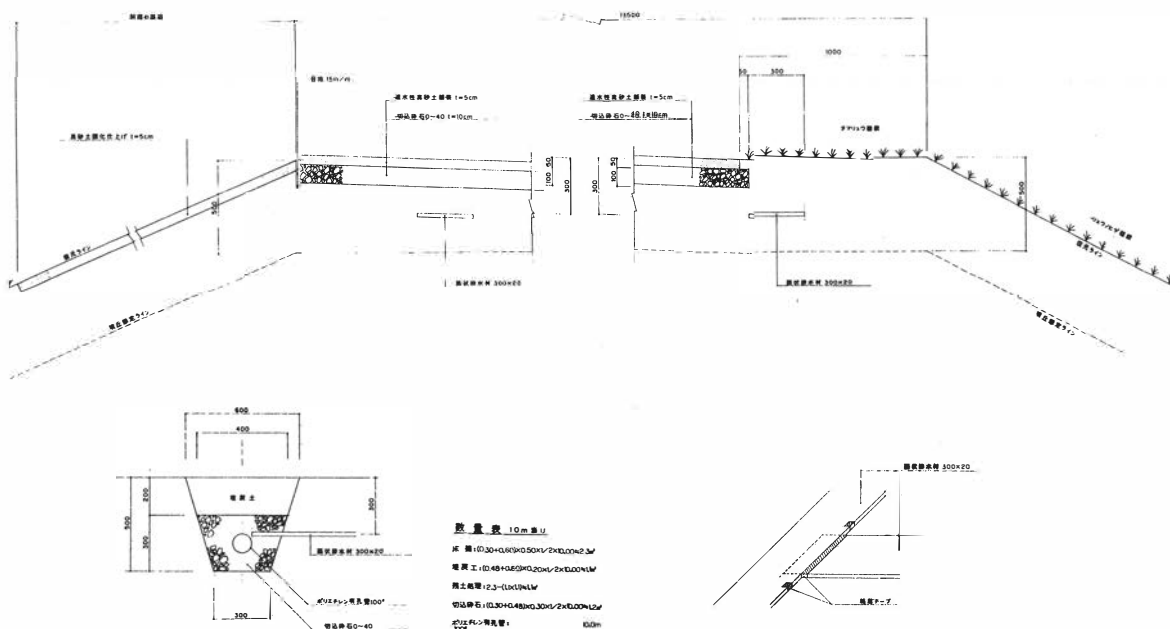
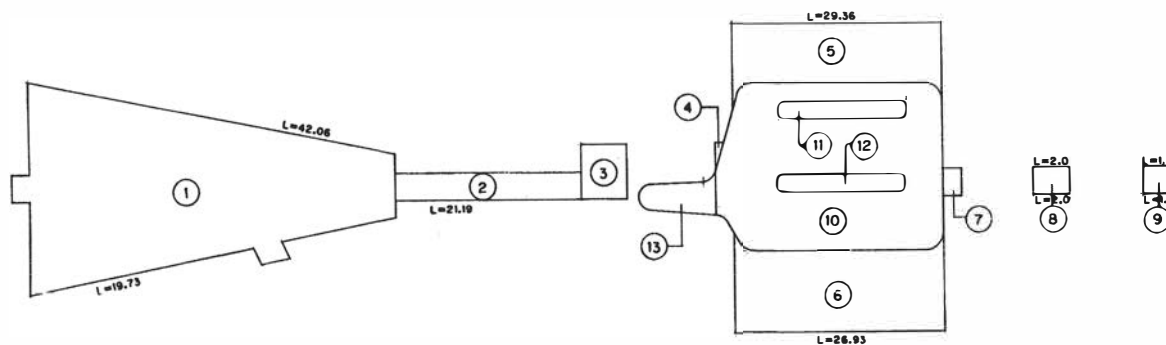


図21 路盤断面図・排水断面図



透水性真砂土舗装(C色)	
記号	面積 (㎡)
①	157.61
②	15.31
③	7.50
④	0.36
⑤	39.07
⑥	52.05
⑦	1.50
⑧	3.00
⑨	2.55
計	278.95

透水性真砂土舗装(C色) ※着色材混入タイプ	
記号	面積 (㎡)
⑩	96.68
計	96.68

透水性真砂土舗装(D色) ※着色材混入タイプ	
記号	面積 (㎡)
⑪	6.91
⑫	6.91
計	13.82

路盤工 t=10cm
 $A = I① \sim ⑬ + I L \times 0.05$
 $= 278.95 + 96.68 + 13.82 + (19.73 + 21.19 + 42.06 + 26.93 + 29.36 + 2.0 \times 2 + 1.7 \times 2) \times 0.05 \approx 396.78 \text{㎡}$

(C色) ※着色材混入タイプ 真砂土固化工上 ※路盤工なし	
記号	面積 (㎡)
⑬	6.59
計	6.59

図22 舗装詳細図

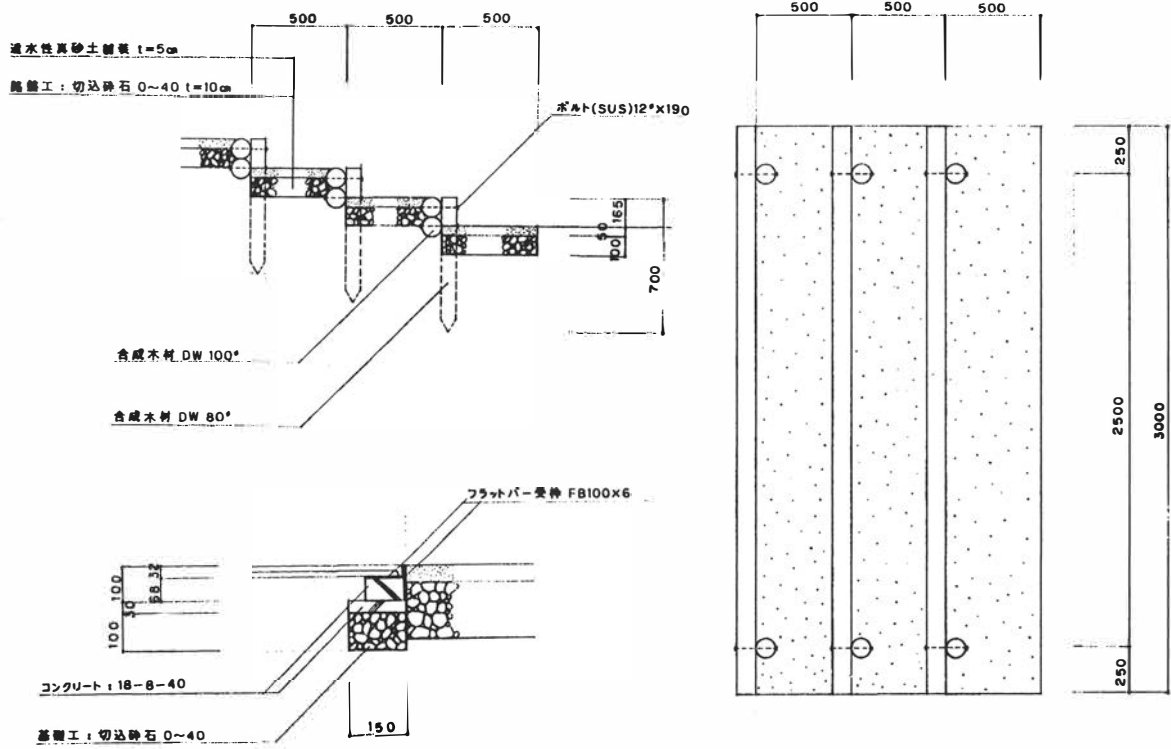


図23 階段詳細図

第1節 桜井古墳ゾーン

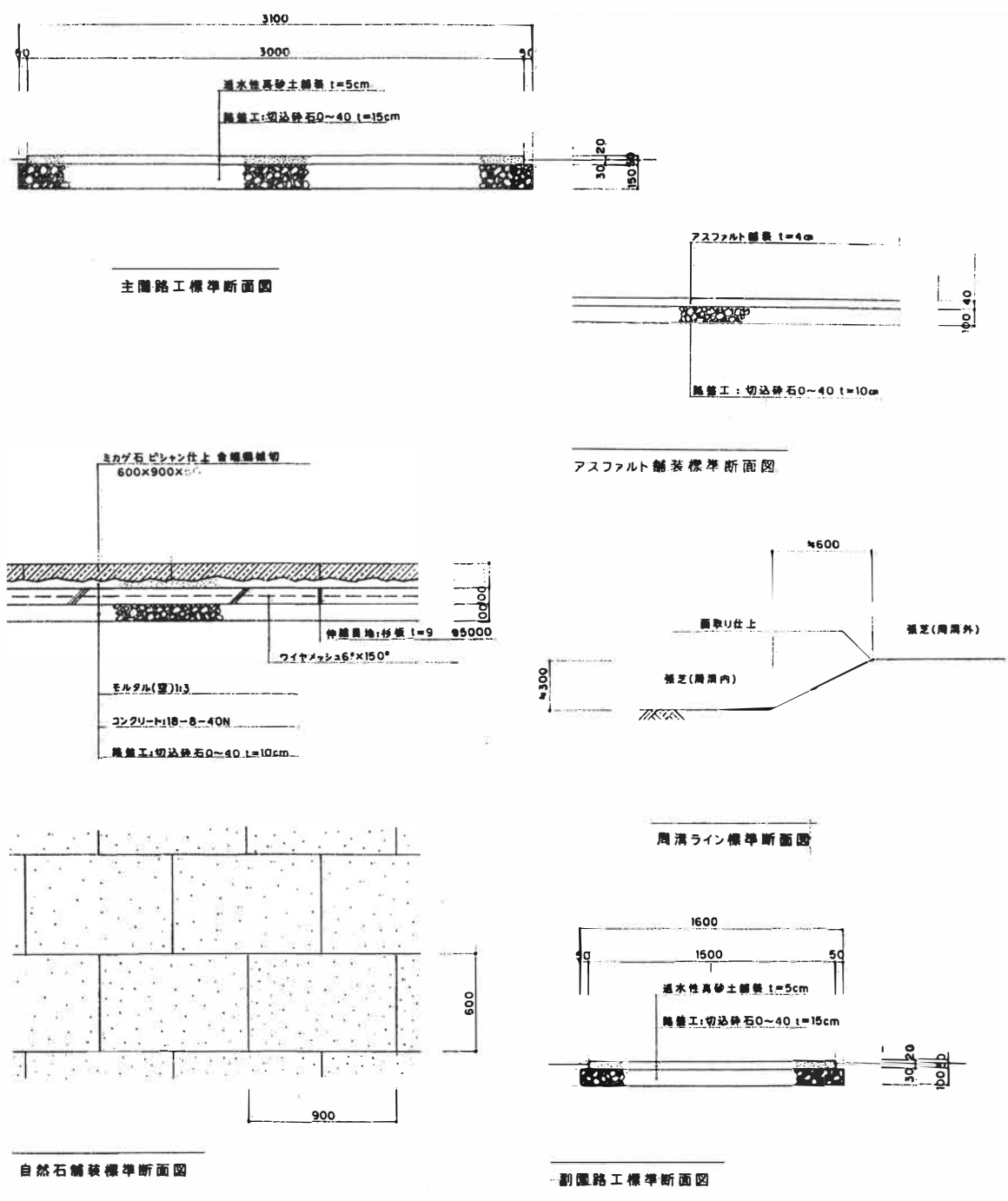


図24 舗装断面図



1 路盤工 (前方部→後方部)



2 路盤工 (前方部西側広場)



3 路盤工 (南側主園路)



4 路盤工 (南側主園路)



5 路盤工 (東側園路)



6 路盤工 (南側園路)



7 路盤工 (後方部西斜面)



8 路盤工 (後方部・南側主園路)



1 舗装（東側園路）



2 舗装（西側園路）



1 園路（南東出入口から）



2 園路（墳丘南側主園路）



1 園路（南東出入口）



2 園路（南側主園路）



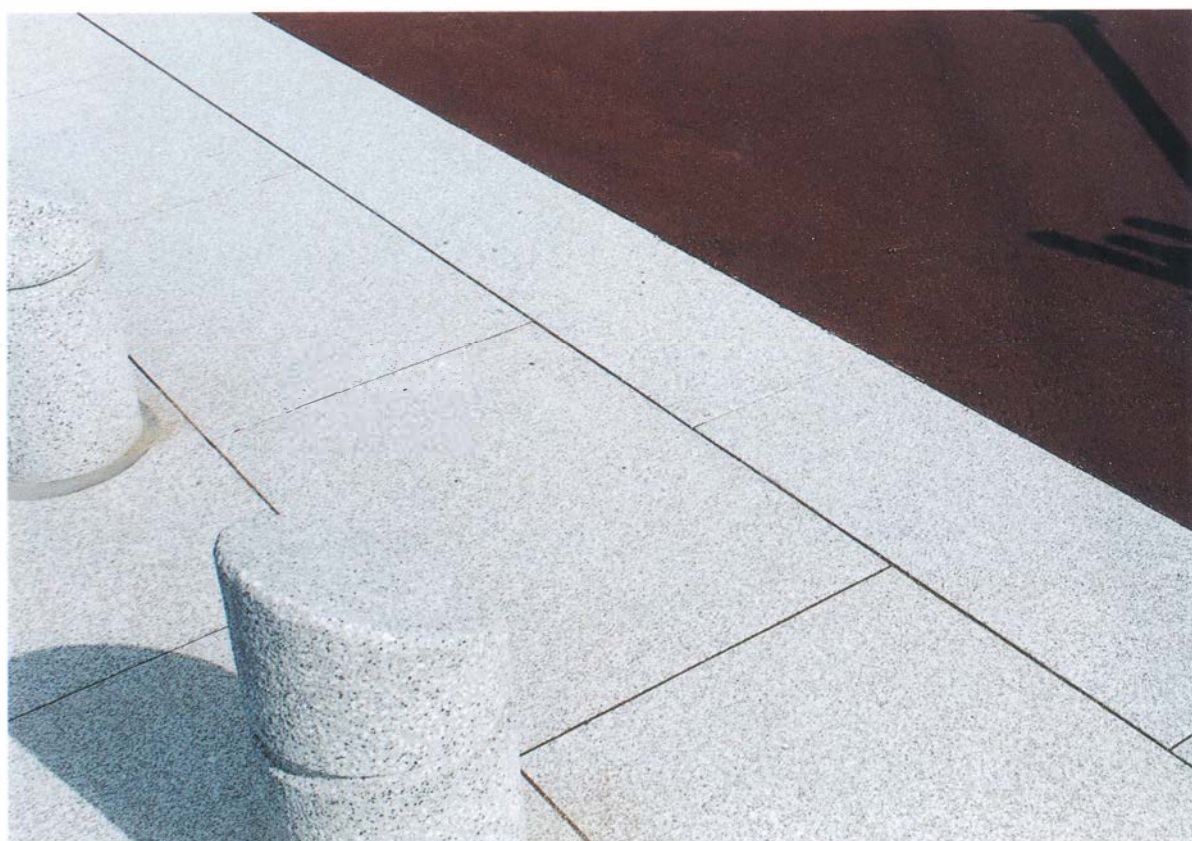
1 墳丘施工（前方部→後方部）



2 墳丘施工（後方部→前方部）



1 公園北側出入口



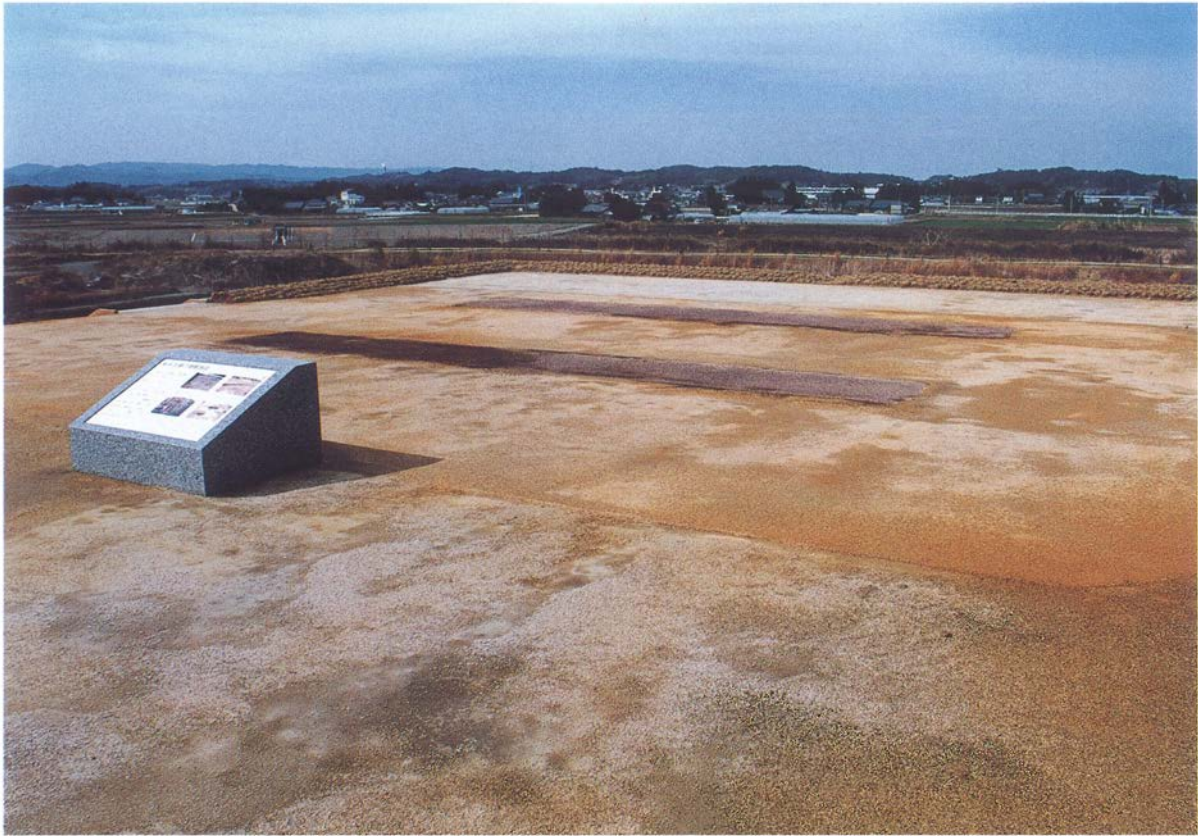
2 公園南東出入口



1 遺構表示（後方部墳頂）



2 遺構表示（後方部墳頂）



1 墳頂平坦面舗装



2 遺構表示（墓道）



1 階段施工（後方部東側）



2 階段施工（手摺）



1 階段施工（前方部）



2 階段施工（前方部）



1 路盤工



2 路盤工



3 路盤工



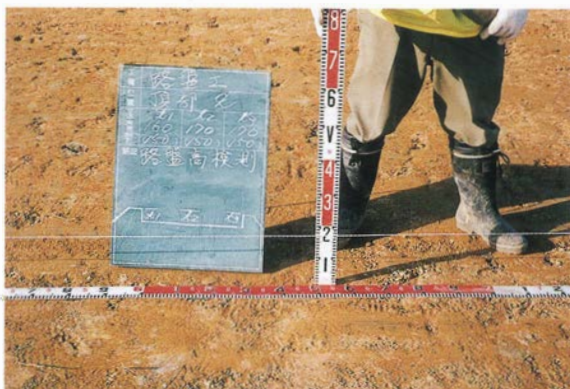
4 路盤工



5 路盤工



6 路盤工



7 路盤工



8 路盤工



1 路盤工



2 路盤工



3 路盤工



4 路盤工



5 路盤工



6 路盤工



7 路盤工



8 路盤工

第5項 植 栽

植栽する樹種については、計画地の自然条件に十分対応し、植栽箇所の目的に沿った樹種の中から選択するものとするが、基本設計で示された古墳時代を中心に古代に使用された樹種の導入について検討した。

ア) 桜井古墳の植栽

墳丘の保護と景観性の向上に配慮し、リュウノヒゲ並びにタマリユウの植栽を実施する。他の事例をみると墳丘の保護は芝生によって行われているのが一般的ではあるが、本ゾーン内の墳丘は法面を草丈の長いリュウノヒゲ、平面をタマリユウによって被覆するものとし、植栽密度については、現場に試験植栽（44ポット/㎡）した結果から判断し、リュウノヒゲについては、1㎡当たり56ポット（水平方向8ポット/m×斜面方向7ポット/m）とし、タマリユウについては1㎡当たり64ポット（8ポット/m×8ポット/m）の密度で計画した。なお、工事費の軽減を図るため、植栽にあたってはそのまま植え付けるのではなく、1ポットを2つに分けて植え付けることとした。（試験植栽の結果から2つに分けて植え付けても十分効果があると判断した。）芝生では墳丘上に登られることが懸念されるがリュウノヒゲの場合は、来園者の目には立ち入りがたいものに映るものと思われる。

また2・3号墳の周囲では伐木が行われ、やや開放的になりすぎている箇所が見られるため、イロハモミジ等による植栽を実施するものとする。

イ) ゾーン東側境界への植栽

ゾーン東側の境界沿いについては、市道との境を明確にするため、高木・中木・地被植物により植栽帯を形成するものとする。

具体的には、市道側へは常緑広葉樹を列植し、公園側には墳丘のリュウノヒゲと質感的に近いヤブランを植栽する。また、高木としては常緑樹のシラカシを計画する。

ウ) ゾーン南側境界への植栽

ゾーン南側については住宅地が近接していることから、境界沿いへの植栽としてはある程度密度の高い植栽をする必要がある。そのため、高木については郷土植物や古代に使用された樹種を参考に、シラカシ、コナラ、ヤマザクラ、イロハモミジ等の高木と中木のツバキ類をランダムに植栽し、さらに臨地との境界には成長の早いマサキの生垣を計画する。

エ) 野馬土手への植栽

新たに構築する野馬土手については、その全面を周溝と同じ野芝によりカバーし景観的な統一を図るものとする。また、野馬土手の南側については、高木のシラカシと中木のツバキ類を交互に列植し、低木としてサツキツツジを植栽するものとする。

オ) 北側斜面への植栽

ゾーン北側は市道との高低差が大きく、斜面の崩落防止と来園者の転落防止を図る必要があるため、法肩へはヒメクマササを植栽し、法面保護と来園者の安全対策を図るものとする。なお、北側からの眺望を確保するため、中高木の植栽は行なわないものとする。

カ) ゾーン北西の出入口への植栽

ゾーン北西側の出入口付近については、現在伐木されており、さらに園路の開設にともない盛土等の実施が必要になることから、表土を安定させるための植栽が必要となる。またメインとなる出入口でもあることから景観に配慮した植栽を検討しなければならない。そのため、北側斜面への植栽と同様カンツバキとクサボケを配置するものとする。

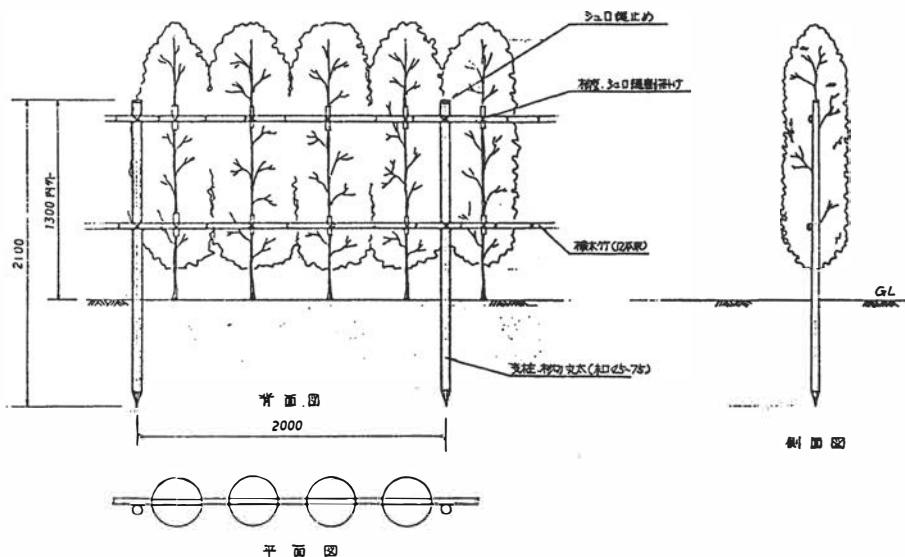


図25 植栽詳細図

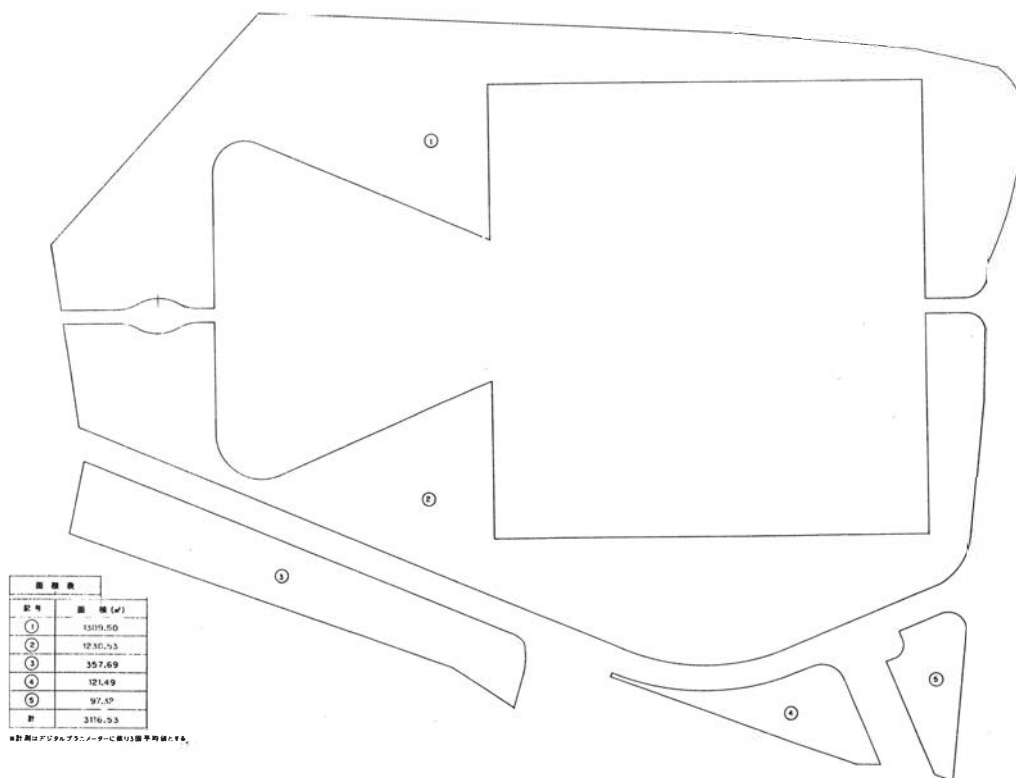


図26 張芝展開図

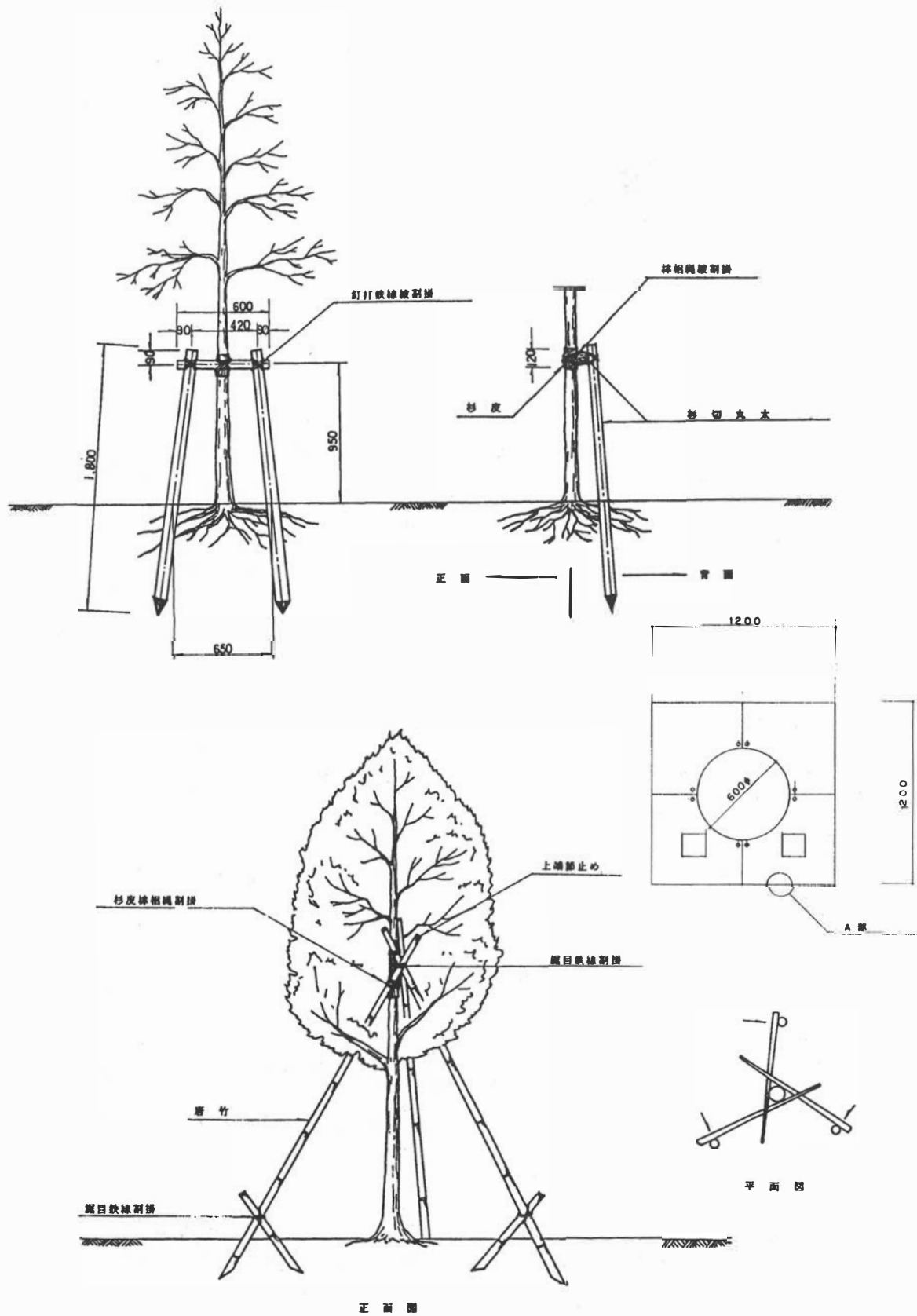


図27 植栽詳細図



1 墳丘リュウノヒゲ植栽状況



2 墳丘リュウノヒゲ植栽状況



3 墳丘リュウノヒゲ植栽状況



4 墳丘リュウノヒゲ植栽状況



5 墳丘リュウノヒゲ植栽状況



6 墳丘リュウノヒゲ植栽状況



7 墳丘リュウノヒゲ植栽状況



8 墳丘リュウノヒゲ植栽状況



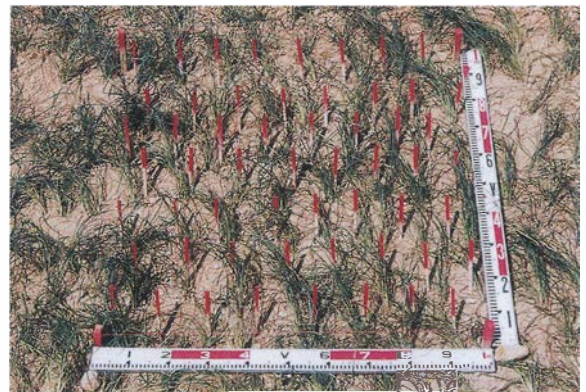
1 植栽施工後 (リュウノヒゲ)



2 植栽施工後 (リュウノヒゲ)



3 植栽施工後 (リュウノヒゲ)



4 植栽施工後 (リュウノヒゲ)



5 植栽施工前 (リュウノヒゲ)



6 植栽施工後 (リュウノヒゲ)



1 植栽 (リュウノヒゲ)



2 植栽 (タマリユウ)



1 植栽（高木）



2 植栽（高木）



3 植栽（中木）



1 植栽 (ヤブラン)



2 植栽 (ヤブラン)



1 植栽（低木）



2 植栽（低木）



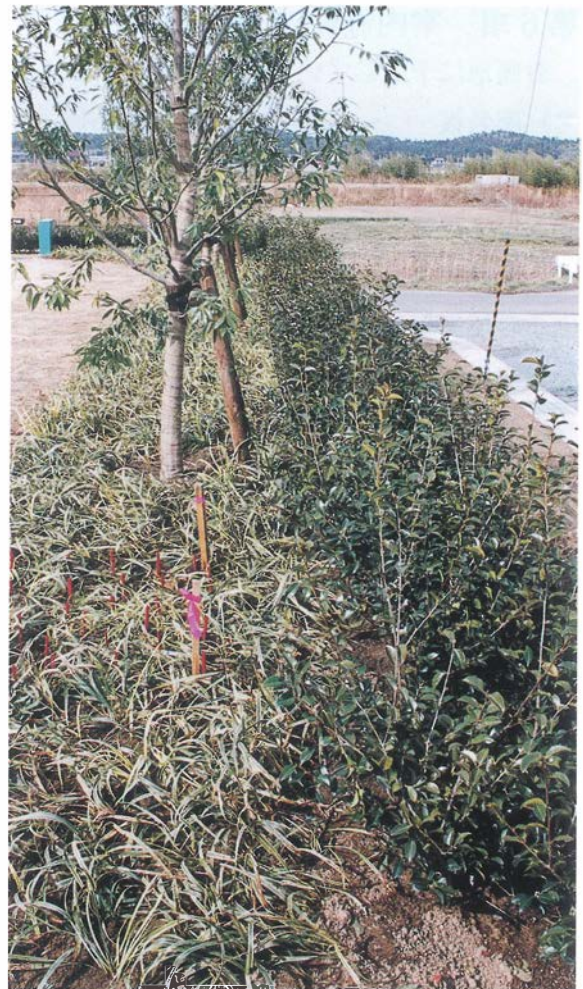
1 植栽 (ヒメクマササ)



2 植栽 (低木)



1 二脚鳥居支柱



2 植栽 (ヤブラン)



3 植樹柵

第6項 案内施設

計画地に予定している案内施設としては、園名板、解説板3種類、指導標の計5種類とする。

ア) 園名板

園名板は、自然石転石とし正面を本磨き仕上げとし彫り文字により施設名を記入する。南東部入口に設置する。

イ) 解説板A

この解説板は、1号墳全体を解説するものとして墳丘南西部の陸橋付近に設置する。本体は地元産白御影石とし、表示部はアルミ板を基板としセパラー印刷により計画とする。

ウ) 解説板B

この解説板は、復元野馬土手を紹介するためのもので、復元野馬土手北側に設置する。本体は地元産白御影石とし、表示部はステンレス板を基板としセラメタル印刷とする。

エ) 解説板C

この解説板は、桜井古墳の後方部墳頂に設置し、墓壇や埋葬施設等について解説するものである。本体は解説板Bと同様、地元産白御影石とし、表示部はステンレス板を基板としセラメタル印刷とする。ただし、下方からの景観に配慮し高さの低いものとする。

オ) 指導標

指導標は、区域の北東端に設置し、7号墳および駐車場方面を案内する。

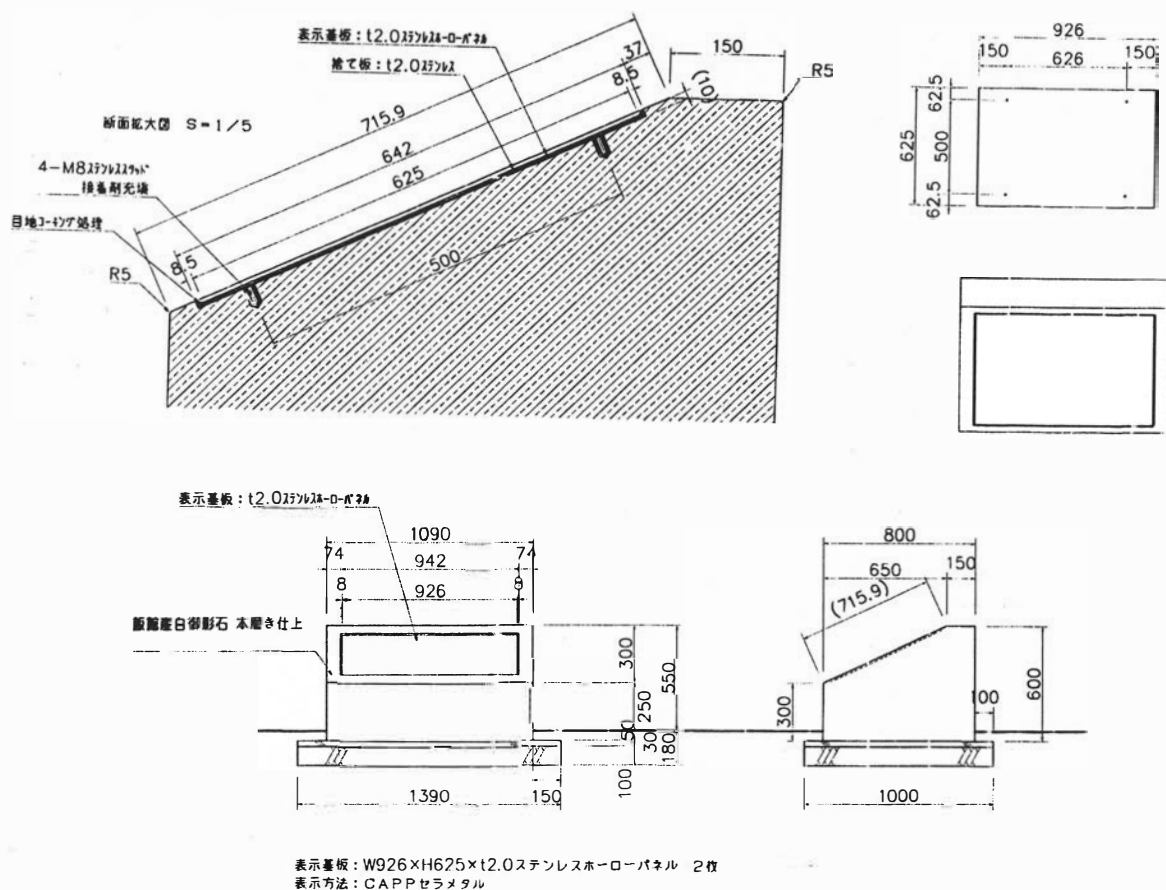


図28 解説板詳細図

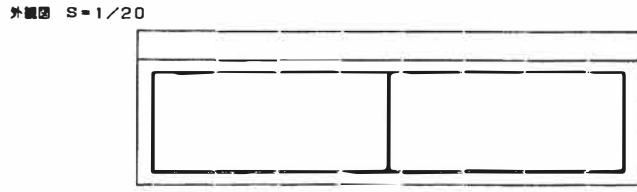
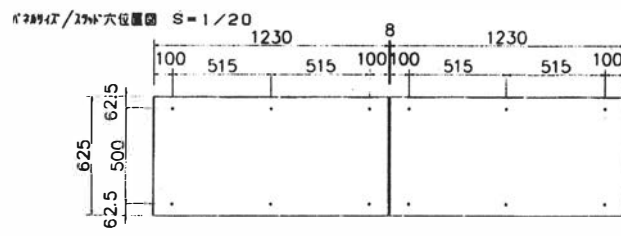
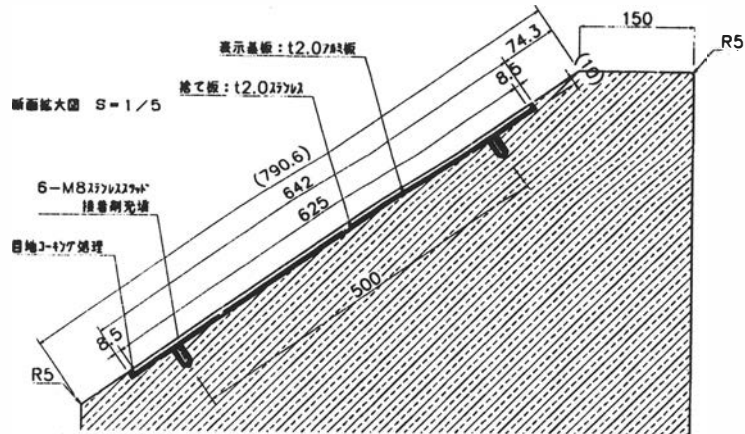
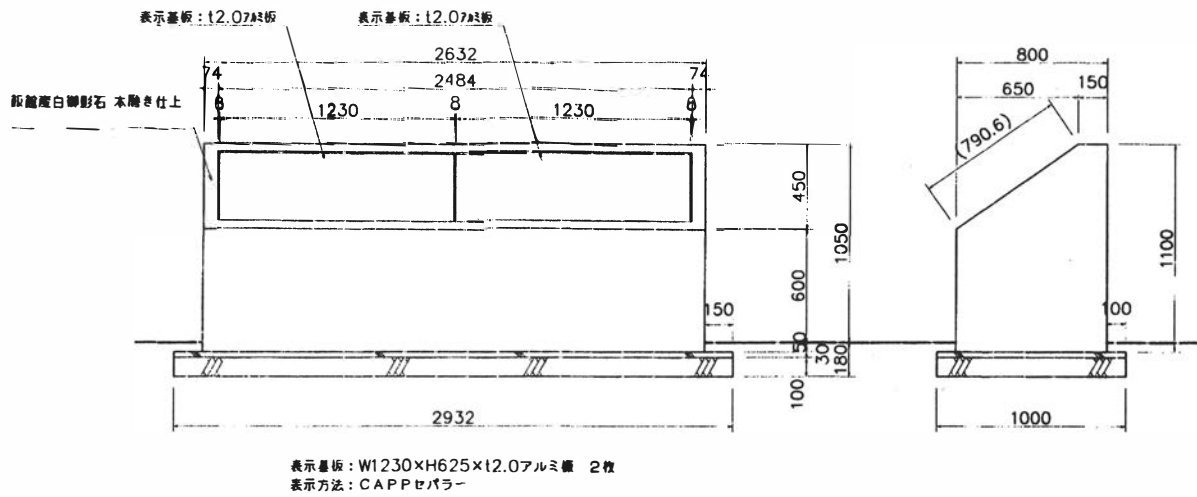


図29 解説板詳細図

第1節 桜井古墳ゾーン

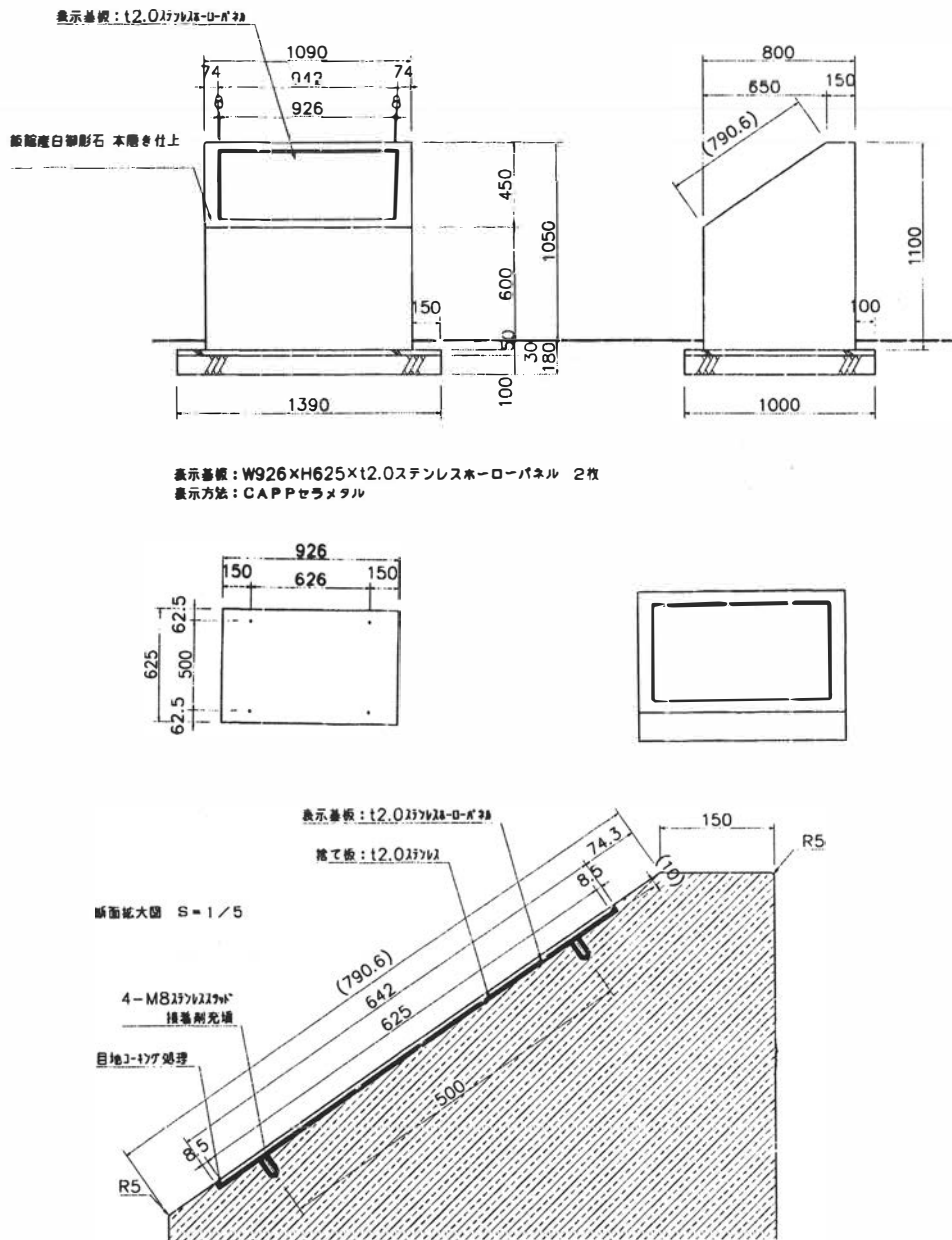


図30 解説板詳細図

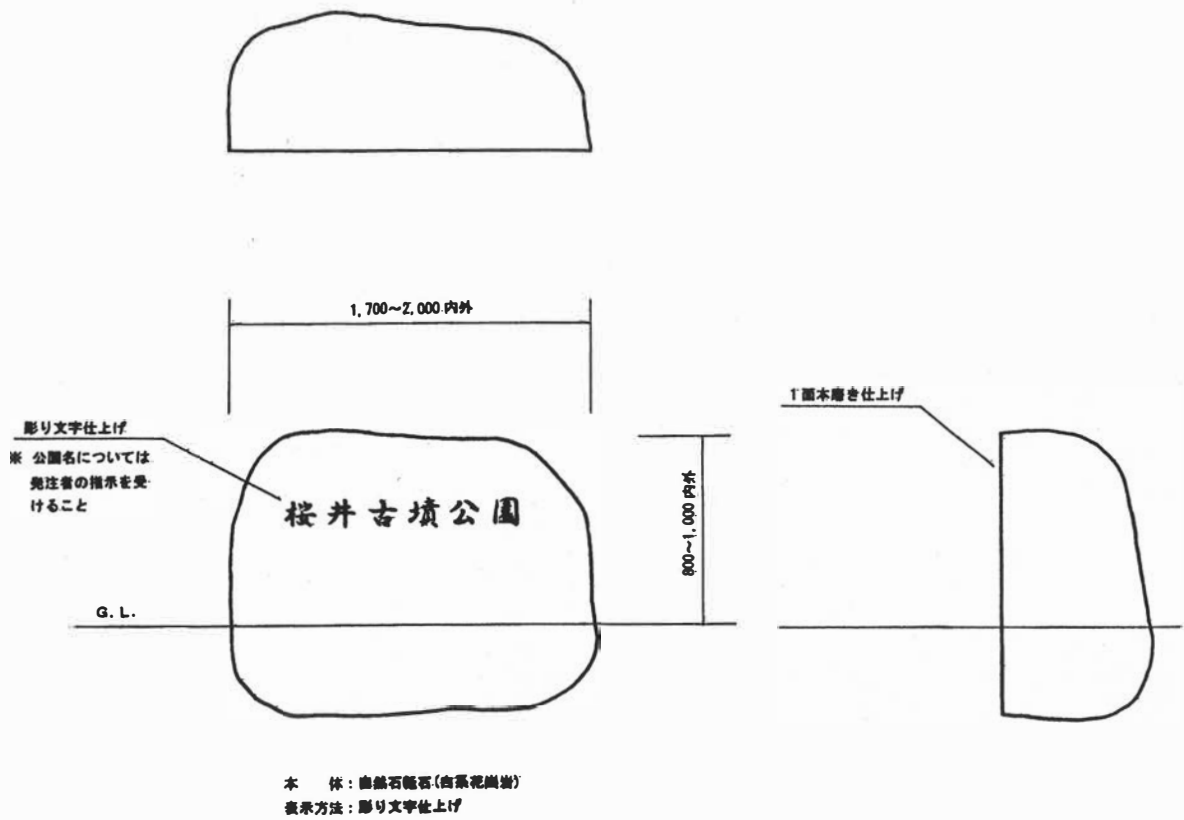


図31 園名板詳細図

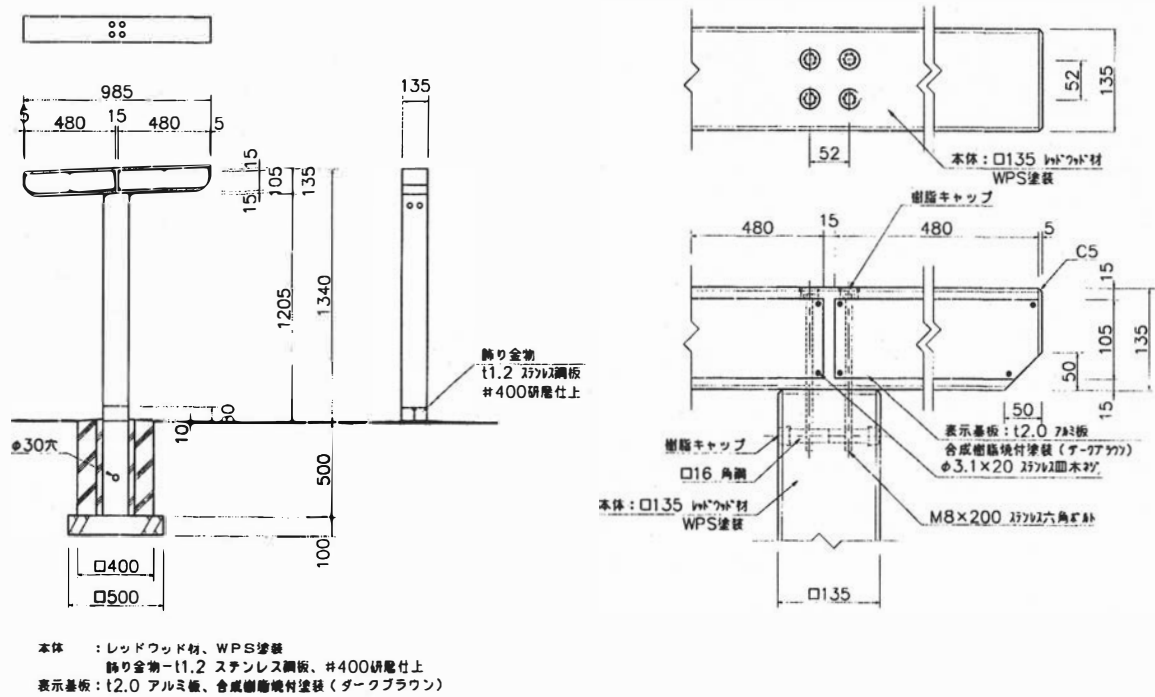


図32 指導標詳細図



1 園名板



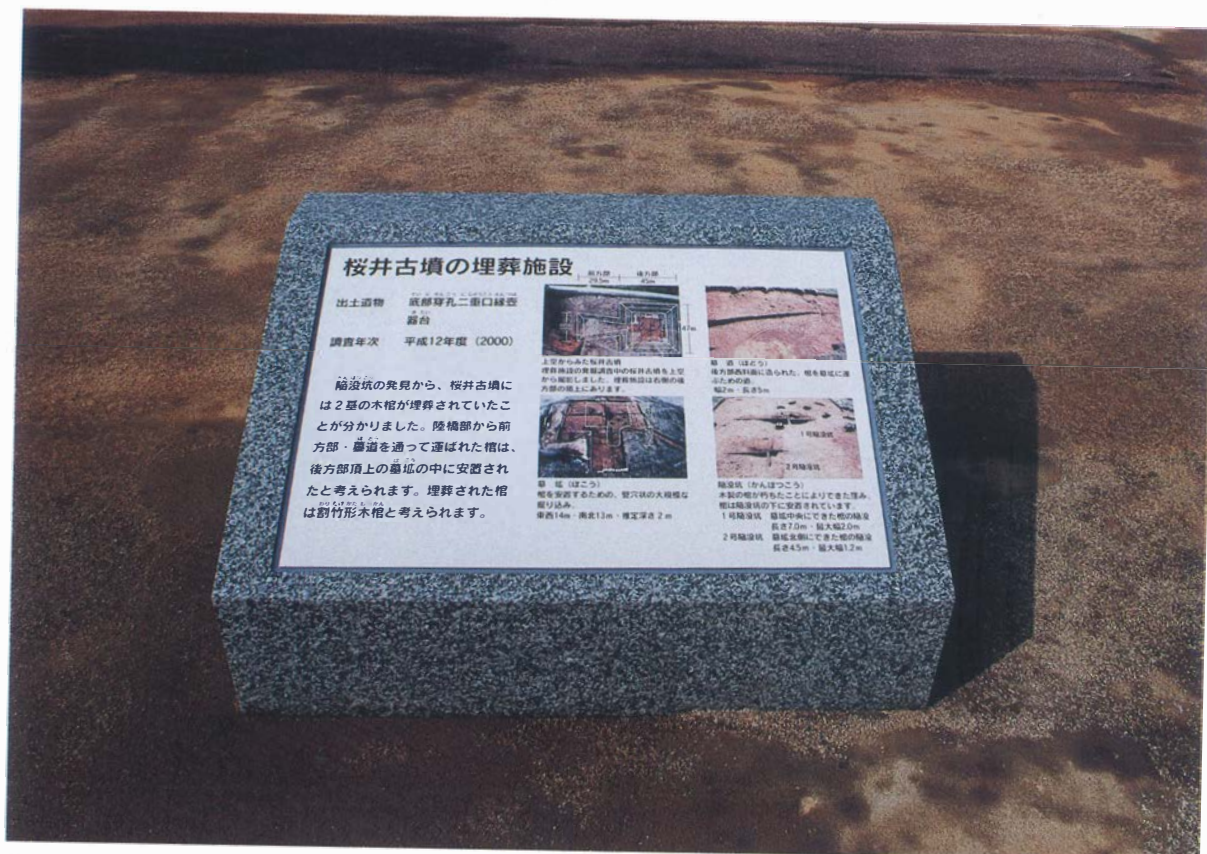
2 解説板



1 解説板 (野馬土手)



2 遺構案内



1 解説板 (墳頂)



2 解説板 (7号墳)



1 指導標



2 コンセントボックス・ハンドホール

第7項 休養・管理施設設計

ア) ベンチ

ベンチについては、墳丘を望む好位置でもある既存野馬土手上部と復元野馬土手の手前にそれぞれ2基ずつ配置する。既存野馬土手上部については背もたれ付きとするが、復元野馬土手手前については墳丘と野馬土手の両方を眺めながら座れるよう背もたれなしのベンチを計画する。

イ) 車止め

車止めは園地内への車両の進入を阻止するために設ける施設で、本区域では東側・東南側（正面入口）・南側の3ヶ所の出入口に設置する。種類のには固定式と可動式の2タイプを準備し、管理車両の出入り口である東側および南側の出入り口については可動式により計画し、東南側（正面入口）については、石調による車止めを計画するものとした。

ウ) 境界柵

境界柵は区域の南側境界の一部について、管理区域を明確にするとともに、入口以外での立ち入りを制御するために設ける施設である。その仕様については、隣接する2号墳で使用した擬木製の境界柵とする。

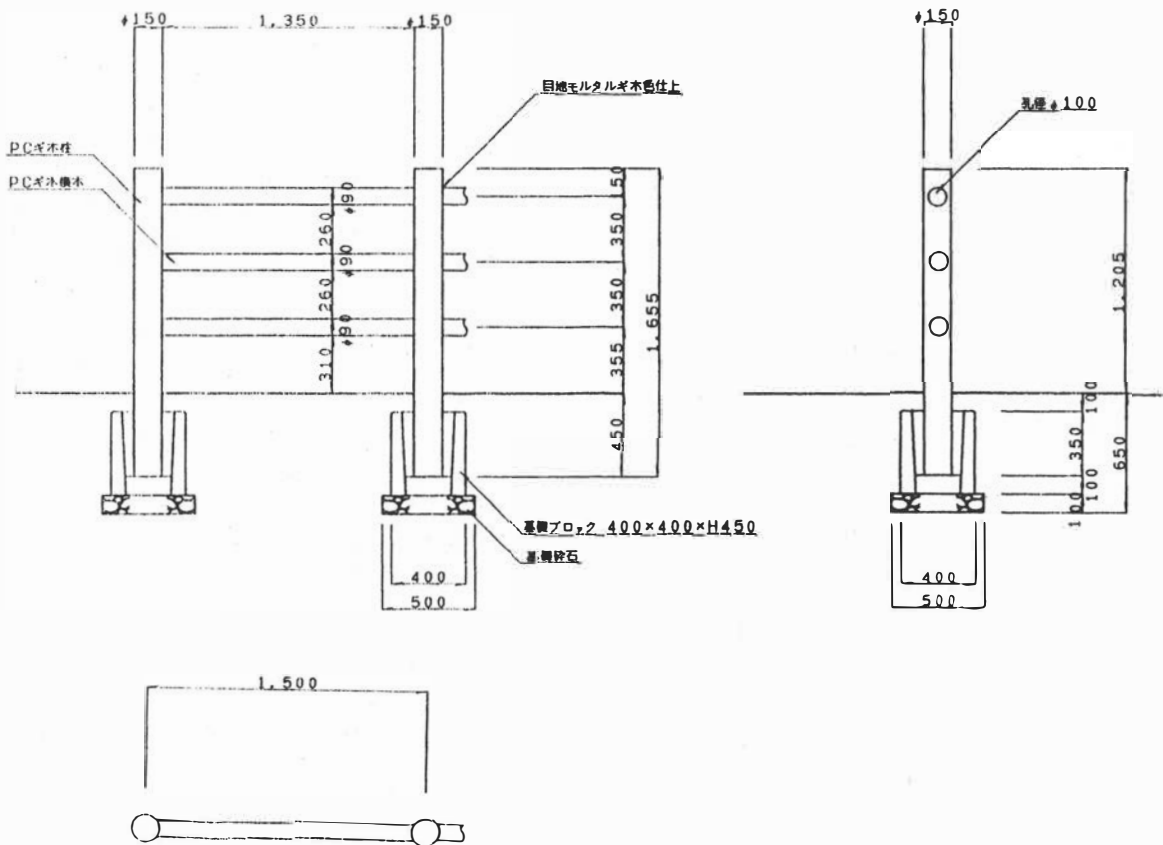


図33 境界柵詳細図

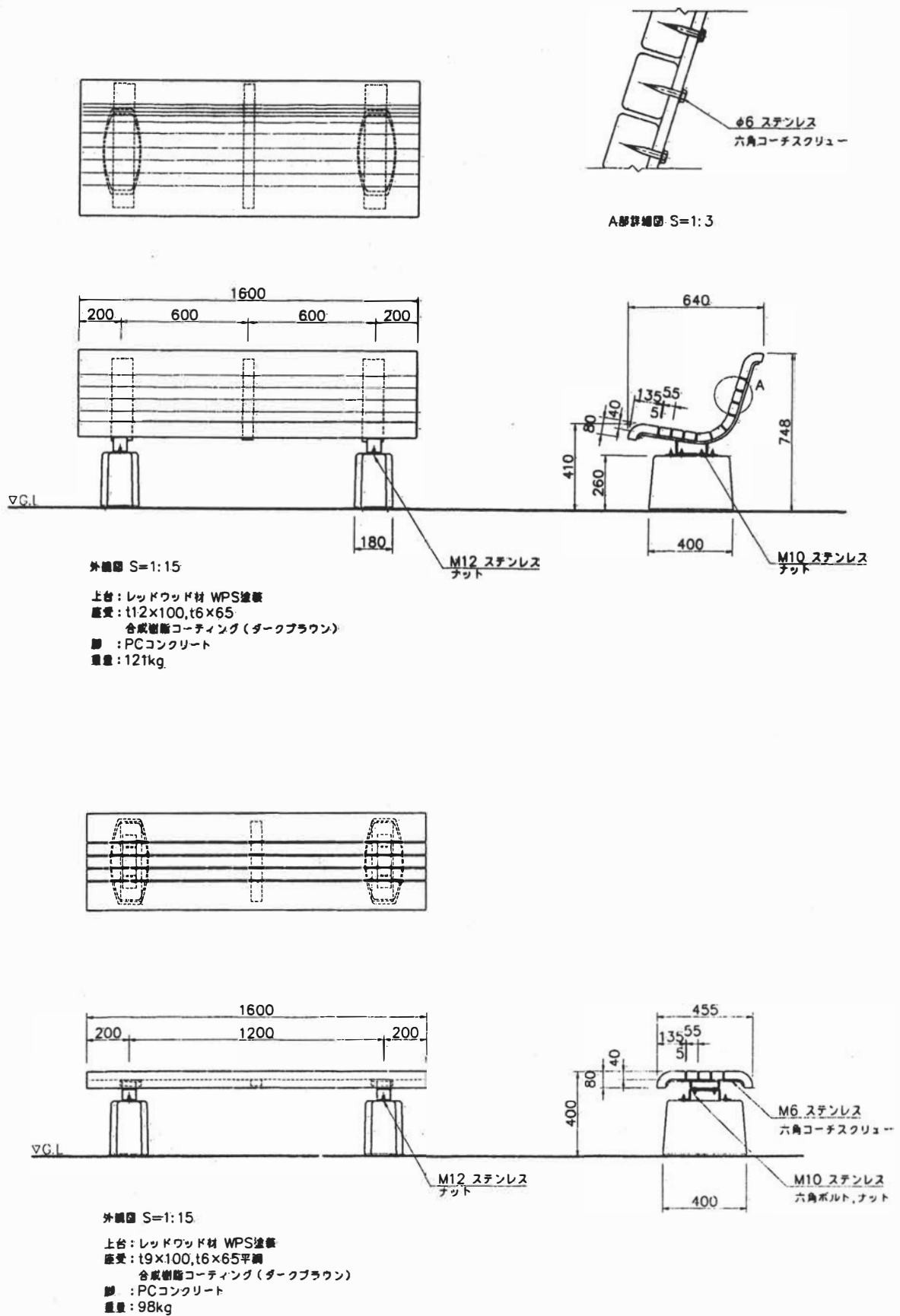


図34 休憩施設詳細図

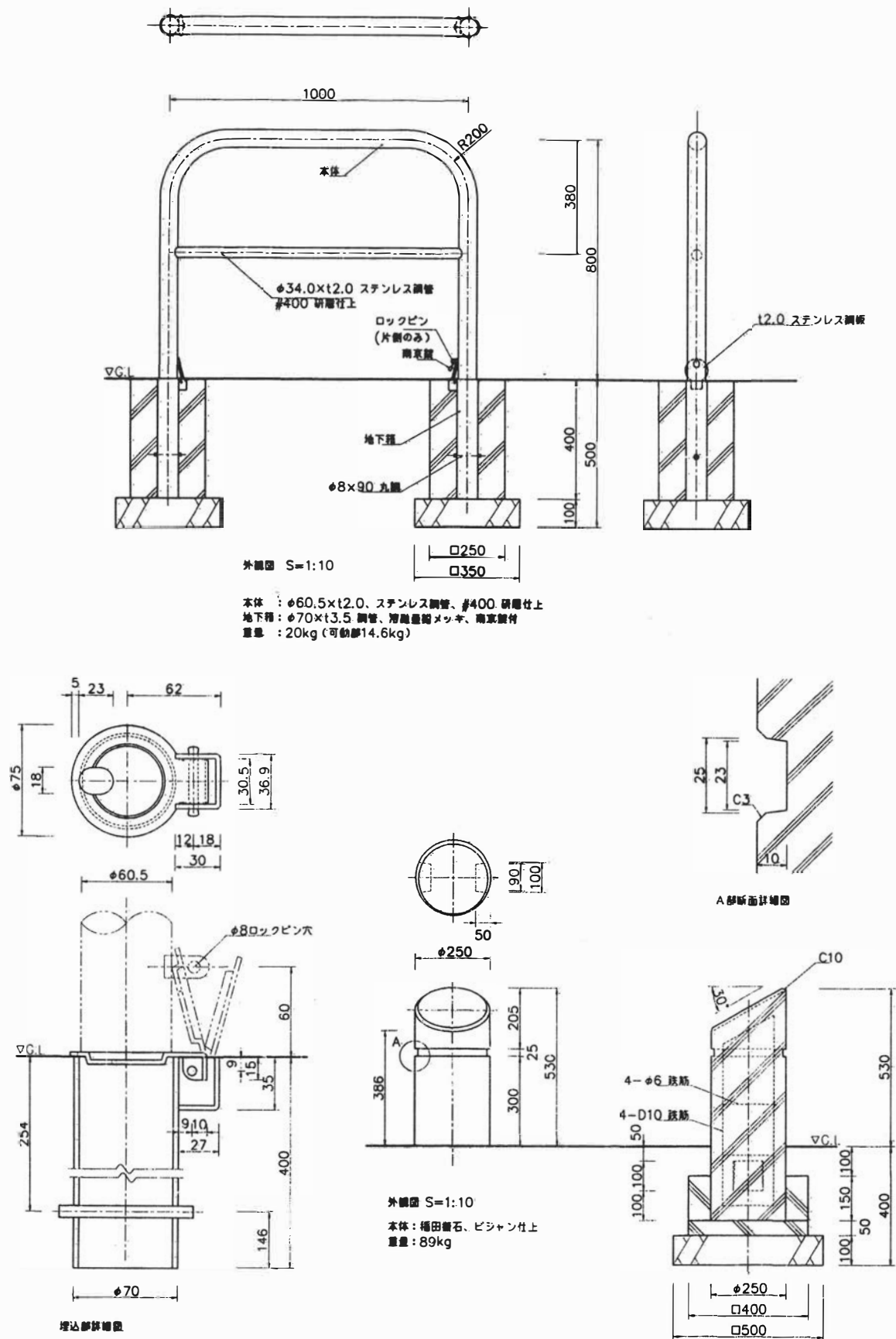


図35 車止め詳細図

第8項 電気・機械施設

電気設備としては概ね基本設計の通りであるが、夜間のライトアップについては常設ではなく仮設とするため、ライトアップ器具用のコンセントボックスを一般のコンセントボックスとは別に配置し、そのための照明器具は保管するものとした。

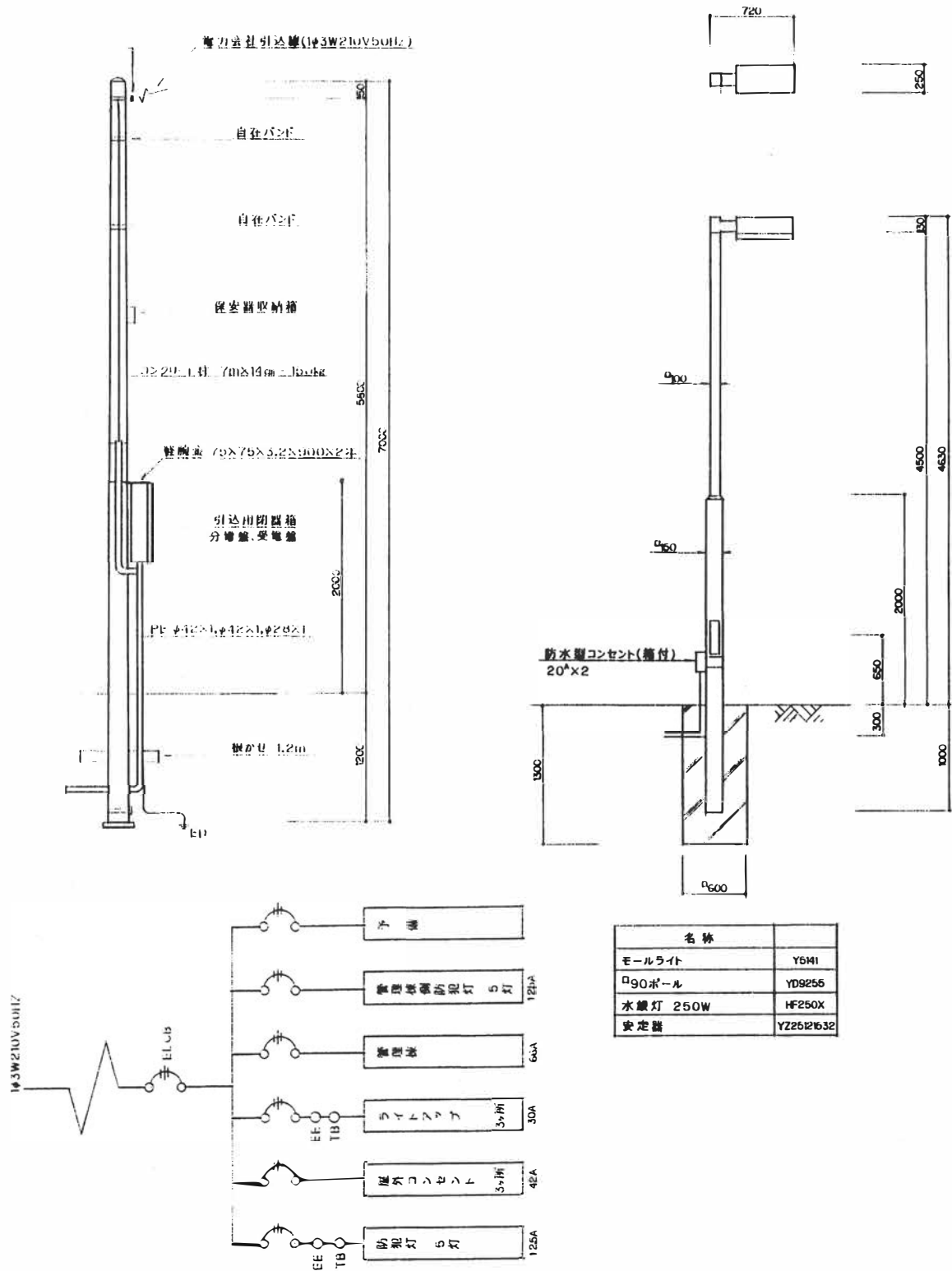
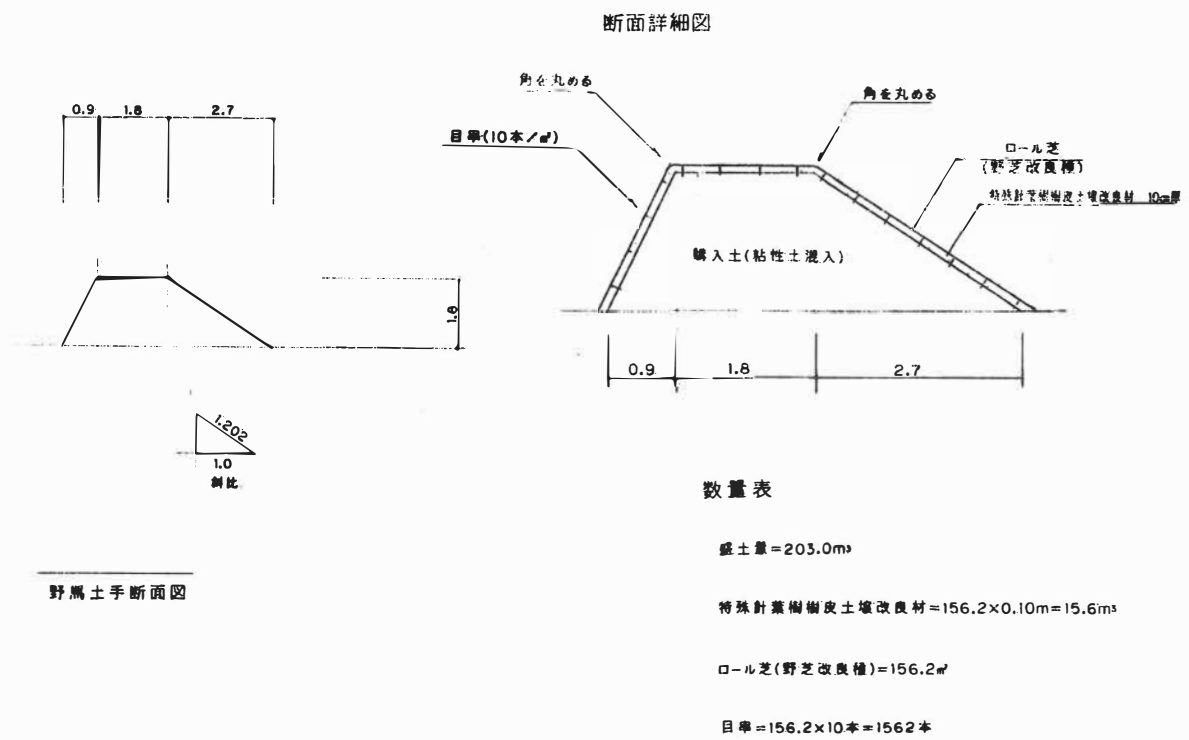
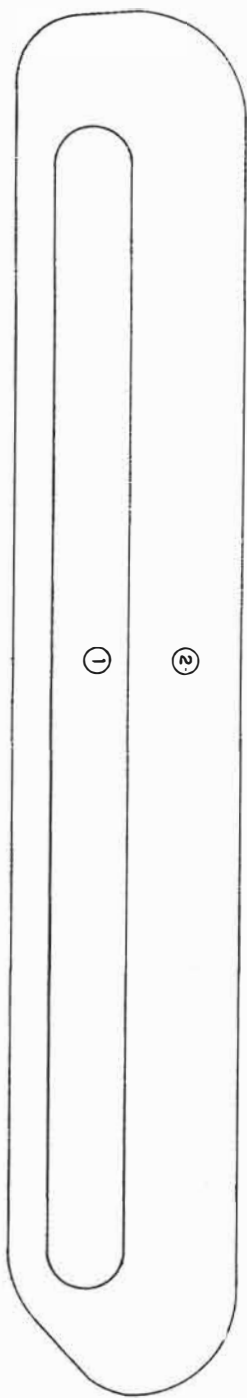


図36 電気施設詳細図



野馬土手断面図

図37 野馬土手詳細図



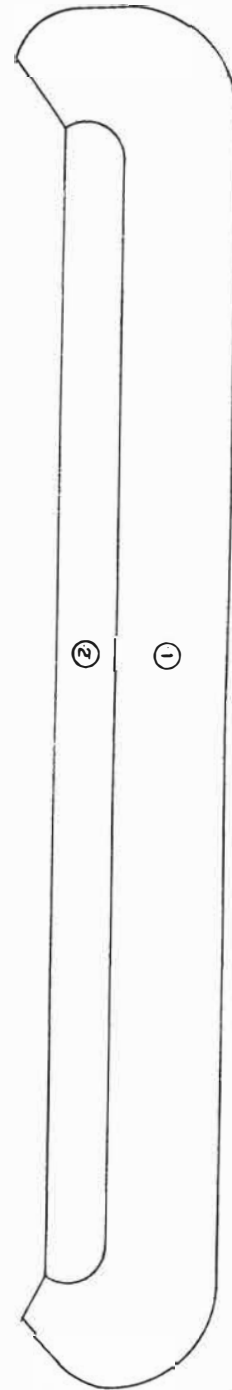
① : 50.27㎡

野馬土手盛土展開図

② : 175.29㎡

$$V = (50.27 + 175.29) \times 1/2 \times 1.80 = 203.004 \approx 203.0 \text{ m}^3$$

※ 計測はデジタルプランニメーターに依り3回平均値とする。



① : 97.22㎡

野馬土手芝貼り展開図

② : 39.36㎡

$$A = 97.22 \times 1.202 + 39.36 = 156.218 \approx 156.2 \text{ m}^2$$

※ 計測はデジタルプランニメーターに依り3回平均値とする。

図38 野馬土手詳細図

第1節 桜井古墳ゾーン

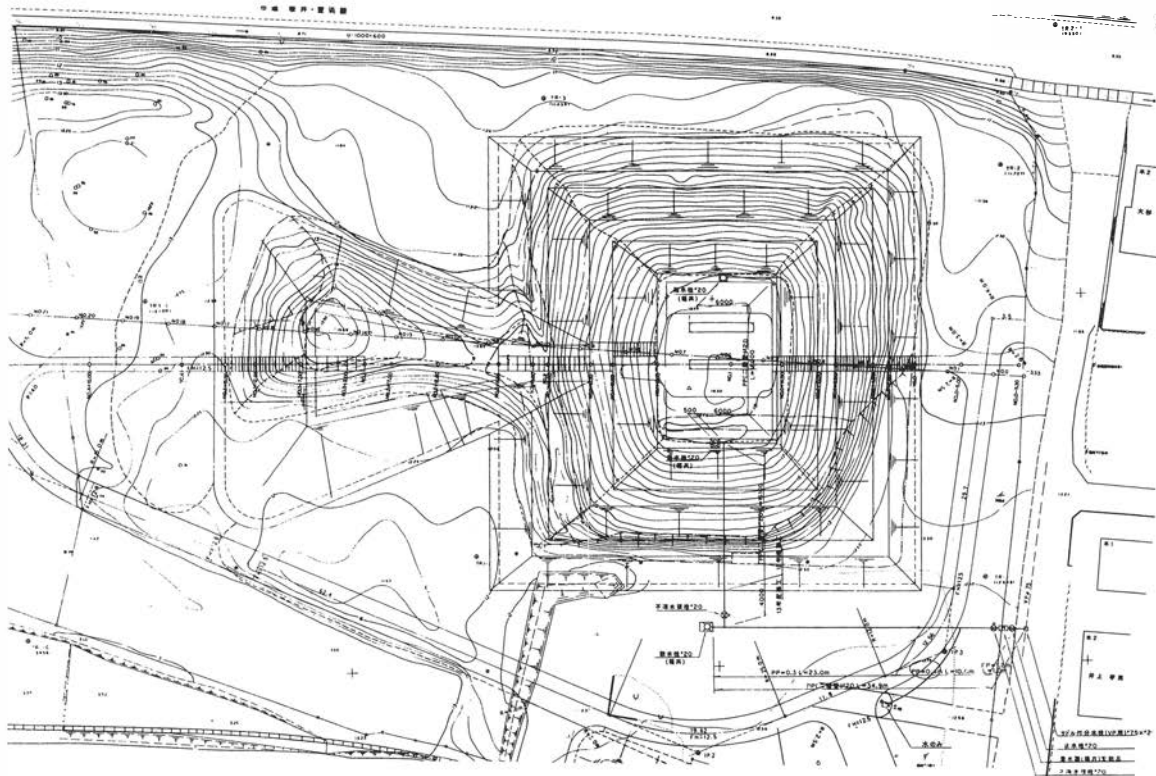


図39 給水施設詳細図

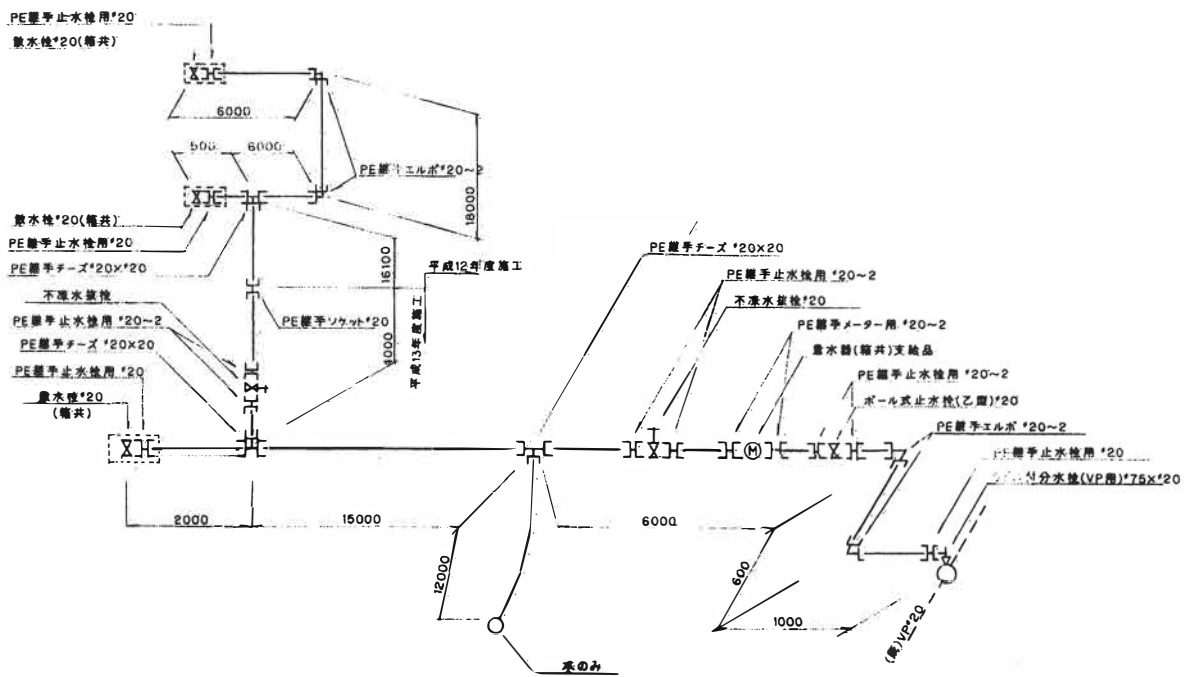


図40 給水施設詳細図

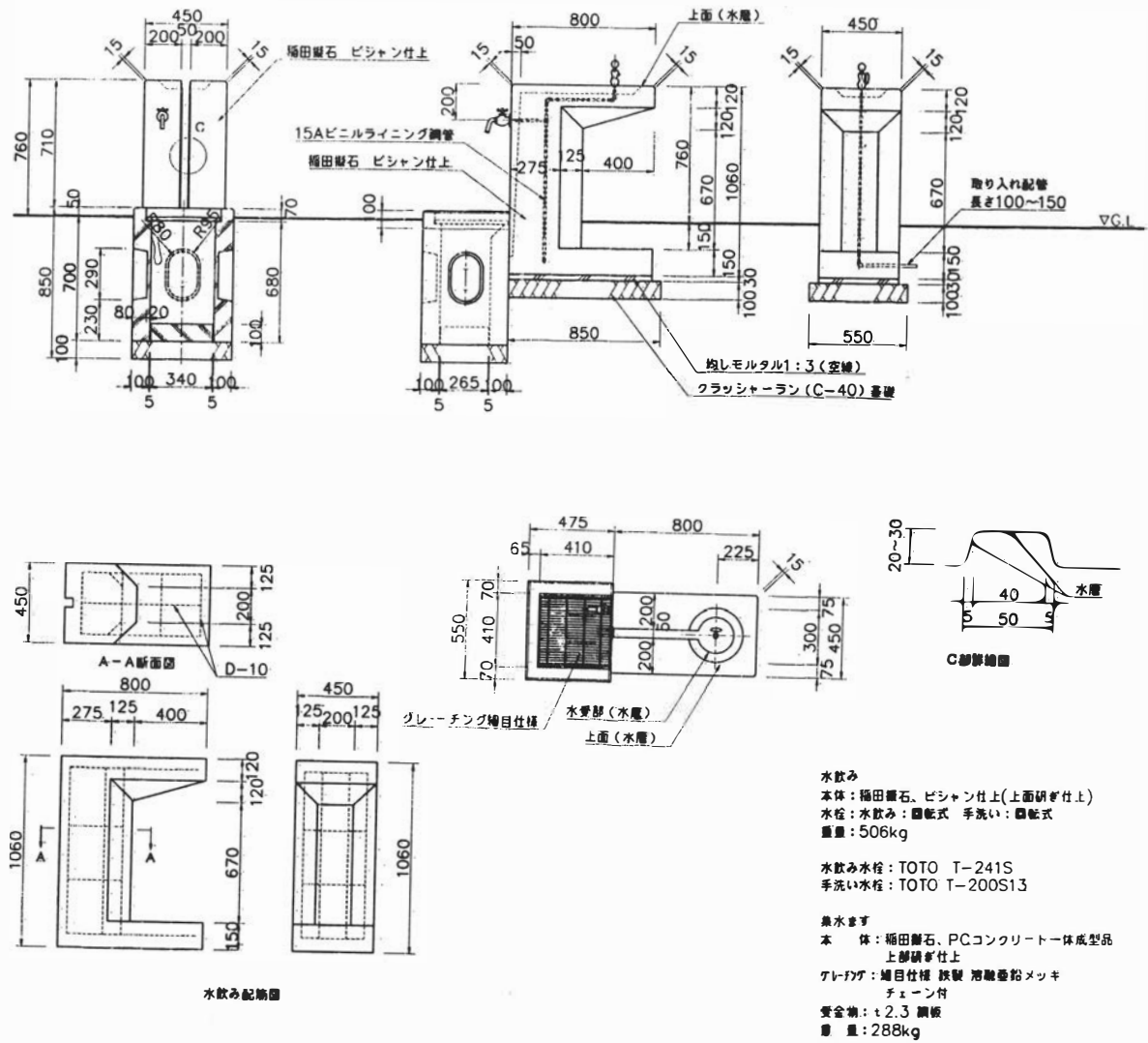


図41 給水施設詳細図

第1節 桜井古墳ゾーン

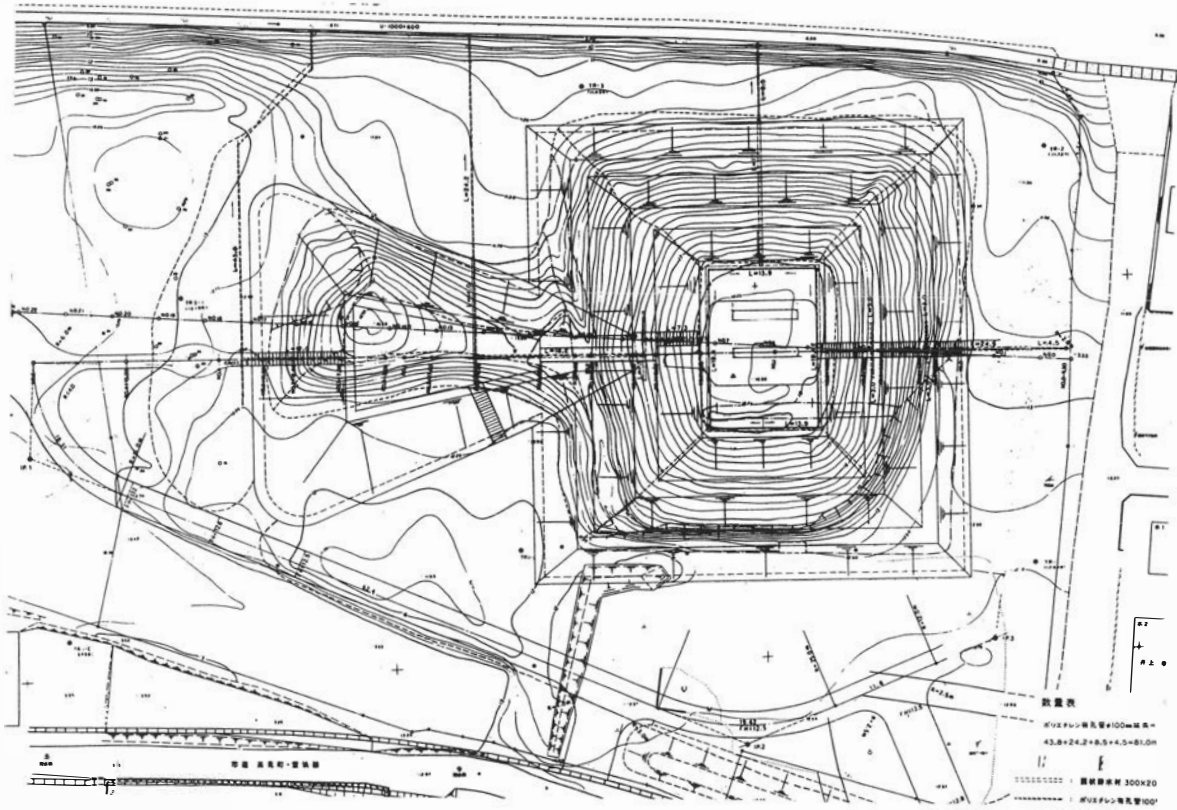


図42 排水平面図



1 ベンチ (背なし)



2 排水施設



1 境界柵（桜調擬木）



2 境界柵（木製）



1 車止め (車側出入口)



2 車止め (固定式)



1 照明施設（防犯灯）



2 照明施設（フットライト）



1 野馬土手（復元）



2 野馬土手（復元）



1 給水施設（水飲み）



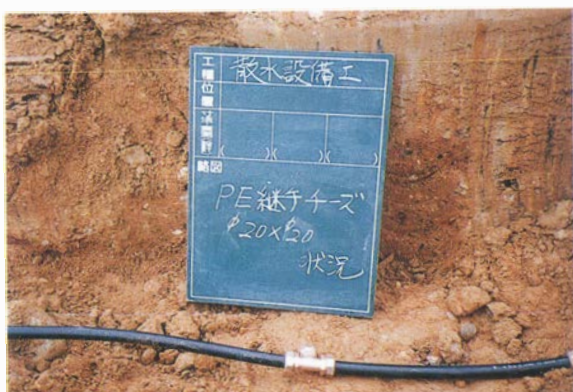
2 給水施設（上水栓）



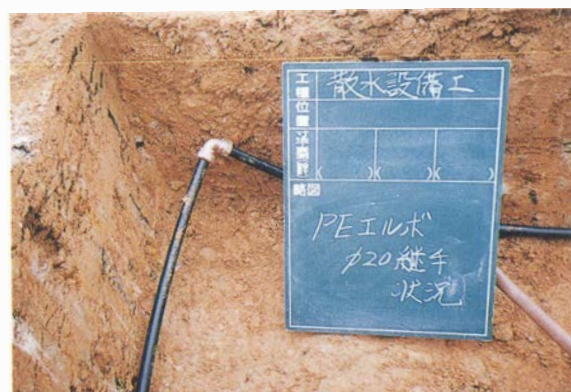
1 給水施設工



2 給水施設工



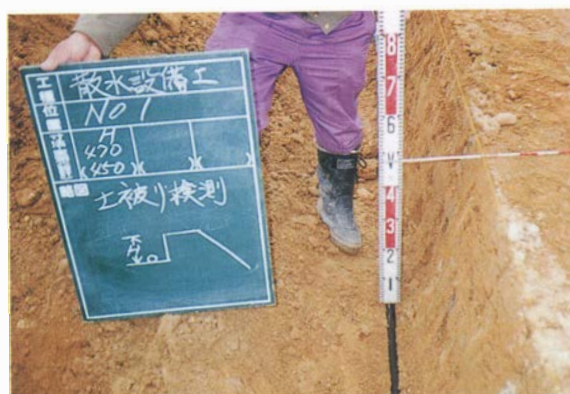
3 給水施設工



4 給水施設工



5 給水施設工



6 給水施設工



7 給水施設工



8 給水施設工



1 排水施設工



2 排水施設工



3 排水施設工



4 排水施設工



5 排水施設工



6 排水施設工



7 排水施設工



8 排水施設工



9 排水施設工



1 遺構表示 (棺)



2 2号墳周溝表示



3 桜井古墳周溝表示

第2節 2号墳・7号墳・管理サービスゾーン

第1項 目的

本実施設計は、桜井古墳公園（仮称）の実現に向って基本構想（桜井古墳保存整備計画書）、基本計画・基本設計をもとに、2号墳・7号墳・管理サービスゾーンの整備に必要な図面及び数量等を作成することを目的とするものである。

第2項 実施設計の範囲

本実施設計の対象となる範囲は、基本計画・基本設計報告書においてゾーン区分された3つのゾーン（①桜井古墳ゾーン、②上渋佐支群ゾーン（7号墳）、③管理サービスゾーン）のうち、桜井古墳ゾーンからメインとなる1号墳（桜井古墳）とその周辺部を除いたゾーンとする。

従って、今回の対象範囲を整理すると、2号墳ゾーン、7号墳ゾーン、及び管理サービスゾーンとなる。

第3項 造成・復元

本公園内の整備に当たっては、史跡としての性格上、古墳及びその周辺における造成設計については十分な検討を必要とする。実施設計の対象となる範囲では、7号墳が復元の対象となるが、その実施に当っては指示に基づき図面化を図るものとする。2号墳についてはできるだけ現状のままとする方針を受け、今回復元や植栽は行わない。そのため、造成が必要とされるのは、管理サービスゾーンの全域と2・13号墳ゾーンの主園路のうちの一部（車椅子での利用に配慮した緩勾配の園路の配置等、現況の地形のままでは実施できない箇所について盛土による部分的な造成を行う）及び7号墳の墳丘となる。

このうち、管理サービスゾーンについては、現在の標高が6.7~9.2mの間にあり、市道桜井・萱浜線からは平均して2.5m程度低く、そのため駐車場として安全に利用するためには、進入道路である市道と同程度の高さまでの盛土造成が必要である。その際、市道との間には排水路があることから、カルバートへの敷設替えによる暗渠化を実施し駐車場への進入路を計画する。また、ゾーン北側についても盛土を実施し、桜づつみ上の園路と連結させ来園者の往来を容易にする。

本公園内の整備に当たっては、古墳公園としての性格上、史跡の周辺においては基本的に造成は行なわない。しかしながら、車椅子での利用に配慮した緩勾配の園路の配置等、現況の地形のままでは実施できない箇所についてのみ盛土による部分的な造成が必要となる。従って計画地で造成を必要とするのは、管理サービスゾーンの全域と桜井古墳ゾーンの主園路のうちの一部となる。

このうち、管理サービスゾーンについては、現在の標高が6.7~9.2mの間にあり、市道桜井・萱浜線からは平均して2.5m程度低く、そのため駐車場として安全に利用するためには、進入道路である市道と同程度の高さまでの盛土造成が必要である。その際、市道との間には排

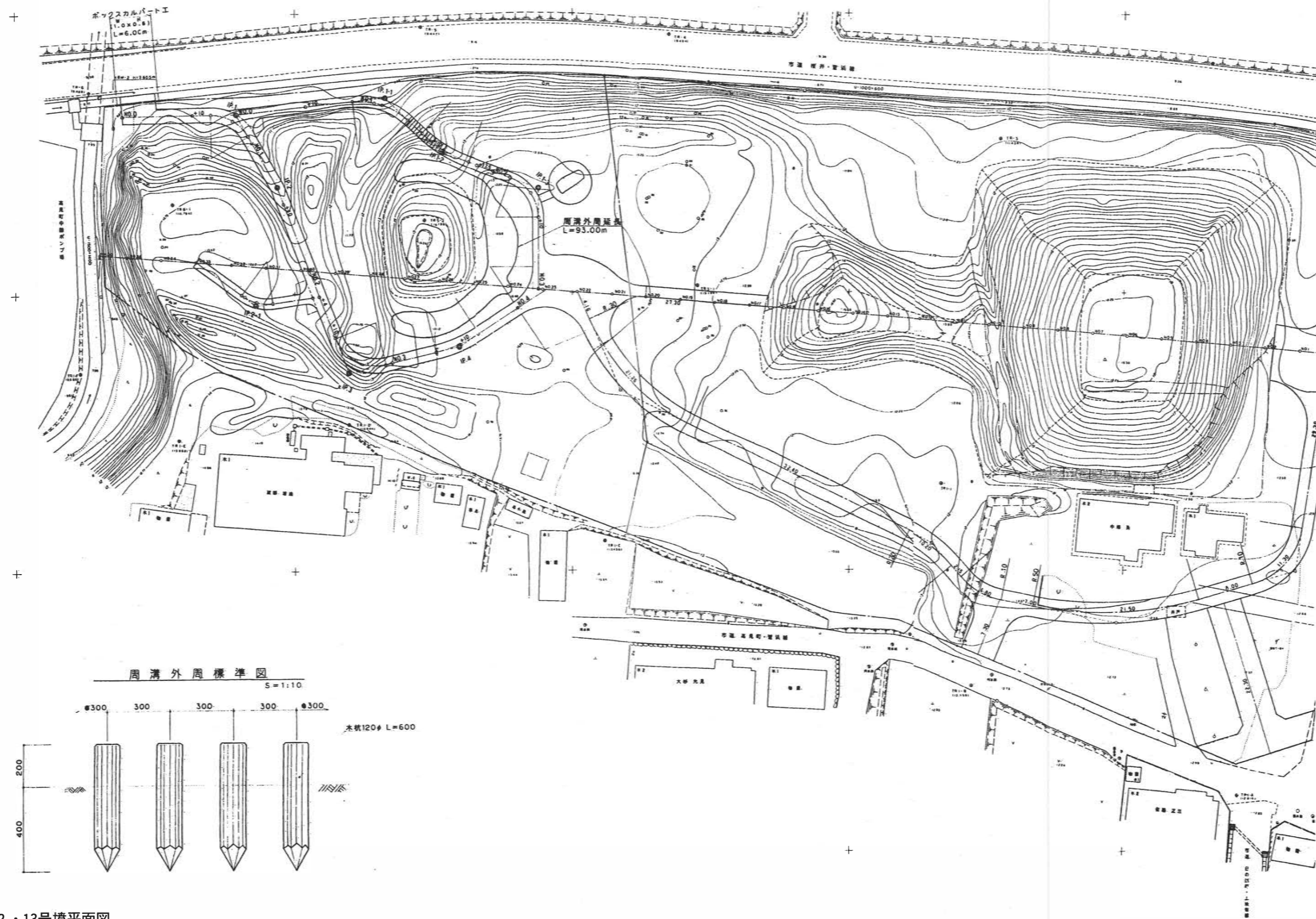


図43 2・13号墳平面図

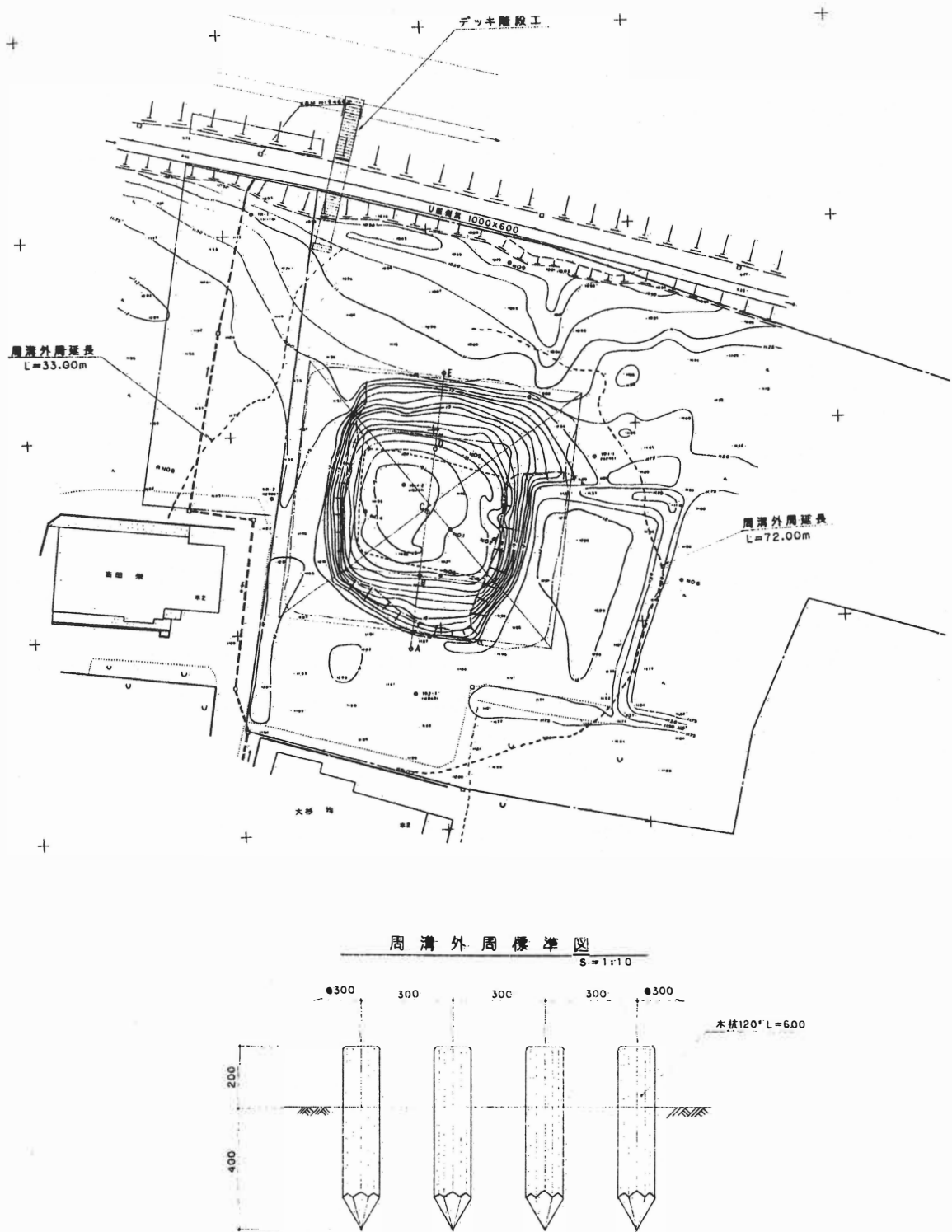


図44 7号墳平面図

水路があることから、カルバートへの敷設替えによる暗渠化を実施し駐車場への進入路を計画する。また、ゾーン北側についても盛土を実施し、桜づつみ上の園路と連結させ来園者の往来を容易にする。

桜井古墳ゾーンの主園路については、3号墳西側を通過する付近の勾配がややきついため、盛土による造成を行なって車椅子利用に適した縦断勾配へと改良するものとする。

また、復元する野馬土手については基本計画で示した基底幅が三間（約5.4m）、上幅一間（約1.8m）、高さ一間（約1.8m）の台形型の断面を基本としながらも、角を取り丸みを設け時間的経過を感じさせるようなものとする。

第4項 園路広場

園路舗装については自然砂を添加剤により固めた自然砂樹脂舗装を基本とし、他に用途と周辺景観の調和とを考慮し、ゴロタ石舗装、擬石平板舗装、洗い出し仕上げによる透水性コンクリート舗装、及びダスト舗装とする。また、広場の舗装としては自然砂樹脂舗装の他に、変化を付けるため自然石によるボーダー舗装等により計画する。

このうち2号墳ゾーンの主園路については自然砂樹脂舗装（路盤厚15cm）とし、車椅子でも安全に利用できる縦断勾配によりメインとなる2ヶ所の出入口を結ぶ路線として計画するものとする。また副園路についても自然砂樹脂舗装（路盤厚10cm）とし、階段部については自然石により計画する。

また、管理サービスゾーン内の園路については、基本的には自然砂樹脂舗装により行なうものとし、隣接する2号墳ゾーンや桜づつみとの連絡路については車椅子の利用に配慮した縦断勾配により実施する。なお、ゾーン東側の農道とのアクセスについては、高低差が大きいため、自然石による階段を計画する。

7号墳ゾーンへの出入口としては、ゾーン北側を通過する市道からとゾーン南の住宅地側からの2ヶ所を予定しているが、市道側からは高低差が4mを超えており途中で2本の水路を飛び越さなくてはならないため、計画に当たっては階段と小橋とを一体化させたデッキ型の階段により整備するものとする。なお、2ヶ所の出入口をつなぐ園路についてはダスト舗装によりゾーン西側に沿って配置するものとする。

さらに管理サービスゾーンの駐車場と駐輪場については、舗装の照り返しを少しでも抑えるため、芝生による駐車帯を計画する。具体的には、専用のコンクリートブロックを敷設し、ブロックとブロックとの間に生じたスペースに芝生を張り込み、人や車の踏圧から芝生を保護するものとする。なお踏圧の高いバスの駐車帯並びに通路部については通常のAs舗装及びカラーAs舗装により行うものとし、小舗石舗装や区画線の実施により通路部と駐車部分とを明確に分離し来園者の安全を確保するものとする。

園路舗装については基本計画でも示した通り、自然砂を添加剤により固めた自然砂樹脂舗装を基本とし、他に陶板片による舗装やゴロタ石による舗装、擬石平板舗装、洗い出し仕上げによる透水性コンクリート舗装、及びダスト舗装とする。また、広場の舗装としては、自然砂樹

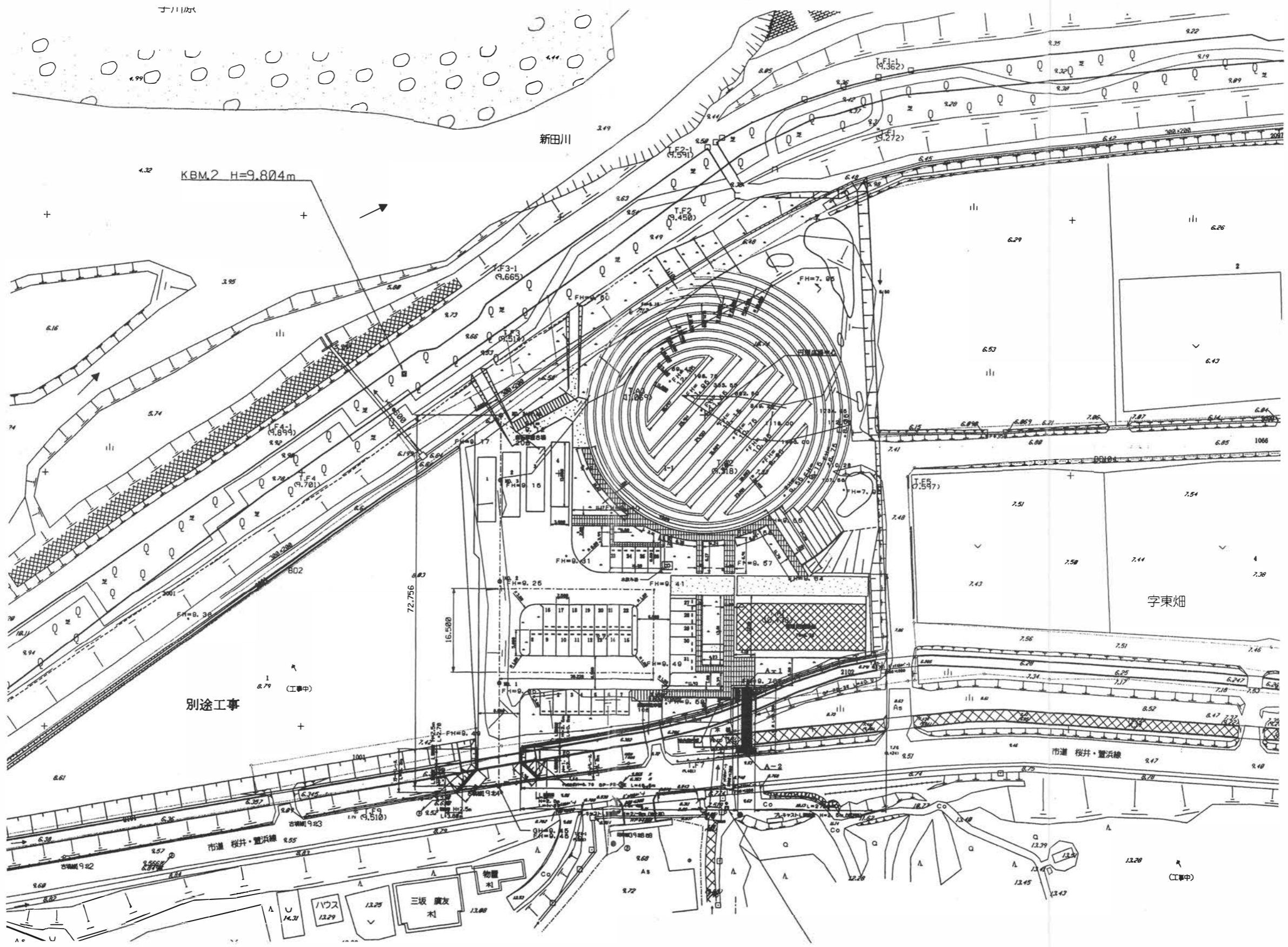
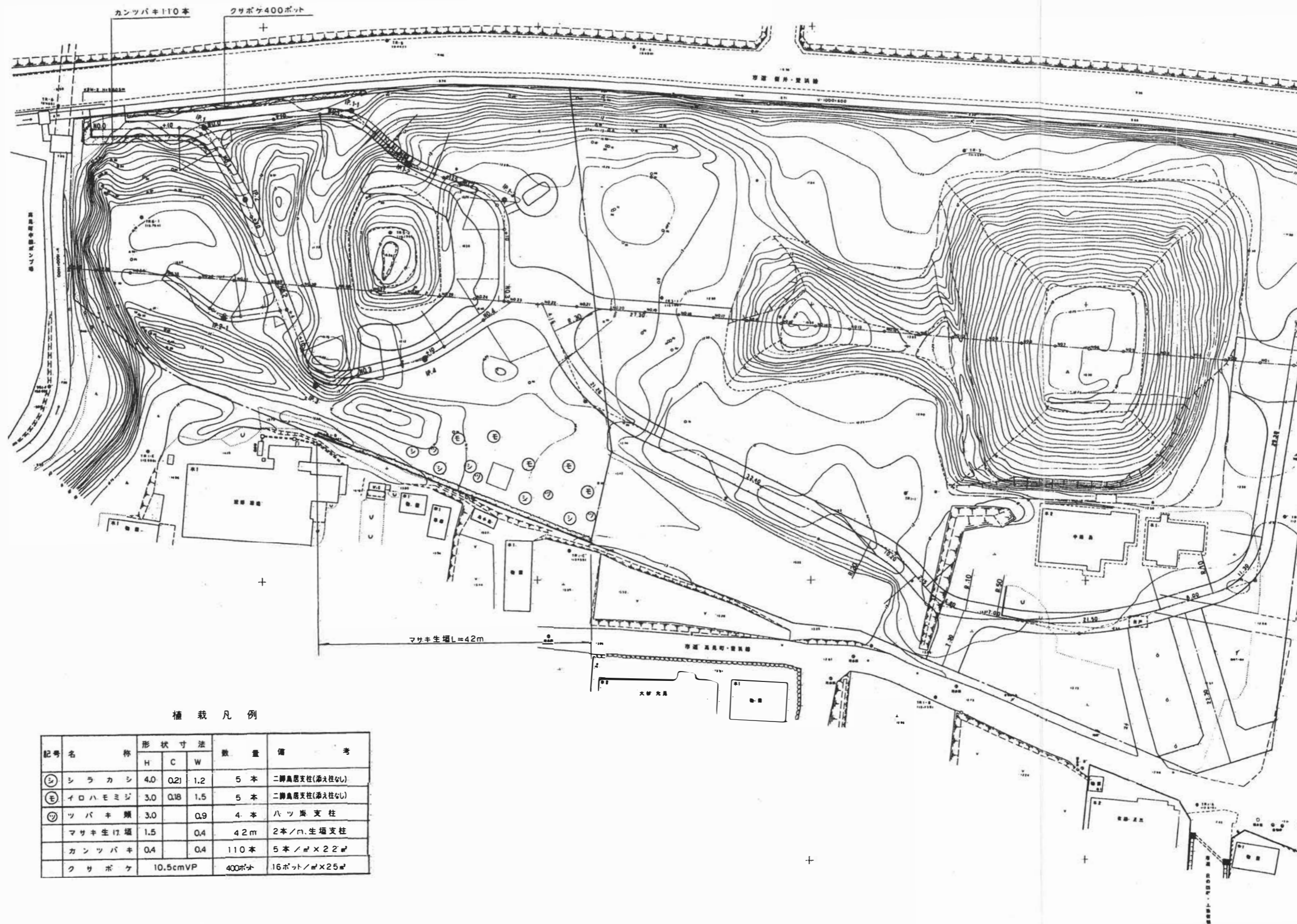


図45 管理サービスゾーン平面図



植栽凡例

記号	名称	形状寸法			数量	備考
		H	C	W		
シ	シラカシ	4.0	0.2	1.2	5本	二脚鳥居支柱(添え柱なし)
エ	イロハエミジ	3.0	0.18	1.5	5本	二脚鳥居支柱(添え柱なし)
ツ	ツバキ類	3.0		0.9	4本	ハツ崖支柱
	マサキ生け垣	1.5		0.4	42m	2本/m、生垣支柱
	カンツバキ	0.4		0.4	110本	5本/m ² ×22m ²
	クサボケ	10.5cmVP			400ポット	16ポット/m ² ×25m ²

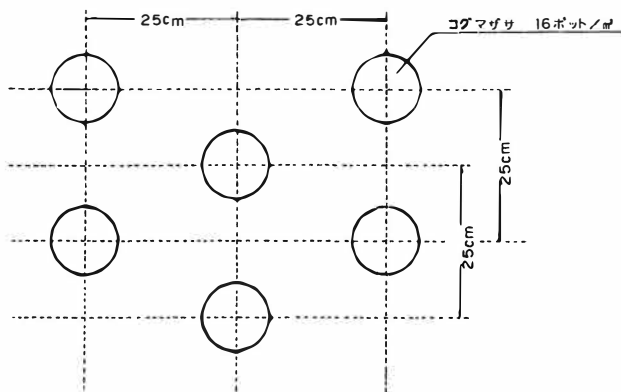
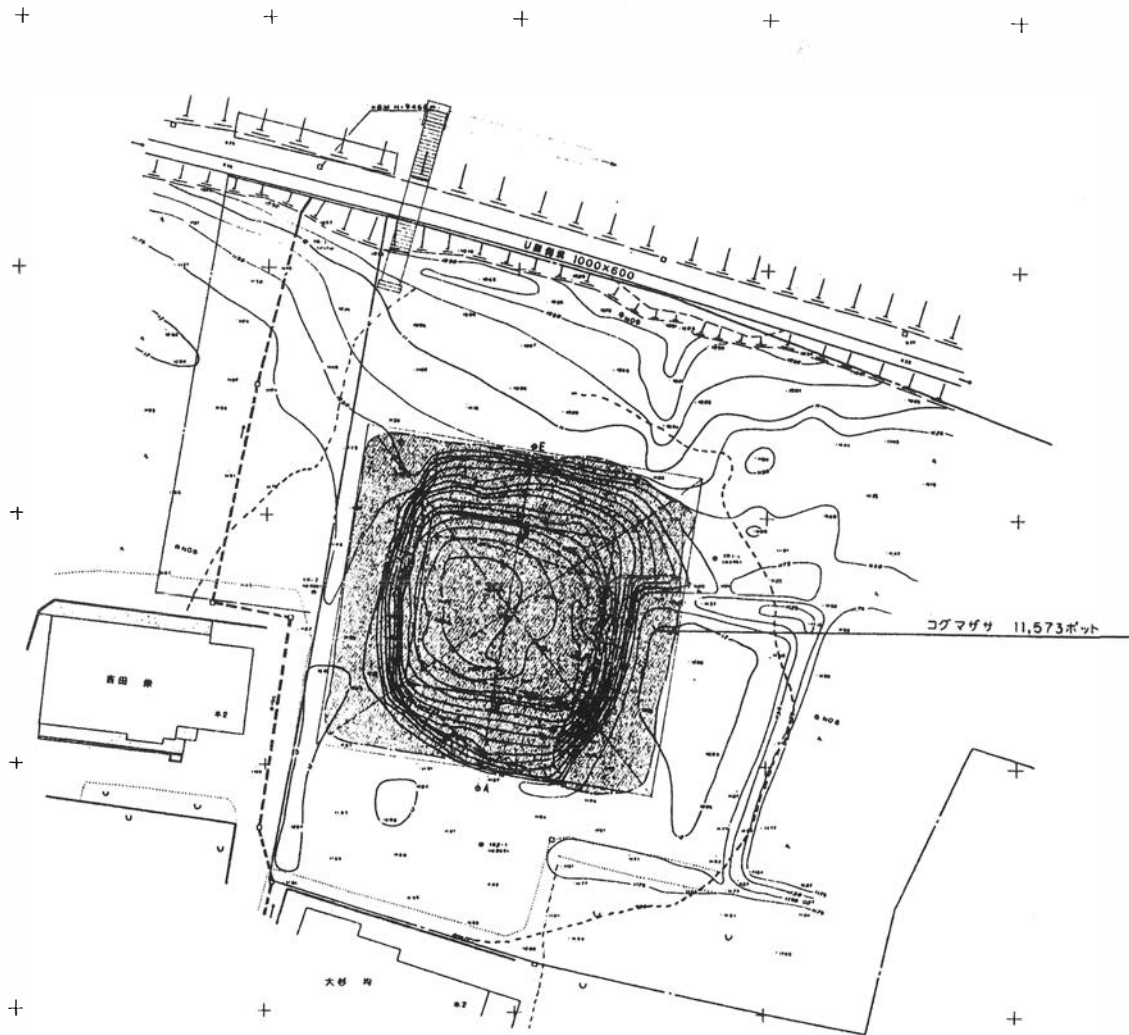
図46 2・13号墳植栽平面図

脂舗装の他に、変化を付けるため自然石によるボーダー舗装等により計画する。

このうち桜井古墳ゾーンの主園路については自然砂樹脂舗装（路盤厚15cm）とし、車椅子でも安全に利用できる縦断勾配によりメインとなる2ヶ所の出入口を結ぶ路線として計画するものとする。

また副園路についても自然砂樹脂舗装（路盤厚10cm）とし、桜井古墳墳丘を東西に通過する路線と2・3号墳を周回する路線、住居跡へと至る路線を配置し、それぞれ主園路へとつなぐものとする。さらに、桜井古墳の前方墳頂部への南側くびれ部からの取り付けや野馬土手上部への取り付けについても取り付け階段として計画する。なお、副園路のうち急傾斜部については地元産の雑割石による階段を計画し、取り付け階段についても同様とする。

また、管理サービスゾーン内の園路については、基本的には自然砂樹脂舗装により行なうものとし、隣接する桜井古墳ゾーンや桜つつみとの連絡路については車椅子の利用に配慮した縦断勾配により実施する。なお、ゾーン東側の農道とのアクセスについては、高低差が大きいため、自然石による階段を計画するものとする。



コグマザサ植栽面積

墳頂部面積 = $13.8 \times 14.4 = 198.72 \text{ m}^2$

墳丘斜面部面積 = $(25.4 \times 26.6 - 198.72) \times 1.10 = 524.612 \text{ m}^2$

植栽面積合計 = $198.72 + 524.612 = 723.332 \text{ m}^2$

コグマザサ植栽数量 (形状寸法=3芽立.10.5cmVP)

植栽数量 = $723.332 \text{ m}^2 \times 16 \text{ ポット/㎡} = 11,573 \text{ ポット}$

図47 7号墳植栽平面図

第5項 給排水計画

今回の計画対象地において給水を要する施設としては、管理サービスゾーンに建設するトイレと水飲みがあげられる。

雨水排水としては、2号墳ゾーンと7号墳ゾーンについては、現在の地表面の透水性が良く、設計上も土地の改変は基本的に実施しないことから、園路に水がたまることのないようにする程度で、全体的には自然浸透により行なうものとする。管理サービスゾーンについては、計画地盤を市道より高く設定することから基本的には駐車場等の舗装面に降った雨水は市道側へと流すものとする。

また、トイレから発生する汚水については、市道桜井・萱浜線に埋設されている下水管に直結させるものとする。

第6項 給水設計

計画地において給水を要する施設としては、管理サービスゾーンに建設するトイレと水飲み、及び桜井古墳ゾーンの南出入口に設置する水飲みがあげられる。2つのゾーンは市道を挟んでおり、設置する箇所もかなり離れているため水源については別に検討し、メーター器についてもそれぞれ計画するものとする。

管理サービスゾーンについては、市道桜井・萱浜線に布設されている給水幹線φ75mmから分岐し敷地内へφ20mmで引き込み、さらにトイレと水飲みに分岐させ給水するものとする。

また桜井古墳ゾーンに設置する水飲みについては、ゾーン南側の市道に布設されている給水幹線φ75mmからφ20mmで分岐し水飲みへと直結させるものとする。

なお、水飲みは車椅子でも容易に利用できるようなタイプとする。

第7項 排水設計

①雨水排水設計

雨水排水の基本方針としては、桜井古墳ゾーンと上渋佐支群ゾーン（7号墳）についてみると現在の地表面の透水性が良く、設計上も土地の改変は基本的に実施しないことから、園路に水がたまることのないようにする程度で、全体的には自然浸透により行なうものとする。

管理サービスゾーンについては、計画地盤を市道より高く設定することから基本的には駐車場等の舗装面に降った雨水は北側の新田川方向へと流すものとする。

②汚水排水設計

トイレから発生する汚水については、市道桜井・萱浜線に埋設されている下水管に直結させるものとする。なお、屋外污水管は保守、管理上などから最小径をφ150mmとする。

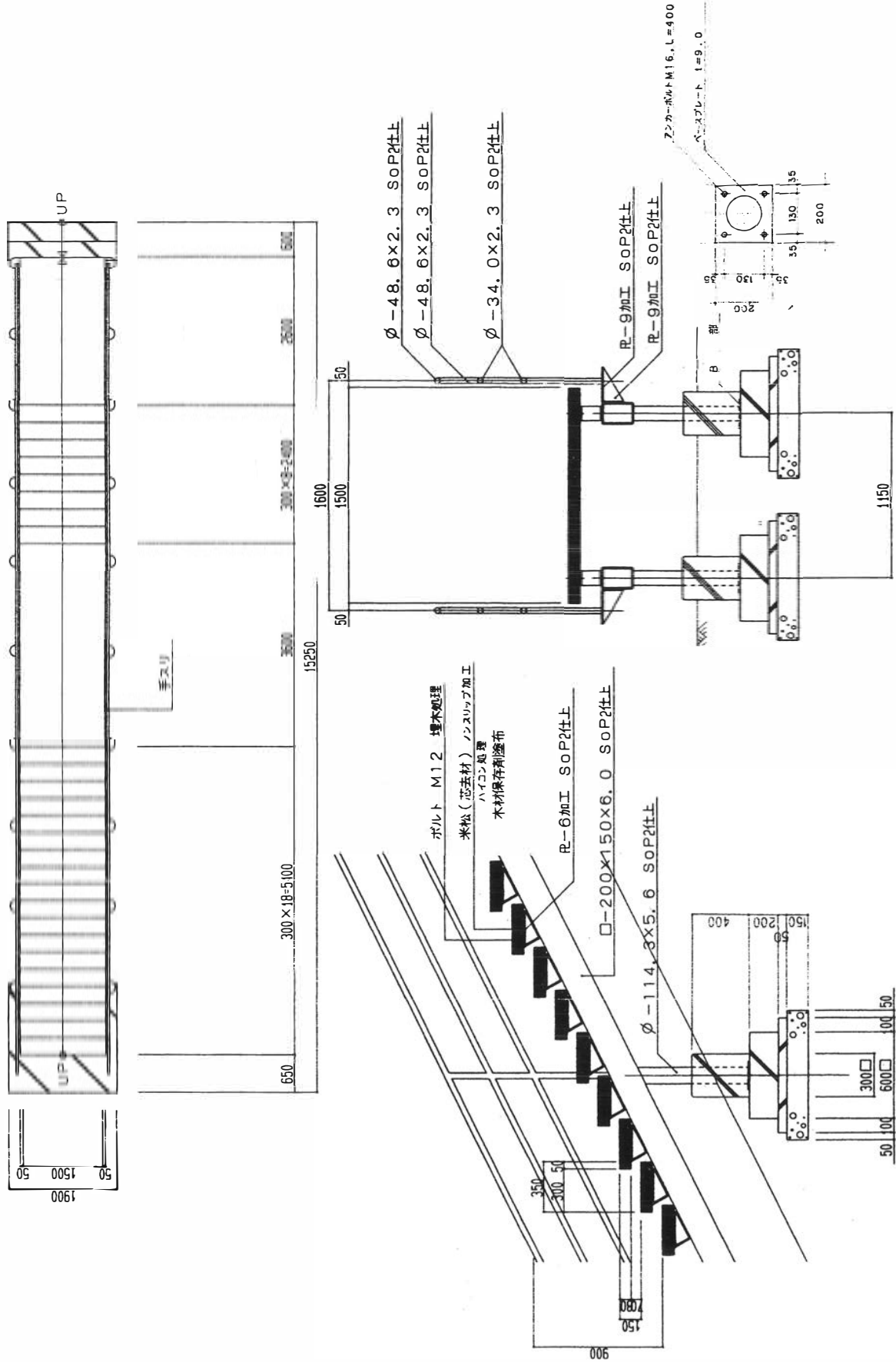


図48 デッキ階段詳細図

第8項 建築設計

本計画において予定している建築物としては、トイレとガイダンス施設、及び円形広場を取り囲むコンクリート壁があげられる。いずれも管理サービスゾーン内に建設を予定しているものである。

実施設計に当たっては以下の点に配慮するものとした。

- ア) 壊れにくい素材、構造であること。
- イ) 周辺景観にマッチしたデザインと色であること。
- ウ) 安全な構造であること。

また、円形広場の内容については以下のとおりとした。

円形広場は、来園者が古墳についての案内や説明を受けたり、休息その他自由に利用するためのスペースとして計画するものであり、直径30m程度の広さを有する。この広場は、外へと広がりを持つと同時に落ち着いた空間づくりを目指し、内部については全体として南西側（駐車場側）に緩やかに傾斜を持たせた芝生広場とし、外周部については南西側を除き天端の高さを一定としたコンクリート壁（高さ0.5～3.0m）により取り囲んだデザインとする。また、このコンクリート壁の外側については、一周できるような園路を配置するとともに、広場の北側から東側にかけては周囲の景観を眺めながら休めるよう自然石を階段上に並べた緩やかな斜面も計画する。

①基本方針

本計画において予定している建築物としては、トイレとガイダンス施設、及び円形広場を取り囲むコンクリート壁があげられる。いずれも管理サービスゾーン内に建設を予定しているものであるが、基本設計に当たっては以下の点に配慮するものとした。

ア) 壊れにくい素材、構造であること

施設が当初の予想よりも早く壊れる原因としては、主に3つの原因が考えられる。

- a) もともと壊れやすい素材や構造による場合。
- b) 故意に破壊される場合。
- c) 誤った使用方法によって壊れる場合。

である。これらの原因を解消するためには、

- a) 割れにくい、錆びにくい、外れにくい、汚れにくい等の観点から耐久性の高い素材や構造により検討するものとする。
- b) ある意味では来園者のモラルに頼らなければならないものであり、注意看板等を設置する他、壊したくなるようなデザインによる施設の設置を行なわない。
- c) 公園として整備する以上、不特定多数の来園者の利用が考えられ、そういった中には施設の使い方を充分理解せずに（あるいは理解できずに）使用することによって生じる破損等が考えられる。この防止方法としては、だれもが利用可能なユニバーサルなデザインの取り入れや、子供でも理解しやすいように使用方法などが分かりやすく明記された施設にする必要がある。

また、万が一壊れた場合でも修理が容易なものでなくてはならない。

イ) 古墳公園という性格に合ったものであること

計画地が公共的な施設であり、古墳公園という特徴のある施設となることから、建築物の設計デザインについては古墳公園というイメージに充分マッチし、場の雰囲気をも充分盛り上げるものでなくてはならない。

ウ) 安全な構造であること

安全管理には充分配慮した施設でなくてはならない。

②ガイダンス施設

ガイダンス施設は、覆屋空間と屋外展示空間から成るが、壁や柱となる部分については落ち着いた色調の自然石による石積みまたは石張りにより計画し、全体として一体感を持たせるものとする。ただし床面については、覆屋空間は木レンガなど木材による舗装とし、屋外展示空間については小舗石貼りもしくは玉石を渦巻き模様にも埋め込むなどして、覆屋空間との違いを表現する。

また、屋外展示空間の東側については、展示空間としての区切りを明確にさせるため、コンクリートによる腰壁を周すとともに、盛土法面からの転落防止のため、その上部にスチール柵（手すり部分は木製）を設置するものとする。ガイダンス施設は、来園者が本公園を見学するに当たっての予備知識を得るためのもので、屋外展示空間の中央部や壁面にはパネル展示等による解説を計画するものとする。

③トイレ

計画するトイレの規模は、基本計画において男子3立1穴、女子3穴、身障者用（多目的トイレ）1ヶ所とした。設計に当たっては、女子トイレの3ヶ所のうち、1つはベビーベッドを設け小さな子供連れの来園者にも利用できるよう配慮したものとし、1つは和式とする。また、男子トイレの3立のうち1つは小さな男の子でも利用しやすいタイプの便器を備えるものとする。

構造は鉄筋コンクリート造りとし、壁面はガイダンス施設と同じ自然石により下部を石張りとする。また内部の腰壁と床については磁器タイル貼りとし、屋根材には耐候性の高いフッ素樹脂アルミ板を採用する。

全体として、十分なゆとりを持ったスペースを確保するものとする。

④管理スペース

管理事務スペースは、覆屋空間とトイレとの間に位置し、北側の覆屋空間側に入出口を計画する。内部には机、ロッカー、流し台を設置し、公園管理者や案内解説者などが休憩したり、簡単な道具や資料を保管する場として利用する。

構造的にはトイレと一体として整備されることから、外部の仕様についてはトイレと同様とするものの、内部については、関係者以外立ち入らない施設であるため、比較的安価な仕様によるものとする。

第9項 円形広場

円形広場は、来園者が古墳についての案内や説明を受けたり、休息その他自由に利用するためのスペースとして計画するものであり、直径30m程度の広さを有する。

この広場は、外へと広がりを持つと同時に落ち着いた空間づくりを目指し、内部については全体として南東側（桜井古墳側）に緩やかに傾斜を持たせた芝生広場とし、外周部については南西側を除き天端の高さを一定としたコンクリート壁（高さ0.5～3.0m）により取り囲んだデザインとする。また、このコンクリート壁の外側については、一周できるような園路を配置するとともに、広場の北側から東側にかけては周囲の景観を眺めながら休めるよう自然石を階段状に並べた緩やかな斜面も計画する。

第10項 電気設備設計

計画地における電気設備は、管理サービスゾーンの建築施設（ガイダンス施設、トイレ）に対する配電及び照明設備などがあげられるが、実際の配電は建築施設完成後となるため、今回の実施設計では空配線のみを行い、具体的には建築設備の実実施設計の中で行われるものとする。

なお、照明設備は、計画地の夜間の安全管理のため配置するものであり、基本的には自動点滅器により点滅するものとし、照度は平均5luxとする。また、夜9時以降は保安灯程度に照度を下げるものとする。

①基本方針

計画地における電気設備計画は、管理サービスゾーンの建築施設（ガイダンス施設、トイレ）に対する配電、及び照明設備などの基本的なシステム配置を検討し、概略の容量の算定を行なうものである。受電は敷地内に引込柱を立て、市道桜井・萱浜線より受電し、トイレ脇に配電盤を設ける。そこから管理サービスゾーン内のトイレ、ガイダンス施設、野外灯へと配線するとともに、市道を横断し桜井古墳ゾーンの各野外灯へと地下埋設により配線する。配線は、基本的に100V単相2線式とし、地下埋設には波付硬質ポリエチレン管を防護管として使用する。

②電気容量の想定

〈電灯負荷〉

野 外 灯	5 基	×300W／基	=1,500	=1.5kw
ライトアップ用	3 ケ所	×400W／基	=1,200	=1.2kw
ト イ レ	1 棟	× 1 kw／棟		=1.0kw
ガイダンス施設				=2.0kw
			計	5.7kw

総合負荷率を85%として、 $5.7\text{kw} \div 0.85 = 6.7\text{KVA}$ の電気容量を必要とする。

③照明設備

計画地の夜間の安全管理のため照明設備を配置するものとする。基数については、桜井古墳ゾーンに4基、管理サービスゾーンに1基の野外灯を設置する。基本的には自動点滅器により

点滅するものとし、照度は平均5luxとする。また、夜9時以降は保安灯程度に照度を下げるものとする。

なお桜井古墳ゾーンに予定している野外灯のうち、桜井古墳をとりまく3基の野外灯については、イベント時に古墳をライトアップできるように外部コンセントを併設するものとする。

〈野外灯の照明〉

・光源 水銀灯 300W
・電気方式 単相2線式 100V
・照明器具 300W 1灯用 5基

〈ライトアップ時の照明〉

・光源 水銀灯 400W
・電気方式 単相2線式 100V
・照明器具 投光器 400W 1灯用 3基

第11項 植栽設計

園路を計画しているゾーン西側については、現在やや伐木されすぎた感があり、このままでは乾燥が進み墳丘が崩落するなどの恐れがある。そのため園路沿いにヤマモミジ等の高木による植栽を行ない過度の乾燥を抑えるとともに、景観の向上を図るものとする。

植栽する樹種については計画地の自然条件に十分対応し、植栽箇所の目的に沿った樹種の中から選択するものとするが、古墳公園としての性格上、古墳時代を中心に古代に使用された樹種の導入についても検討した。また、福島県浜通り地方の植生分布にも十分配慮して、この地域の気候条件・土壤に適したものを選択した。

本ゾーンに求められる植栽のあり方は、現代的な都市公園の景観と次第に歴史的気分を高めるための植栽である。

①駐車場進入路及び周囲への植栽

駐車場への進入路沿いについては、常緑高木のシラカシを列植するとともに、地被類としてコグマザサを植栽する。また駐車場の周囲については、排気ガスにも比較的強い常緑低木のボックスウッドを植栽する。

②広場等への植栽

駐車場・円形広場・ガイダンス施設との間の舗装広場については、緑陰樹としてヤマボウシを植栽するとともに、根元周りについては、リュウノヒゲにより修景を図る。

また、円形広場の北側については、隣接する桜つつみとの連続性を確保し、一体的な利用が図られるよう考慮してヤマザクラを植栽する。

③シンボル樹木の植栽

円形広場北西側のスペースにシンボルツリーを計画する。樹種については県木でもあるケヤキとする。また、植栽には常緑低木のカンツバキを植栽し、ケヤキの根元を修景する。

なお、上表の中から福島県浜通り地方の植生分布にも十分配慮して、この地域の気候条件・土壤に適したものを選択する。

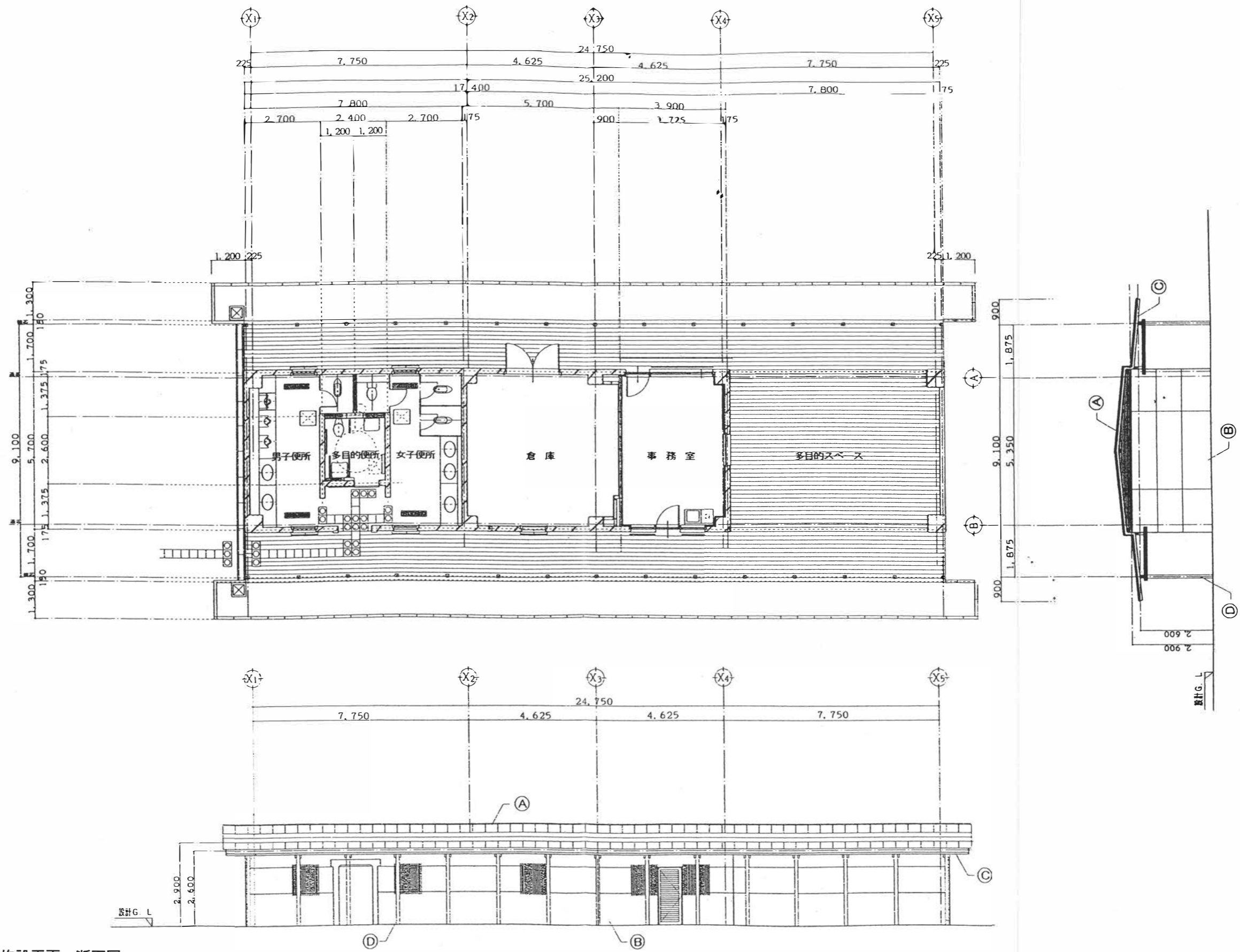


図49 ガイダンス施設平面・断面図

植物名	考古資料	古典・神話	時 期	備 考
コ ナ ラ		魏 志 倭 人 伝	弥 生 3 C	計画地にも自生が見られる
ク ヌ ギ		魏 志 倭 人 伝	弥 生 3 C	計画地にも自生が見られる
カ エ デ		魏 志 倭 人 伝	弥 生 3 C	計画地にも自生が見られる
カカツガユ		魏 志 倭 人 伝	弥 生 3 C	常緑低木 計画地周辺には分布しない
ク サ ボ ケ		魏 志 倭 人 伝	弥 生 3 C	計画地周辺にも自生が見られる
サ ン シ ョ		魏 志 倭 人 伝	弥 生 3 C	計画地にも自生が見られる
タ ケ		魏 志 倭 人 伝 古事記アメノウズメ	弥 生 3 C	計画地にも自生が見られる
シ ョ ウ ガ		魏 志 倭 人 伝	弥 生 3 C	熱帯アジア原産。2600年以前渡来
タ チ バ ナ		魏 志 倭 人 伝	弥 生 3 C	キシユウミカンorカラタチバナ
シ ュ ロ		魏 志 倭 人 伝	弥 生 3 C	計画地にも自生が見られる
ブ ド ウ	海獣葡萄鏡	古 事 記 イザナギ・イザナミ	古 墳 末 期	計画地周辺にも自生が見られる
モ モ		古事記ヨモツヒラサカ		ヤマモモ?
サ カ キ		古事記・日本書紀 天 の 岩 戸	古 墳	計画地にも自生が見られる
ツ バ キ		古 事 記		計画地にも自生が見られる
サ ク ラ		古事記 履中紀	4 0 2 年	計画地にも自生が見られる
ウワミズザクラ		古 事 記		計画地にも自生が見られる
ガ マ		古 事 記 因 幡 の 白 兔		計画地周辺にも自生が見られる
ス ギ	静 岡 県 登 呂 遺 跡	日 本 書 紀 スサノオの髭	弥 生 中 期 弥 生 後 期	計画地にも植林が見られる
ヒ ノ キ	栃 木 県 七 巡 り 鏡 塚 古 墳		弥 生 中 期 6 C 以 降 (最外年輪475年)	計画地にも植林が見られる
マ キ	近畿 古墳 大 阪 府 応 神 陵 古 墳	日 本 書 紀 スサノオの尻毛	4 C (最外年輪302年) 弥 生 中 期	ラカンマキorコウヤマキ
ク ス		日 本 書 紀 スサノオの眉毛	弥 生 中 期	
マ ツ	大 阪 府 陶 邑 古 窯 址 群		5 C ~	アカマツ
スイガラ似の蔓草 (忍冬唐草・ パルメット)	奈 良 県 藤 ノ 木 古 墳		6 C 後 期	?
ミシヤグチ	諏 訪	大 社	古 墳	

古代に使用された主な植物リスト

発掘調査により出土した木製遺物及び古文献〔魏志倭人伝（3世紀）・古事記（712年）・日本書紀（720年）〕に記述のある植物を参考とした。記紀は8世紀初頭に記されているが、4～7世紀の出来事を叙述したものと考えられる。

(単位：本)

名 称	寸 法			工 区 別 数 量					備 考
	H	C	W	1号墳	2,13号墳	7号墳	管 理	合 計	
ケ ヤ キ	7.0	0.6	4.0				1	1	アンカー支柱
シ ラ カ シ	4.0	0.21	1.2	21	2		13	36	二脚鳥居支柱
コ ナ ラ	4.0	0.21	1.5	3	1			4	二脚鳥居支柱
ヤ マ ザ ク ラ	3.5	0.18	1.5	3	2		23	28	二脚鳥居支柱
イロハモミジ	3.0	0.18	1.5	4	11	6		21	二脚鳥居支柱
ヤ マ ボ ウ シ	3.5	0.21	1.8				7	7	二脚鳥居支柱
ツ バ キ 類	3.0		0.9	8	2			10	八ツ掛支柱
サザンカ生垣	1.5		0.3	72m				72m	3本/m植栽
マサキ生垣	1.5		0.4	54m	46m			100m	2本/m植栽
カンツバキ	0.4		0.4	840	216		85	1141	6本/m ² 植栽
サツキツツジ	0.4		0.5	810			240	1050	6本/m ² 植栽
ボックスウッド	0.5		0.25				264	264	6本/m ² 植栽
ク サ ボ ケ	10.5cm V P			4800	1120			5920	16ポット/m ² 植栽
ヤ ブ ラ ン	3芽立、10.5cmVP			3250				3250	25ポット/m ² 植栽
リュウノヒゲ	5芽立、9.0cmVP			78550	7800		245	86595	25,44ポット/m ²

植栽基本設計数量表

④伐木設計

計画地では史跡調査の関係上、既にある程度の伐採が実施されており、部分的には伐木が行われ過ぎて、逆に補植を必要とする箇所さえ見られる状況にある。ただし、一部についてはさらに伐木を行なうべき箇所が見られ、適正な伐木の実施が望まれる。

特に厳密な伐木設計を行なう必要のある箇所としては、桜井古墳西側の園路が集まる人溜り付近周辺についてであるが、ここについては伐木を実施し、無理のない園路舗装を計画するものとする。

第12項 案内施設設計

①案内施設

計画地に予定している案内施設としては、総合案内板、各部案内板、園名板、施設名板、指導標の5種類とする。仕様は、耐久性のある構造とする。

ア) 総合案内板

総合案内板は、利用の起点となる管理サービスゾーンのガイダンス施設前に設置し、7号墳までを含んだ公園の全体図、概要説明、7号墳までの到達距離、公園を利用するに当たっての注意事項等を紹介する。

イ) 各部案内板

各部案内板は、総合案内板が計画地全体を対象とするのに対し、計画地の一部分について案内表示するものである。そのため内容的には、案内する区域の平面図、それについての概要説明等とする。具体的な設置箇所としては、桜井古墳ゾーン北西の出入口、桜井古墳西側の人溜まり付近、上洪佐支群ゾーン（7号古墳）の北側出入口の3ヶ所に設置する。

ウ) 園名板

園名板は計画地の名称を示す案内施設であり、「桜井古墳公園」等の名前が記される。計画地では、桜井古墳ゾーンへのメイン入口となる北西出入口と南東角の出入口の2ヶ所へ配置する。

エ) 施設名板

施設名板は、各施設（史跡含む）の名称を示す案内施設であり、計画地においては、2号墳、13号墳、野馬土手跡の3ヶ所に配置する。

オ) 指導標

指導標は、案内標識にしたがって来園者を容易に目的の場所へ誘導させるものであるから、位置の選定に当たっては現地を確認して立てる場所を決定し、誤りのないよう設計する。計画地では、具体的に次の4ヶ所に計画する。

（設置箇所）	（表示内容）
・ 桜井古墳ゾーン北西の出入口（市道側）	… 「7号墳」
・ 桜井古墳ゾーン北東角（市道側）	… 「7号墳」
・ 主園路沿いの住居跡への分岐点	… 「住居跡」「桜井古墳・2・13号墳」・桜井古墳
・ 中央部の人溜まり西側	… 「住居跡・野馬土手」

カ) 解説板

解説板は、それぞれの古墳や野馬土手、住居跡等について解説するもので、一般に文章は120～200字が限度とされている。中学生が理解できる平易な文章にまとめ、イラストや写真等も使って解説を補足することも有効な表現方法である。

計画地では、13号墳、桜井古墳の墳頂部、2号墳・3号墳・7号墳・住居跡・野馬土手のそれぞれの手前、計7ヶ所に配置するものとする。

またこれらの他に、必要に応じて制札や注意標識を設置するものとするが、その内容として

は、「文化財を守りましょう」「ゴミを持ち帰りましょう」「植物の採取を禁止します」「タバコの投げ捨て禁止」「立入り禁止」など、当公園内で遵守すべき事項等を明記し、来園者の協力を得るために設置するものである。特に「ゴミを持ち帰りましょう」については、園地の主要な入口に設置するものとする。

②展示施設

現在、展示演出（ディスプレイ）の技術はますます高度化が進み、デザインの時代→メディアの時代→演出の時代と変遷してきた。単なる物の展示に多彩な情報メディアが加わり、さらにテーマとドラマが加わり、次いで体験体感的な演出が付加され、物と情報と人と環境による感動空間作りへと手法と領域の拡大が行われてきている。

ガイダンス施設においても、壁面や床面を利用して様々な展示演出（ディスプレイ）を行なうものとした。シンプルで壊れにくい展示手法の検討が望まれる。

なお、具体的な展示演出の方策については、管理上の問題に加え、明確なコンセプトに基づいたプログラム計画を策定する必要があり、今後新たなプロジェクトにより検討されるものと考えられる。

展示施設としては、桜井古墳の墳頂部と13号墳に木棺をイメージした平面表示を計画するものとするが、これについては実物同様立体的に表現するレプリカに対し、平面的に表現するものであるため、分かりにくいものとならぬようデザインには十分配慮するものとする。材料としては板石あるいは陶板製がよいと思われる。

第13項 その他施設設計

これまで述べた以外の施設で計画地に設置を予定するものとしては、ベンチ、車止め、境界柵等がある。以下にこれらについて整理する。

①ベンチ施設

ベンチについては、展望地点や休憩エリアに配置するが、設置箇所周辺の踏圧による裸地化の拡大やゴミの散乱が生じる恐れもあるので、慎重に位置を選択するものとする。

具体的には、2号墳ゾーンでは、ゾーン中央部の人溜まり付近に背もたれ付きベンチ2基を、住居跡付近に背もたれのないベンチ2基をそれぞれ設置する。

また、桜井古墳ゾーンでは、桜井古墳と野馬土手の両方が眺められるゾーン南東角の出入口付近、桜井古墳をやや高い位置から望める野馬土手の上部、ゾーン中央部の人溜まり付近、住居跡付近の計4ヶ所にそれぞれ各2基を配置する。仕様については、脚部は自然石またはコンクリートとし、座部は背もたれ式の木材とする。なお、計画地の特性上掘削を必要としないタイプが望ましく、据置き型により計画する。

また管理サービスゾーンにおいては、トイレ前に比較的大きなベンチを2基配置し、来園者の便宜を図るものとする。

②車止め

車止めは園地内への車両の進入を阻止するために設ける施設で、2号墳ゾーン北西側の出入

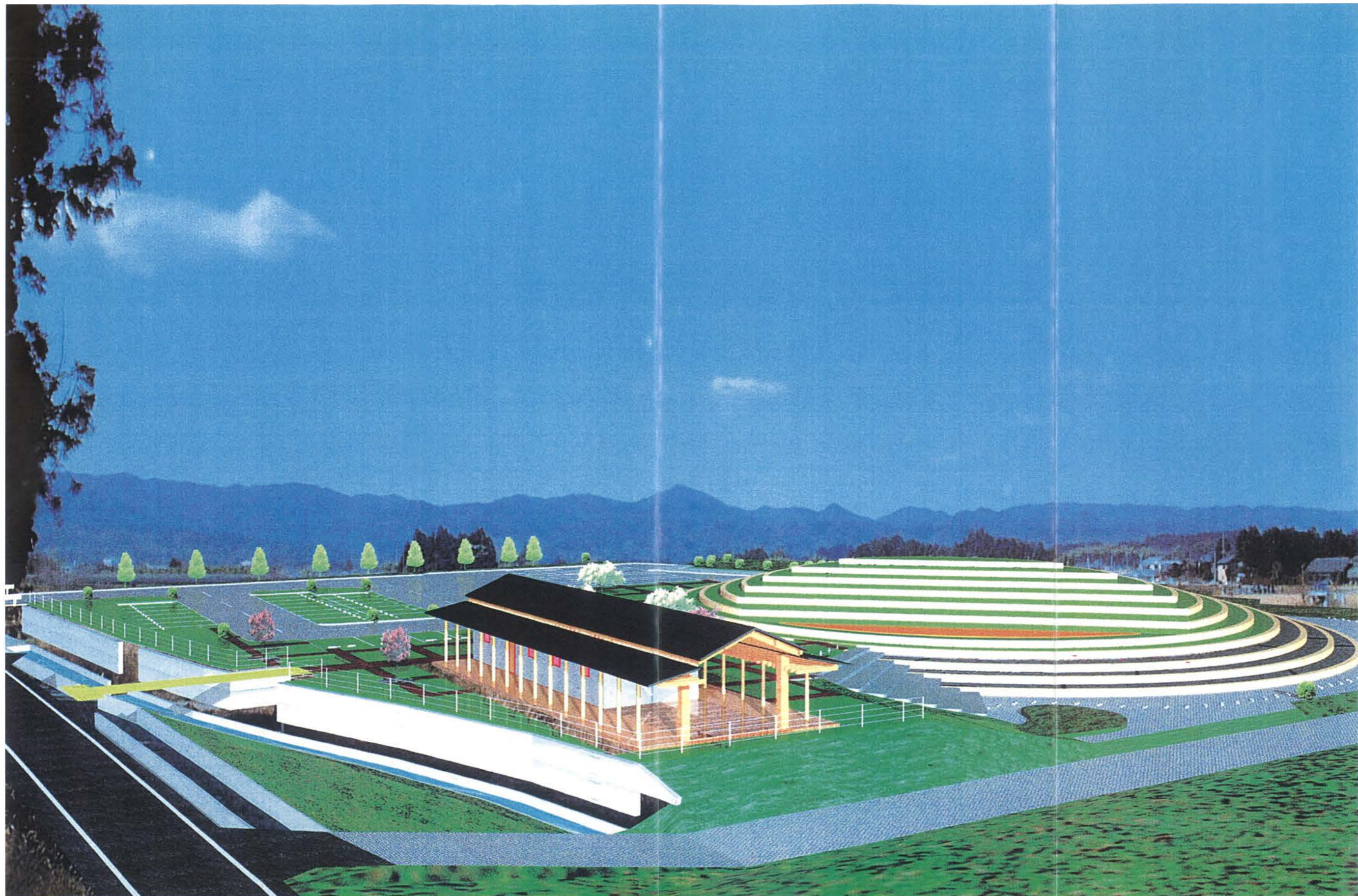


図50 管理サービスゾーン完成予想図

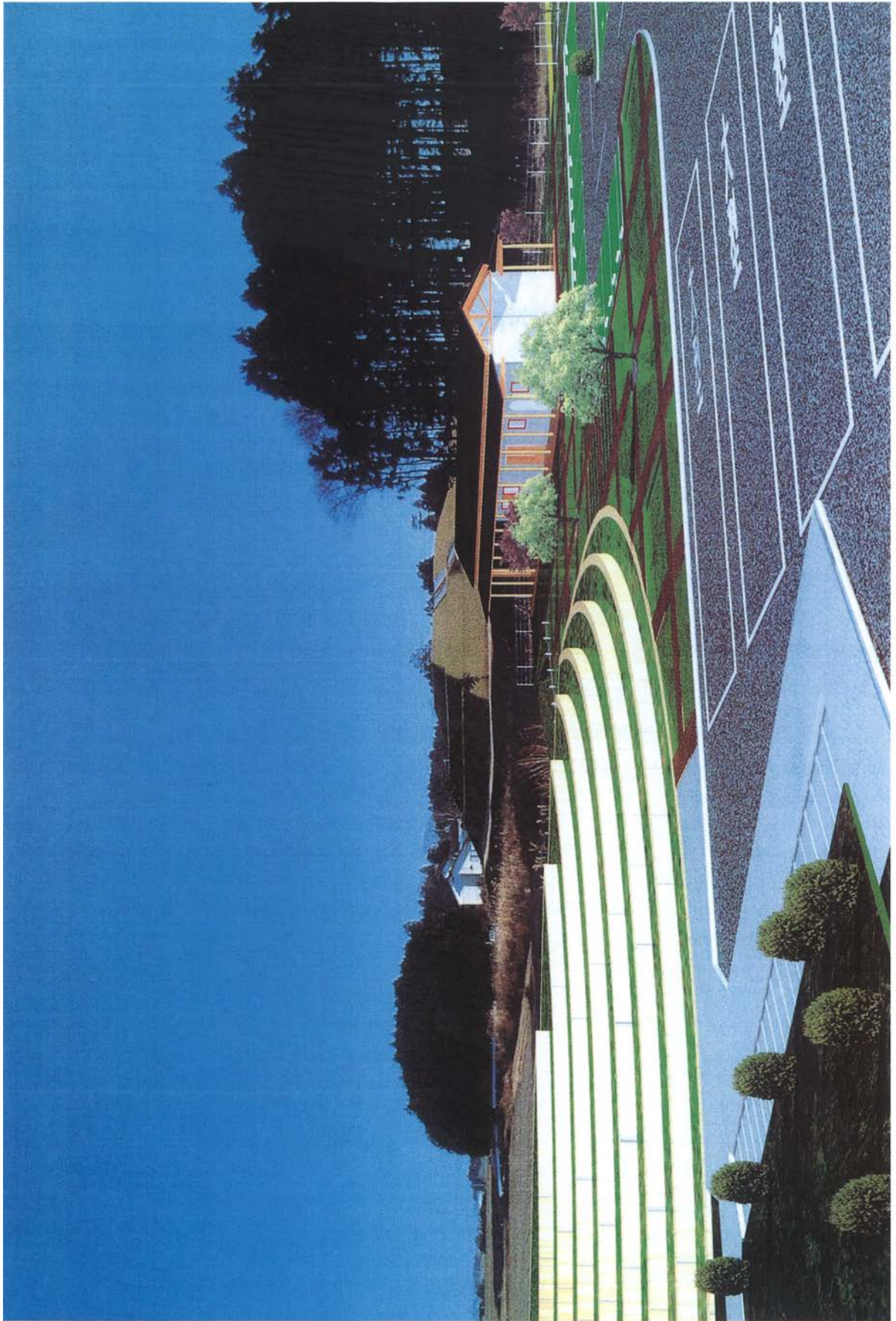


図51 管理サービスゾーン完成予想図

口に設置する。材料としては耐久性の高いコンクリートを使用する。また、設置に当たっては、人や車椅子の出入りに支障のないように工夫するとともに、桜井古墳ゾーンの南東角の出入口については管理車両の利用が可能となるように可動可能なもので計画する。

車止めは園地内への車両の進入を阻止するために設ける施設で、桜井古墳ゾーンの4ヶ所の出入口に設置する。材料としては耐久性の高いコンクリートを使用する。

また、設置に当たっては、人や車椅子の出入りに支障のないように工夫するとともに、桜井古墳ゾーンの南東角の出入口については管理車両の利用が可能となるように可動可能なもので計画する。

③境界柵

境界柵は園地境界にあって他人の土地に入りやすい場所について、その立ち入りを制御するために設ける施設であり必要最小限に設置する。計画地においては7号墳ゾーンの周囲境界沿いに計画し、境界柵、その他の隣地との境界を明らかにするための箇所については周辺の自然景観に配慮した丸太材を利用した境界柵をそれぞれ使い分けて設置する。

これまで述べた以外の施設で計画地に設置を予定するものとしては、ベンチ、車止め、境界柵等がある。以下にこれらについて整理する。

境界柵は園地境界にあって他人の土地に入りやすい場所について、その立ち入りを制御するために設ける施設であり必要最小限に設置する。計画地においては上渋佐支群ゾーン（7号古墳）の境界に計画し、隣接する民家との境界を明らかにする。

周辺の自然景観に配慮し丸太材を利用した境界柵とするが、その仕様については耐久性を考え防腐剤注入処理の上、木材保存剤を塗布した米松材（芯去材）を使用するものとする。なお、手すりの高さは1.1mとし、形状は横2段型を採用する。

調査箇所	3号墳西側	林相区分	落葉広葉樹林
樹 齢	40~60年	調査面積	10m×10m

階 層	優 占 種 類	種 数	胸高直径	樹 高
高 木 層	コナラ、オオシマザクラ	3	20~45cm	18~20m
中 木 層	ウワミズザクラ、アオハダ	10		5~7m
低 木 層	リョウブ、アオキ	16		0.5~2m
草 木 層	ヤブコウジ、アズマネザサ	9		—

植 生 調 査 表 - 1

種 別	樹 種	被 度	種 別	樹 種	被 度
高 木 層	コナラ	3		ニシキギ	+
	オオシマザクラ	2		ノイバラ	+
	ウワミズザクラ	+		アオハダ	+
		モミジイチゴ		+	
中 木 層	アオハダ	+		シラカシ	+
	アオダモ	+		エゴノキ	+
	ウワミズザクラ	+		ヒイラギ	+
	エゴノキ	+	草 木 層	ヤブコウジ	+
	ヒサカキ	+		アズマネザサ	+
	センダン	+		ジャノヒゲ	+
	ミズキ	+		オモト	+
	ケヤキ	+		フジ	+
	クリ	+		アケビ	+
	モミ	+		テイカカズラ	+
		アキノキリンソウ	+		
低 木 層	アオダモ	+	シュンラン	+	
	リョウブ	+	サルトリイバラ	+	
	ムラサキシキブ	+			
	イボタノキ	+			
	アオキ	+			
	イヌツゲ	+			
	ヤマツツジ	+			

被 度 表

調査箇所	7号古墳東側	林相区分	スギ林
樹齢	40～60年	調査面積	10m×10m

階層	優占種	種類	胸高直径	樹高
高木層	スギ	2	15～40cm	20～25m
中木層		—		
低木層	ヒサカキ、シロダモ	11		0.5～1.5m
草木層	ヤブコウジ、ジャノヒゲ	3		—

植生調査表 - 2

種別	樹種	被度	種別	樹種	被度
高木層	スギ	5	草木層	ヤブコウジ	+
	ケヤキ	+		アズマネザサ	+
				ジャノヒゲ	+
低木層	ヒサカキ	1			
	シロダモ	+			
	シュロ	+			
	シロダモ	+			
	ヤツデ	+			
	ヒイラギ	+			
	アオキ	+			
	ヒノキ	+			
	カヤ	+			
	ナンテン	+			
	ノイバラ				

被度表



1 2号墳整備後



2 13号墳整備後（1号土塚墓）



1 7号墳整備後



2 7号墳整備後



1 7号墳デッキ階段



2 7号墳デッキ階段



1 北側出入口



2 総合案内板

第5章 管理運営

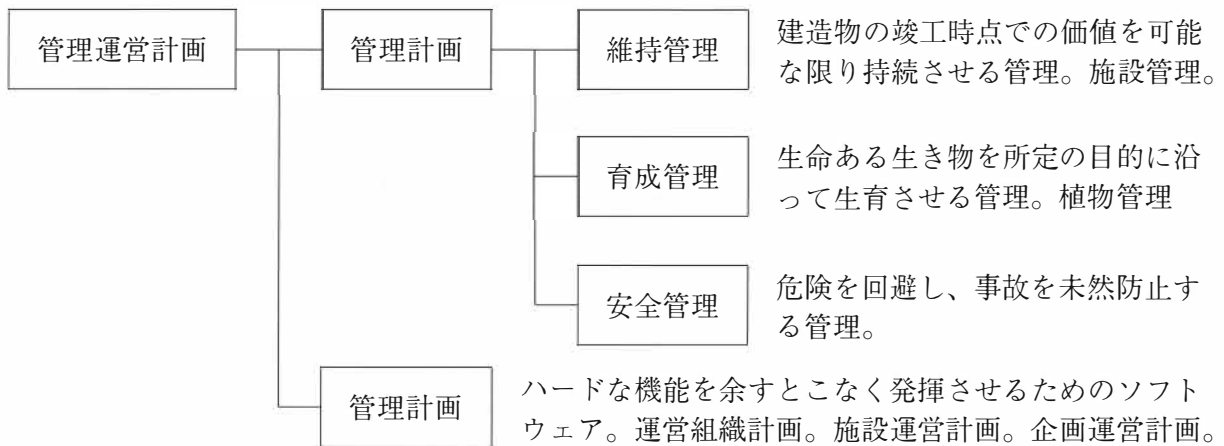
第1節 管理運営の基本方針

本計画地が古墳公園として整備され、魅力ある施設として市民に親しまれるためには計画的な管理運営の実施が重要となる。

以下に管理運営計画の体系を述べるとともに、実施にあたって本計画の内容をふまえながら必要となる管理運営の指針について整理するものとする。

第1項 管理運営計画体系

一般に管理運営計画は、大きく分けて管理計画と運営計画に分けられ、さらに管理計画は維持管理（施設管理）、育成管理（植物管理）、安全管理の3つに分類することができる。



管理運営計画の体系

第2項 管理運営指針

計画地における管理運営の指針について整理すると以下ようになる。

①高水準な管理計画の実施

整備された施設がその固有な機能を発揮し、快適な環境を提供するためには、きめの細かい管理計画の実施を図る必要がある。

特に計画地の主要部でもある桜井古墳（1号墳）は、国の史跡指定を受けた文化財であり、その他にも計画地内には貴重な文化財を多く含んでいることから、維持管理については、他の一般的な公園とはやや内容の異なるレベルの高い管理が望まれる。

また、樹木・草花・芝生等を対象とする育成管理（植物管理）についても、その状態を高水準に保つことは全体のイメージ向上に役立つとともに、計画地の特性を発揮するうえで非常に重要な管理であると言える。

②柔軟な管理業務の対応

実際の管理業務は、概ね計画的な年間スケジュールの中で対応可能となるが、計画地では一般に開放された公園施設としての特性上、利用者主体のスケジュール設定や実施にあたるものとする。

なかでも入り込み状況に応じた管理作業の実施や、予測に基づく管理計画の設定を行うとともに、災害事後の補修を速やかに行うなどの柔軟な実施体制づくりに努める必要がある。

③企画運営の充実

計画地の機能・特性を最大限に発揮することが可能な利用プログラムの企画・開催が重要となる。

④管理の効率化

計画地は高水準な管理計画施の実施が必要とされることから、管理コストの増大が懸念される。このため徹底した管理支出の軽減を図り、安全かつ健全な運営のために管理の効率化に努めるものとする。

第3項 管理計画

管理計画の実施概要について整理すると次のとおりである。

①維持管理（施設管理）

破損したり汚れた施設の存在は全体的なイメージの低下に直結するものであり、さらにそれが文化財であればそれ以上に大きな意味を持つ。このため、これらの発見後の対応を迅速に行うとともに定期的な補修プログラムの設定が重要となる。

また、維持管理には施設管理の他に清掃管理があげられるが、各地でくずかごを置かない公園が増えてきていることから、基本的には計画地においてもゴミの持ち帰りを利用者に徹底していく必要があると考えられる。しかし、缶ジュース等管理サービスゾーンで販売される場合については、その場で収集する必要があるため、用途に合った適切なくずかごを配置して効果的な管理を行うものとする。

日常清掃	定期清掃	特別清掃
日常的に行う必要のある清掃作業	定期的に行う必要のある清掃作業	問題時に行う必要のある清掃作業
・ 便所清掃	・ 給水施設清掃	・ 便所、配水管詰まり清掃
・ ゴミ収集	・ 汚水処理施設清掃	・ 落書き等清掃
	・ 植物管理後の清掃	

清掃管理作業の基本パターン

なお、維持管理水準の設定、プログラムの設定は整備する工作物の種類、内容により相当範囲で規定される。このため施設導入や空間整備に際しては管理運営側に立った検証を行うことが重要となる。

②育成管理（植物管理）

管 理 工 種		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	備 考
林地管理	間 伐													適 宜
	除伐・つる切り													除伐は1年中
	枝 打 ち													1回/年
	下 刈 り													1～3回/年
高木管理	常緑樹剪定													1～2回/年
	落葉樹剪定													1～2回/年
	施 肥													1～2回/年
	病虫害防除													必要に応じ
低木管理	刈 込													1～3回/年
	除 草													2～3回/年
	施 肥													1～2回/年
	病虫害防除													必要に応じ
芝生管理	芝 刈 込													3～6回/年
	除 草													3～4回/年
	施 肥													1～3回/年
	目 土 掛 け													1回/年
地被管理	除 草													
	施 肥													
	病虫害防除													必要に応じ
	株分け・植え替え													必要に応じ

年間植物管理計画

計画地は比較的敷地面積が大きいことから、合理的な植物管理を行っていく必要がある。計画地には桜井古墳ゾーンや管理サービスゾーンのように、植込み、芝生等が整備され利用が集中する区域がある他に、上渋佐支群ゾーン（7号古墳）のように比較的利用が少なくスギ林や雑木林に囲まれた半自然植生状の区域も見られることから、目的に合わせた管理区分タイプ・ランク区分の設定を行う必要がある。

なお植物管理の対象としては、林地管理、高木管理、低木管理、草花・野草管理、芝生管理その他があり、年間植物管理計画に示す。

③安全管理

安全管理については徹底して行うことはもちろんであるが、一方ではどの程度行えばよいのかということについて、まだ多く議論の余地を残している。保安にのみとらわれて利用者の自由な活動を著しく限定することは、本来の公園のあるべき姿ではないということを常に念頭に置かなければならない。計画地では、この様な認識に基づき安全管理を行っていくものとする。

また、万一の事故（トラブル）の発生に備え、事故者の救護、事故状況の把握、事故責任の明確化等に対応できる体制を整える。

第4項 運営計画

「画期的な発見」が全国各地で報道される中、市民の古代史や考古学への理解は年々高まってきており、遺跡や埋蔵文化財に対する関心は深まる一方である。そうした背景を受けて整備される桜井古墳公園は、地域の歴史や文化に興味をもつ人だけでなく、一般の市民や子供たちからも高い関心や興味をもたれるものと思われる。

そのため、計画地では桜井古墳や野馬土手など今回保存整備される優れた遺跡・文化財に加え、初心者にも桜井古墳の内容をわかりやすく解説することを目的として新たに造られるビジターホールなどの施設を効果的に利用した運営計画の立案が期待される。

前述のとおり、運営計画はハードな機能を余すところなく発揮させるためのソフトウェアであり、運営組織計画、施設運営計画、企画運営計画の3つに区分されるが、今回は、計画地で最も必要とされる企画運営計画を中心に実施の方策を検討するものとする。

桜井古墳公園（仮称）における企画運営計画としては、日常的な活動プログラムの他に臨時の企画イベントの開催などが考えられる。以下に計画地に対応したプログラムやイベントの内容等について述べるものとする。

①日常的な活動プログラム

日常的な活動プログラムとしては、案内板や解説板といったサインに加え、ビジターホール内に設置される様々なインフォメーション設備により、利用者が一人でも学習できるような施設の充実を図るとともに、これら無人の活動プログラムに加え、ボランティア案内人（仮称）などの協力を得て、有人による活動プログラムを企画運営し計画地に対する関心に応える体制作りも検討を要する。

なお、サインについては、園内の歩道に利用目的別、所要時間別のコースを設定して、効果的・効率的な利用を促すものとする。コースには指導標や植物名板の他に、「古墳時代の生活」「野馬土手の歴史」などバラエティーに富んだ内容の解説板を配置するなどして利用に配慮する。

②イベントの企画・開催

計画地では、桜井古墳や野馬土手といった多くの文化財があることから、これまでも公民館や博物館などが中心となって現地見学会などが実施されてきたが、古墳公園として整備された後は、計画地の特性を十分活かした魅力的で話題性のあるテーマによって様々なイベントの開催が期待できる。

具体的な内容については、「桜井古墳現地見学会」「原町市の歴史教室」といった一般的なものに加えて、「古代生活体験教室」「土器づくり講座」「親と子の歴史教室」など、計画地の内容や季節、地域性を活かしてできるだけ特色あるものとするのが望ましい。なお、場所については計画地を舞台に時には公民館や博物館での開催が考えられる。また、回数については一回限りのものから数回に及ぶものまで内容によって、いくつかのタイプを用意し利用者の期待に応えるものとする。

ただし、イベントの開催はその準備や後始末等においてスタッフの相当量のエネルギーを必

要とし、経費についても大きな支出を要することから、実施に当っては準備のための十分な時間を用意するとともに、外部の団体との共催や応援を受けるなどして取り掛かることが望ましい。

さらに、市民により愛着をもって接してもらうために様々な形での住民参加によるイベントの企画が考えられる。

<住民参加の例>

- ・市民による記念植樹…主に桜の丘などで実施する。
- ・竪穴式住居づくり…竪穴式住居の設置、竪替え、補修などを体験をかねて市民参加により行なう。なお、実施場所については2号墳東側のスペースなどが適当であると考えられる。
- ・樹木の剪定、花壇の手入れ…市民団体、学校などの園芸クラブの参加を図る。

イベントの企画・運営は、将来にわたり利用の増進を図り、市民に親しまれる“古墳公園”として定着させる上で極めて重要である。計画地の特色を十分生かし、ユニークな企画・運営を進める必要がある。

第6章 今後の課題

第1節 都市公園をとりまく状況と課題

第1項 バリアフリー，ユニバーサルデザインへの流れ

①背景

障害者に配慮した公園や街づくりを実践していく際のキーワードとして「ノーマライゼーション」と「バリアフリー」とがある。これは、「障害を持つ人もそうでない人も、高齢者も若者も乳幼児も、人間としてかわりない生活を送るため、あらゆる人々が共に生き、暮らす社会こそノーマルである」という考えがノーマライゼーションの基本であり、それを実現するためにハードあるいはソフトの様々な障壁（バリア）を取り除くことがバリアフリーを意味している。さらに最近話題となっているもう一つのキーワードに「ユニバーサルデザイン」がある。これは、「あらゆる環境において、どんな人々に対してもうまく適合するデザイン」を意味しており、この概念は特別なニーズを持つ人々のために特別な設計を行なうという考えとは対極にあるといえる。

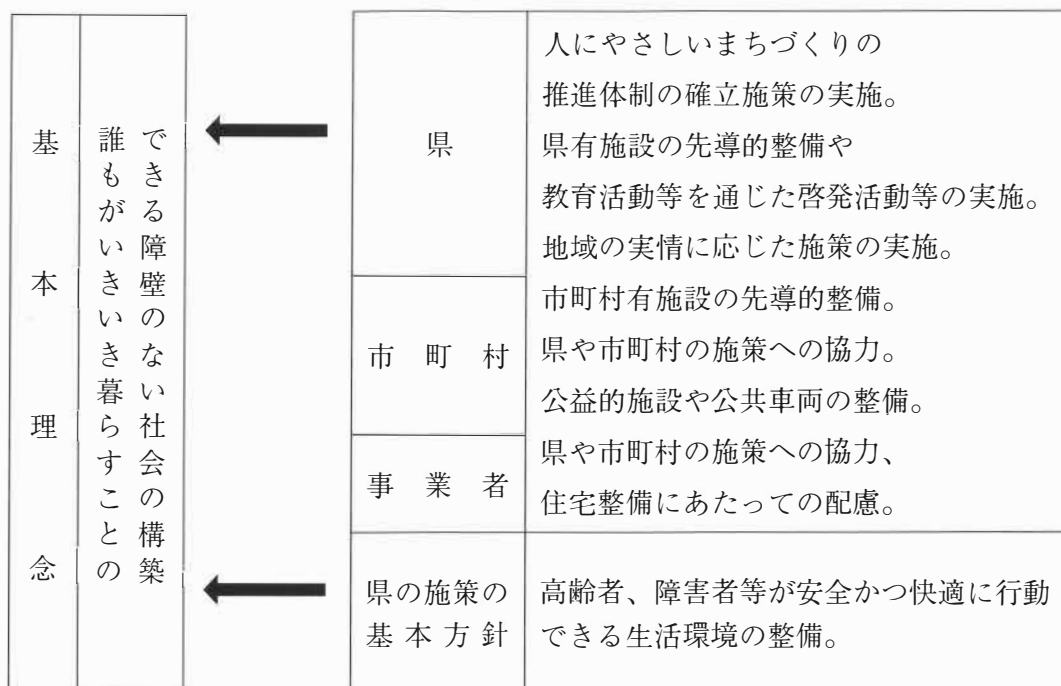
このうち、「ノーマライゼーション」と「バリアフリー」というキーワードが多く使われ始めたのは、障害者配慮、障害者対応という要求への回答としてであった。特に、1981年の「国連国際障害者年」、1983年から1992年までの「国際障害者の10年」によりずいぶん浸透した。その後、さらに「ユニバーサルデザイン」というキーワードが市民権を得つつある最大の理由としては、日本を含む先進諸国の急速な高齢化によるものと言われている。わが国では僅か40年程前には、65歳以上が人口に占める割合は5%程度であったものが、じりじりと増えはじめて1970年には7%、1994年にはその倍の14%にまで達し、増加の速度はさらに高まる傾向にある。

この高齢化の進展に伴い、これまであまり問題とされてこなかった環境や製品などについて、その利用に際して不都合が生じる高齢者が続出し、デザインに関わる問題を早急に解決することが要求されるようになってきた。その解決のための手法が「ユニバーサルデザイン」という単語に込められている。

②人にやさしいまちづくり条例

前述の社会的背景の変化を受けて、福島県では高齢者や障害者等に配慮したやさしいまちづくりをより一層進めていくため、1995年3月に「人にやさしいまちづくり条例」を制定した。

この条例は、人にやさしいまちづくりの基本理念並びに地方公共団体、事業者及び県民の責務を明らかにする一方、不特定多数の人が利用する病院、物品販売店舗、飲食店などの建築物や道路、公園等を高齢者や障害者等に配慮した公益的施設として整備するための基準を規定している。



基本理念等

第2項 余暇動向の変化

近年の余暇時間の増加や個人可処分所得の増大といった、余暇をめぐる社会情勢の変化は著しく、余暇活動重視のライフスタイルが定着しつつあり、まもなく21世紀を迎えるわが国にとって、公園等レクリエーション施設の整備はきわめて重要な課題となっている。

これら国民の余暇活動に関する基本的方向について整理すると以下の通りである。

①余暇動向の推移

余暇時間の拡大は、長寿社会の進展に伴って余暇生活重視へ移行してきた個人レベルの欲求と、わが国の貿易収支黒字を減少させようという国際的な要請を受けた国家レベルの施策とによって展開され、昭和50年代後半以降順調に推移してきたが、平成4年以降はバブル崩壊後の長期不況の影響により減少の傾向にある。

しかし、余暇の意識面では仕事よりも余暇の中に人生の生きがいを求める余暇重視の傾向が増々高まる現状にある。

②自己研鑽化する余暇活動

バブル崩壊後の余暇活動の傾向としては、30～40代のファミリー志向・健康志向・自然志向・自己研鑽志向といった傾向が明瞭であり、一時的なストレス解消や休養を求める受け身型のレジャー活動への欲求は、将来的にみると減少していくものと考えられる。

したがって、これからのレジャー及び観光は、この「ファミリー志向」「健康志向」「自然志向」「自己研鑽志向」をキーワードに費用をかけないリーズナブルに徹した機能・要素が求められる。

第1節 都市公園をとりまく状況と課題

順位	余暇活動種目	万人	平成7年順位
1	外食（日常的なものを除く）	7,160	1
2	国内観光旅行（避暑・避寒・温泉など）	6,270	2
3	ドライブ	6,120	2
4	カラオケ	5,690	4
5	ビデオの鑑賞（レンタルを含む）	4,340	5
	バー・スナック・パブ・飲み屋	4,340	6
	動物園・植物園・水族館・博物館	4,340	7
8	音楽鑑賞（CD・レコード・テープ・FMなど）	4,170	8
9	宝くじ	4,060	9
10	園芸・庭いじり	3,830	12
11	ボウリング	3,730	10
12	遊園地	3,660	11
13	ピクニック・ハイキング・野外散歩	3,640	13
14	テレビゲーム（家庭での）	3,200	16
15	トランプ・オセロ・カルタ・花札など	3,160	14
16	体操（器具を使わないもの）	3,070	15
17	映画（テレビは除く）	2,840	18
18	海水浴	2,820	16
19	パチンコ	2,740	19
20	催し物・博覧会	2,710	20

参加人口上位20の余暇活動種目
（平成8年）

順位	余暇活動種目	%
1	国内観光旅行（避暑・避寒・温泉など）	76.8
2	外食（日常的なものを除く）	59.1
3	ドライブ	52.6
4	海外旅行	48.9
5	カラオケ	42.2
6	ピクニック・ハイキング・野外散歩	41.0
7	動物園・植物園・水族館・博物館	38.0
8	園芸・庭いじり	34.4
9	音楽鑑賞（CD・レコード・テープ・FMなど）	34.3
10	宝くじ	33.3
11	ビデオの鑑賞（レンタルを含む）	30.8
12	音楽会・コンサートなど	29.8
13	映画（テレビは除く）	29.8
14	遊園地	29.0
15	バー・スナック・パブ・飲み屋	28.8
16	パソコン（ゲーム・趣味・通信など）	28.2
17	水泳（プールでの）	27.8
18	スポーツ観戦（テレビは除く）	27.8
	海水浴	27.8
20	催し物・博覧会	24.8

余暇活動参加希望率上位20種目
（平成8年）
（「レジャー白書'97」より）

第2節 遺跡の保存整備の状況と課題

第1項 遺跡保存の現状

全国の遺跡の総数は、現在約30万件と言われているが、これは埋蔵文化財包蔵地として自治体に登録され、記録保存等の行政的に何らかの保護措置を講ずる対象とされているものの数である。資料によれば1991年度にこれらの遺跡で発掘が行われた件数は約26,000件で、そのうちの約98%が緊急調査、残り2%が学術調査である。(資料：「埋蔵文化財ニュース(1995)」)

緊急調査は開発行為によって破壊されるのが前提となっており、失われる前に記録をとっておこうとするものであるから、いかにたくさんの遺跡が失われているかがわかる。

第2項 遺跡を保存整備する理由

遺跡を保存整備する理由としては、大きく分けて三つが考えられる。

①遺跡を正しく理解してもらうため

古墳や城の石垣・土塁のように地上に構造物として遺構が残っている場合、それらはそのままの状態でも位置や大きさがある程度実感できるが、地面に穴を掘って建てた掘立柱建物の柱穴や素掘りの溝などの遺構は、発掘後風雨にさらされると、やがては崩壊してしまう。そこで保存のために埋め戻すなどの処置が必要になるが、埋め戻してしまうと位置すら分からなくなってしまふ。それゆえに遺跡を正しく、容易に理解でき、遺跡の上で土地固有の歴史を追体験できるような魅力的な空間が求められるのである。

②有効な利用を図り活用するため

遺跡を文化財保護法の「史跡」に指定し保存することになると、土地の所有者に対して現状での保存が求められ現状変更規制が課せられる。この規制に対する保障手段として土地の買取りが行われる。ところが、公有化を図っても荒地にしておいたのでは地域社会にとって意味のないものになってしまう。そこで、史跡指定地をいかに管理し、土地の経済的価値に見合うだけの利用はいかなるものかが考えられ、学校教育や社会教育、さらには町づくりの一環としての活用が図られることになる。

③遺跡を保存するため

遺跡を保存するためには管理や修理、保存施設の設置が必要になる。古墳や城の石垣などに生えた樹木の根はその成長に伴って古墳の斜面に張りつけられていた葺石を動かし、石垣の間を押し広げそれを崩す原因となる。遺跡を保存するためには樹木の伐採等の適切な管理を行わなければならない。堅固にみえる石垣も石自体が物理的、地学的、生物的な風化作用を受けて劣化し、強度がなくなった場合には解体による修理などを施す必要が生じる。

さらに、遺跡の調査や保存のため遺跡に接触すること自体が破壊の原因になる場合もある。千数百年密閉されて保存されてきた古墳の石室は、厚い封土で覆われていたために温度や湿度が安定した状態にあったが、石室を開けることによる外気の進入で温湿度の急激な変化を生じ顔料などの剥落をもたらす。また、立ち入る人間の衣服などについた微生物が石室内を汚染す

る。壁画などの保存のためには環境を制御する保存施設の設置が必要になるのである。

第3項 遺跡保存整備の内容

遺跡の保存整備は、建設された当初の機能を失っている遺跡に多少の加工を施して、現代の社会の中で新しい一定の機能を付加することである。そしてその加工の程度によって遺跡は様々な装いを見せ、訪れる人々に与える情報やイメージは異なったものとなる。遺跡を保存した上で土地の歴史性や遺跡固有の自然および文化的環境を損なうことなく現在の地域社会に定着させることが大切で、そのためには遺跡という特殊な立地条件を活かし、土地の歴史性そのものを空間づくりの基本的なコンセプトとすることが必要である。

遺跡保存整備の具体的な内容は大きく三つに分けられている。第一は遺跡の保護に関わるもので、遺構を保護するために行う盛土や石垣の修理、露出している遺構の風化に対する保存処理、木製遺物の保存を良好な状態にするために行う池の造成（これは地下水位を上げて遺物の酸化および劣化を避けるもの）などがある。第二は遺跡に関する学術的な成果を公開、展示するもので、復元模型の展示、復元建物の展示、建物跡の表示、説明板の設置、資料館の建設などである。第三は利用者のための施設整備に関わるもので、休憩施設、便益施設等の設置がある。遺跡の保存整備では、第一と第二の整備内容が特に重要であり、一般の公園整備とはここが異なる。

実際に遺跡の保存整備を行う場合には、いつの時代の遺跡か、どのような性格のものか、どのような変遷をたどったか等を発掘調査による出土遺物、遺構、関連資料等から明らかにする。そして遺構の持つ歴史的文化的意義が考えられ、それを遺跡の保存整備という空間計画に反映させるか否か、反映させるとしたらどのような展示手法が適切かが考えられ、場所ごとの展示計画と敷地利用計画との調整が行われる。なお発掘調査が完了していない所では、暫定的な整備地区や現状を維持する程度の管理を行う地区なども設けられる。

第4項 遺構展示手法

いくつかの遺構展示手法について、その特徴等について列記する。

①露出展示方式

この方式は既に地上に現れている遺構や発掘調査によって検出した遺構をそのまま見せる方法で、庭園遺跡や石造遺跡、城の石垣などで多く用いられる。これは石を主体とするため露出しても自然条件にある程度耐えられるからである。また庭園遺跡では、借景などの造園技法を用いて周辺環境と有機的につながっている場合もあり、後述する覆屋などで閉塞すると鑑賞上の価値が低減すると考えられている点もある。

この方式の特長は何といても本物の迫力を臨場感を持って味わえることである。一方、問題点には露出に伴う石質の劣化があり、石質によっては合成樹脂等の含浸による強化や撥水剤の塗布による防水加工といった保存処理だけでなく、施工後の保存状態のチェックも必要になる。なお、欠損している石を補充したり、庭園では倒れかかっている景石を起こすなどの若干

の復元作業の必要から発掘当初の現状が失われる場合もあり、整備前の精密な記録が特に重要になってくる。そのため弘前城三の丸庭園等ではステレオカメラを用いた写真測量により石組の立面図を作成し、整備の前後を記録に留めている。また、平城京左京三条二坊宮跡庭園（奈良市）では主要な景石、敷石を露出展示し、位置を復旧した転石には丸印を、石の抜き取り穴だけが残りそこへ補充した新石には三角印をそれぞれ目立たぬよう刻印し、オリジナル、修復、復元の別を後世に明示している。

②覆屋展示方式

この方式も前述の露出展示方式同様、発掘調査によって検出した遺構を見せるものであるが、遺構の劣化を防ぐために屋根を架けるところが異なる。古墳の石室や住居跡、貝塚、窯跡、素掘の溝跡など多くの場合に用いられている。覆屋設置の目的からすると、見学者に配慮しつつも遺構保存のためにはならない場合と、保存のための方法は他にも考えられるが見学者用の展示にあえて遺構を露出させるため必要になる場合とに分けられる。前者の事例にはフゴッペ洞窟跡（北海道余市町）等があり、壁画の保存のために恒温恒湿を保つ空調機械制御室を伴っている。一方後者の事例は多く見られる。平城宮跡では建物遺構の北半分を覆屋の中で露出し、南半分を覆屋に接する屋外で後述の立体表示方式により建築の表現をしている。なお、覆屋の建設にあたっては建物重量による遺構破壊を回避するため、一般の建築工事で採用されている深い掘削を要する独立した杭基礎ではなく、ベタ基礎による工法を採っている。これは基礎を帯状にまわすもので、建物自重を広く分散し浅い盛土の中に基礎を納められる利点があるからである。

③レプリカ展示方式

遺構そのものが展示できない場合、遺構面を保護し、その真上に遺構を型取りした合成樹脂等の遺構模型（レプリカ）を設置するものである。現在、石などのレプリカ作成技術は見た目では区別がつかないほどのレベルに達している。しかし、精巧な合成樹脂の模型も強度的な問題の他、合成樹脂の劣化、退色が見られ、数年ごとの色の塗り替えなど維持修理が問題になる場合もある。

平城宮内裏の井戸跡では、遺構面を砂で養生した上にプレキャストコンクリート板の基礎を設置し、その上にL字鋼で組まれた模型のアンクルを固定している。なお、隣接する面で、回廊の基壇（土台）の復元を行っている関係上、忠実に再現した遺構模型だけでは一体的にならないため、抜き取られていた敷石を自然石で補充し、井戸に架けられていた井戸屋形の柱4本を一定の高さまで立ち上げるなどの後述の方式も併用している。

④遺構復元方式

遺構を保存してその上に当時の姿を再現する方法で、建物跡や庭園の州浜跡などで多く用いられる。

まず発掘調査で柱に付随する穴の構造から建物の形状、柱跡の位置から建物の位置や規模、柱の配置から屋根の形、雨落溝の位置から屋根の広がりなどがわかる。掘立柱建物は建て替え時などに柱を掘り起こして抜き取るが、深くて抜き取れない場合途中で切っている。そして、

切り離されて土中に残った柱の根から柱の径が分かるし、柱根の下の土の含水比から柱にかかった荷重を計算し、上部の構造が楼閣のような高い建物であったか等も推定できる場合がある。発掘調査で時々建築部材が出土するが、柱の長さや柱の上の組物の形までは通常分からず、遺構を復元する場合には現存する同時代の建物を参考にする。さらに復元の精度を上げるために文献資料や絵図等の資料が加わることは言うまでもない。遺構はその性格や材料、残存状況、周辺環境がそれぞれ異なる個性的なもので、それゆえに復元では検出された遺構に用いられていた材料と同種類のものを用いたり、その時代に用いられたかなで建築部材を仕上げる等の工夫がされている。

遺跡の上に新築される復元建物の是非について、まとめると次のようになる。復元の特徴として、

- ア. 遺跡のかつての状況が明確に理解できる。
- イ. 遺跡保存・文化財保護の思想の普及の手掛かりとなる。
- ウ. 観光の拠点となり経済的効果がある。
- エ. 復元設計に必要なことから遺跡の解釈をさらに精巧に行なう機会となる。
- オ. 伝統的木造建築の技術伝承の場となる。

等がある。

問題点としては、

- カ. 復元の根拠にあいまいな点がある場合でもそれが正しいものかのよう示され、修正が容易でない。
- キ. その土地の重層的な歴史の痕跡を一つの時代に限定して社会に提示することとなる。
- ク. その時代、その遺跡またはその建物について固定的なイメージを与える。
- ケ. 完全な復元は不可能であることから現代的工法による補強や維持管理を考慮した便宜的改変が行われる。
- コ. 現存する建物のデザインを参考にして復元するため、推定されるデザインの多様性が表現できない。

等がある。

平城宮宮内省跡では東西約50m、南北約90mの築地塀で囲まれた役所の建物すべてを復元しようとしている。現在までに正殿を除く四棟の掘立柱建物と築地塀の一部が復元されている。掘立柱建物を当初と同じ工法で作ると、穴を掘ることになり遺構を破壊してしまうため、遺構面上の数十cmの盛土の中に地中梁を設けアンカーボルトで柱と基礎を固定する工法を採っている。復元は建物だけではなく庭園の植栽でも行っており、平城京左京三条二坊宮跡庭園では出土した植物遺体や「万葉集」「懐風藻」に詠まれる樹種を参考にし、植栽する樹種を決定している。

⑤立体表示方式

この方式は遺構復元方式と後述の平面表示方式の中間的なもので、遺構に盛土してその上に基壇などの建物の下部だけを復元したものと造園材料だけを用いて表現したものがある。

前者の例には平城宮兵部省跡があり、ここでは建物の基壇を復元し、その上に建物の柱や壁を一定の高さまで建ち上げる方法を採用している。後者の例には平城宮内裏の掘立柱建物跡があり、盛土上でさらに建物範囲を盛土で高め、その表面に芝生を張り、柱位置にツゲを植え込み柱状に仕立てている。なお、平城宮跡では遺構面を盛土で保護し、奈良時代の推定される地盤面より80cm高いところを整備地表面の基準としている。この80cmの盛土は復元建物の基礎や排水用の暗渠を納めるのに充分で、植栽する樹木の根が遺構面に達しない深さである。

⑥平面表示方式

遺構を保存し盛土した整備地盤面上で、遺構の位置や輪郭、範囲などを切石やレンガ、砂利など新しい材料で表現したものである。

平城宮はその建設に伴い、いくつかの古墳を削平している。平城天皇陵と呼ばれる前方後円墳は南側の前方部が平城宮の中に入り、墳丘は削られ周壕は埋め立てられており、後円部が宮内庁管理の陵墓として遺存している。そこで整備地盤面上で周壕前方部の輪郭を玉石、壕の中を砂利で表示し、その上に前述のツゲによる奈良時代の建物表示も合わせて行なっている。平面表示は遺構の性格や構造が分かりにくい欠点があるが、重複した遺構群の時期差を示すには有効である。松本城二の丸御殿跡では発掘調査の成果と古図により明らかとなった御殿の部屋割をレンガによる境界で表し、畳敷き部分は張芝、板敷き部分はカラーアスファルト舗装、中庭部分はクレイ舗装などと材料を変えて表示している。

第4項 先進地事例（全国各地に見られる古墳公園整備の状況）

近年、開発件数の増加に伴い、全国的に遺跡の発掘調査件数が増加しており、特に重要な遺跡については、保存整備し一般に公開することになったものも多く見られる。なかでも有名なものが、青森県の三内丸山遺跡、鳥根県の加茂岩倉遺跡、佐賀県の吉野ヶ里遺跡などで、これら保存整備された遺跡によって多くの人々に遺跡に対する知識や関心が高まり、文化財保護への思想も普及してきたといえる。

こうした遺跡の保存や活用については、史跡の規模・性格・特色・残存する形態によって、修理・復元・表示・施設などいろいろな整備方法が検討され、より多くの市民に理解され、末長く後世に残す努力がなされている。

以下に、本計画を進める上での参考資料として収集した、全国各地で行われている遺跡の保存整備や公園化の事例について整理するものとする。

第2節 遺跡の保存整備の状況と課題

施設名	位置	面積	開設年月日
三内丸山遺跡(青森県総合運動公園遺跡ゾーン)	青森県青森市	38.0ha	平成9年
国営吉野ヶ里歴史公園	佐賀県神埼郡	54.0ha	平成9年
さきたま古墳公園	埼玉県行田市	30.0ha	
妙見山古墳(藤山健康文化公園)	愛媛県越智郡大西町		平成8年
史跡公園 紀伊風土記の丘	和歌山県和歌山市	約60ha	昭和46年
くれふしの里公園	茨城県東茨城郡内原町	約4ha	平成10年
加悦町古墳公園	京都府与謝郡加悦町		
水満田古墳公園	愛媛県伊予郡		
須曾蝦夷穴古墳	石川県鹿島郡		平成9年
史跡有岡古墳群(王墓山古墳)	香川県善通寺市	0.4ha	平成4年
史跡有岡古墳群(宮が尾古墳)	香川県善通寺市	0.2ha	平成8年

全国各地に見られる遺跡公園整備の状況

施設名	さきたま古墳公園		
位置	埼玉県行田市	面積	30.0ha(開設面積 23.7ha)
開設年月日			
事業名			
事業内容	◇公園名称/さきたま古墳公園 ◇公園規模/公園全体:30.0ha ◇主な公園施設 古墳群 9基:さきたま資料館 1棟:民芸資料館 1棟:万葉植物園 1ヶ所 薬用植物園 1ヶ所:休憩舎:スイレン池:ハス池:菖蒲田: 芝生広場 遊戯広場:駐車場		
事業の推移	昭和13年8月 国史跡指定		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・大型古墳が集中していることで全国的にも有名であり、中でも丸墓山は日本一の円墳とされている。 ・9基の古墳の一つ稲荷山古墳から出土した「金錯銘鉄剣」に刻まれた115文字の銘文は、5世紀後半のものと考えられ、古代東国のなぞを解く文字として貴重である。鉄剣は、ほかの出土品とともに昭和58年6月、国宝に指定された。 ・さきたま資料館…入館料一般50円(月曜日と祝日の翌日は休館) 		

施設名	三内丸山遺跡（青森県総合運動公園遺跡ゾーン）		
位置	青森県青森市	面積	38.0ha（開設面積 12.3ha）
開設年月日	平成9年		
事業名	青森県総合運動公園整備事業		
事業内容	<p>◇公園名称／青森県総合運動公園</p> <p>◇公園区分／種別：大規模公園 区分：広域公園</p> <p>◇公園規模／公園全体：74.8ha</p> <p>◇短期整備の主な公園施設</p> <p>〔教養施設〕 一般堅穴住居 5棟：大型堅穴住居 1棟（252.38㎡） 掘立柱建物（高床倉庫）3棟：大型掘立柱建物1棟 （4.2m×8.4m×3層）</p> <p>展示室 1棟（1,099.7㎡：遺構展示施設 5ヶ所 体験学習施設 1棟（354.6㎡、120人収容）</p> <p>〔休養施設〕 休憩所 1棟（544.32㎡）</p> <p>〔便益施設〕 駐車場・トイレ・売店・食堂・観光写真</p> <p>〔管理施設〕 ボランティアガイド受付</p>		
事業の推移	<p>平成3年度 青森県総合運動公園拡張整備事業の認可</p> <p>平成5年9月 新県営野球場建設着手</p> <p>平成6年8月 新野球場建設中止／三内丸山遺跡保存・活用を決定</p> <p>平成7年3月 保存活用区域「遺跡ゾーン」38haの整備基本構想策定</p> <p>平成7年4月 基本構想に基づく短期整備事業に着手</p> <p>平成8年12月 短期整備事業完了</p> <p>平成9年3月5日 国史跡指定</p>		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・縄文時代前期から中期（約5,500年前～4,000年前）の遺跡。 ・これまでの縄文時代の常識を超える出土品が続々と発見され、約1500年以上継続して営まれた日本最大の縄文集落跡として全国的に例のないきわめて重要な遺跡であることが判明。特に平成6年7月に大型掘立柱建物跡が発見されたことで一気に保存を求める声が高まり、青森県は平成6年8月に建設中であった野球場の工事を中止し、遺跡を保存することを決定した。 ・見学料無料（年末年始休館） 		

施設名	国営吉野ヶ里歴史公園		
位置	佐賀県神埼郡	面積	54.0ha
開設年月日	平成9年		
事業名	国営公園事業		
事業内容	<p>◇公園名称／国営吉野ヶ里歴史公園</p> <p>◇公園区分／種別：国営公園 区分：口号の国営公園</p> <p>◇公園規模／公園全体：117.0ha（県営部分63.0ha含む）</p> <p>◇主なゾーンの概要</p> <p>〔古代の森ゾーン〕 背振山系から続く緑豊かな森の中に遺跡の分布するところ。今ある緑を保全するとともに地区北側部分には往時の森の再現をはかり、森を通して様々な学習や生活体験などに親しめるゾーン。</p> <p>〔古代の原ゾーン〕 環壕集落の西側は、現状は広々とした水田地帯で、環壕集落との景観上重要な位置にある。水田遺構や弥生の草地風景の再現をはかり、のびのびとしたオープンスペースの中で往時の雰囲気を感じながら憩い楽しめる場。</p> <p>〔環壕集落ゾーン〕 環壕集落を中心とする主な遺構の集まる場所。遺構を総合的・本格的に復元し、当公園の象徴として弥生の環壕集落の再現を図る。</p> <p>〔入口ゾーン〕 田手川東側の区域は、国道385号に接し、かつての環壕集落の入口につながる場所。主入口にふさわしい機能、環境を整え、情報サービス拠点、公園の管理拠点として整備する。</p>		
事業の推移	<p>昭和56年6月 工業団地の検討着手</p> <p>昭和61年5月 工業団地開発に伴う文化財発掘調査開始</p> <p>平成3年5月 吉野ヶ里遺跡特別史跡の指定。</p> <p>平成4年10月 「国営吉野ヶ里歴史公園」54haの閣議決定。</p> <p>平成5年5月 基本計画決定</p> <p>平成6年6月 基本設計決定</p> <p>平成7年11月 公園整備の工事着工</p> <p>平成9年11月 吉野ヶ里遺跡への来訪者1,100万人突破</p>		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・弥生時代中期から後期の遺跡。 ・見学料無料（年中無休） 		

施設名	加悦町古墳公園		
位置	京都府与謝郡加悦町	面積	
開設年月日			
事業名			
事業内容	<p>◇主な公園施設</p> <p>加悦町古墳公園は、国史跡蛭子山古墳と国史跡作山古墳を1600年前の状態に復元整備した古代歴史公園である。</p> <p>公園内には調査成果に基づいて築造当時の古墳を正確に復元した墳丘の他に、はにわ資料館、古代復元住居、いろいろの館、物産館などがある。</p> <p>国史跡蛭子山古墳…蛭子山1号墳と蛭子山2号墳からなる。 築造は4世紀後半。 全長145m。日本海3大古墳の一つに数えられ、中でも最も古いものとされている。 後円部では舟形石棺を見学することもできる。</p> <p>作山古墳…4世紀後半から5世紀はじめにかけて築造された古墳。 円墳、方墳、前方後円墳の3種類、5基で構成される極めて珍しい古墳。</p>		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・入園入館…有料（月曜日と祝日の翌日、年末年始は休館） ・公園内ガイド…1回2,000円で60～90分（事前予約制） 		

第2節 遺跡の保存整備の状況と課題

施設名	妙見山古墳（藤山健康文化公園）		
位置	愛媛県越智郡大西町	面積	
開設年月日	平成10年3月		
事業名	地域文化財保全事業債		
事業内容	<p>◇公園名称／藤山健康文化公園</p> <p>◇主な施設の概要</p> <p>園内には築造当時の姿に復元された妙見山古墳や遺構・出土遺物等を展示した藤山歴史資料館があり、他に多目的芝生広場、センター広場、親水広場、菖蒲園、ホタル園、昆虫の森、陽だまりの丘、桜の園などが整備されている。</p> <p>・藤山歴史資料館</p> <p>平成8年6月1日開館</p> <p>鉄筋コンクリート造平屋建て</p> <p>延べ床面積 622.72㎡</p> <p>常設展示室、企画展示室、エントランスホール、会議室、事務室、倉庫等からなる。</p>		
事業の推移	<p>平成2～6年 学術発掘調査</p> <p>平成7～8年 妙見山古墳整備工事</p>		
備考	・資料館入館…有料（月曜日、展示準備期間、年末年始は休館）		

施設名	史跡有岡古墳群（王墓山古墳）		
位置	香川県善通寺市	面積	4,178㎡（史跡指定範囲）
開設年月日	平成4年		
事業名	史跡有岡古墳群（王墓山古墳）保存整備事業		
事業内容	<p>◇事業期間／昭和53年度 発掘調査 昭和59年度 公有地化 昭和61年度～平成3年度 保存整備事業</p> <p>◇施設内容／王墓山古墳（遺構復元整備）、弥生時代の集団墓群（遺構復元整備）、説明板（陶板製）、給水施設、給電施設、園路、緑地帯ほか</p> <p>◇事業費内訳／全体事業費 155,029千円 施設整備費 97,070千円 用地費（補償費含む） 53,225千円 事務費 4,734千円</p> <p>◇財源内訳／全体事業費 155,029千円 国費 74,026千円 県費 15,801千円 市費 65,202千円</p>		
備考	<p>◇管理方法／シルバー人材センターに草抜き作業を委託（年3回）し、緑地帯管理業者に液体肥料と除草剤の散布を委託（年2回）している。</p> <p>◇問題点／墳丘に上がる見学者が多く、部分的に盛土が崩れている。広大な緑地の管理帯の管理が難しい。</p>		

第2節 遺跡の保存整備の状況と課題

施設名	史跡有岡古墳群（宮が尾古墳）		
位置	香川県善通寺市	面積	1,710m ² （跡指定範囲は1,817m ² ）
開設年月日	平成8年		
事業名	史跡有岡古墳群（宮が尾古墳）保存整備事業		
事業内容	<p>◇事業期間／平成4～7年度 保存整備事業</p> <p>◇施設内容／宮が尾古墳（遺構復元整備）、宮が尾2号墳（遺構復元整備）、宮が尾古墳原寸大模型、史跡及び周辺地形 立体模型、説明板（陶板製）、休息施設、給水施設（井戸、ポンプ、散水栓）、給電施設（防犯灯、コンセント）、真砂土透水舗装園路、緑地帯、駐車場他</p> <p>◇事業費内訳／全体事業費 192,983千円 施設整備費 152,271千円 用地費 31,699千円 補償費 5,421千円 事務費 3,592千円</p> <p>◇財源内訳／全体事業費 192,983千円 国費 97,175千円 県費 26,141千円 市費 69,667千円</p>		
備考	<p>◇管理方法／シルバー人材センターに草抜き作業を委託（年3回）し、緑地帯管理業者に液体肥料と除草剤の散布を委託（年2回）している。</p> <p>◇問題点／石室の実物大模型はFRP製であり、イタズラによる損傷が懸念される。また10年程度の期間を経る度に彩色や補修などメンテナンスが必要となる。真砂土透水性舗装の経年経路の期間を経る度に補修が必要とされている。</p>		

施設名	くれふしの里公園																				
位置	茨城県東茨城郡内原町	面積	4.0ha																		
開設年月日	平成10年																				
事業名	古墳公園整備事業																				
事業内容	<p>◇公園名称／くれふしの里公園</p> <p>◇主な施設の概要 園内には築造当時の姿に復元された牛伏4号墳のほか、修復された前方後円墳・円墳、遊具を設置した広場、シンボルモニュメントの「はに丸タワー」がそびえる芝生広場があり、前方後円墳をイメージしたと思われる四阿や竪穴式住居をイメージしたトイレなどが整備されている。</p> <p>◇整備事業費</p> <table border="0"> <tr> <td>整備総事業費</td> <td>331,324千円</td> </tr> <tr> <td>内訳 用地取得費</td> <td>38,209千円</td> </tr> <tr> <td>整備工事費</td> <td>270,485千円</td> </tr> <tr> <td>実施設計費</td> <td>21,630千円</td> </tr> <tr> <td>実務費</td> <td>1,000千円</td> </tr> <tr> <td>シンボルモニュメント「はに丸タワー」</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総事業費</td> <td>92,001千円</td> </tr> <tr> <td>内訳 工事費</td> <td>85,575千円</td> </tr> <tr> <td>実施設計費</td> <td>6,426千円</td> </tr> </table>			整備総事業費	331,324千円	内訳 用地取得費	38,209千円	整備工事費	270,485千円	実施設計費	21,630千円	実務費	1,000千円	シンボルモニュメント「はに丸タワー」		総事業費	92,001千円	内訳 工事費	85,575千円	実施設計費	6,426千円
整備総事業費	331,324千円																				
内訳 用地取得費	38,209千円																				
整備工事費	270,485千円																				
実施設計費	21,630千円																				
実務費	1,000千円																				
シンボルモニュメント「はに丸タワー」																					
総事業費	92,001千円																				
内訳 工事費	85,575千円																				
実施設計費	6,426千円																				
事業推移	<p>平成3年 新内原町総合計画の中でテーマ性のある公園整備が位置づけられる</p> <p>平成7年 牛伏4号墳の発掘調査実施</p> <p>平成7～9年 古墳公園整備事業実施 公園名とシンボルモニュメントの名前は一般公募</p>																				
備考	・見学料無料（年中無休、はに丸タワーは除く）																				

**国史跡桜井古墳
保存整備実施報告書**

平成14年3月29日 発行

発行 福島県原町市教育委員会
〒975-8686 福島県原町市本町二丁目27番地
TEL (0244) 24-5284

印刷 株式会社鹿島印刷所
〒979-0023 福島県相馬郡鹿島町鹿島字町159番地
TEL (0244) 46-5555



古紙配合率100%再生紙を使用しています